

平成28年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成28年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月8日（木） 午前9時00分 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	中川村公共施設整備基金条例の制定について
日程第5	議案第2号	中川村公共下水道建設基金条例等を廃止する条例の制定について
日程第6	議案第3号	中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号	中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第5号	中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第6号	村道路線の認定について
日程第10	議案第7号	上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について
日程第11	議案第8号	平成27年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第9号	平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第10号	平成27年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第11号	平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議案第12号	平成27年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	議案第13号	平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	議案第14号	平成27年度中川村水道事業決算認定について
日程第18	議案第15号	平成28年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第17号	平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第18号	平成28年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	一般質問	

3番 松澤文昭

- (1) ふるさと納税を活用した中川村の産業振興について
- (2) 地域活動支援センターの設置に関する今後の村の方針について

5番 中塚礼次郎

- (1) 平成29年4月から実施の医療介護総合事業について

7番 小池 厚

- (1) リニア対策協議会の今後の取組について
- (2) 村の地震防災対策について

6番 柳生 仁

- (1) 交通について

出席議員（9名）

1番	高橋昭夫
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成28年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成28年9月8日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年9月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 平成28年度中川村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私、何かとご多用の中、定刻にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。
本定例会は山崎議長の進行による最初の定例会となります。議会も新しい体制となり、村民の暮らしのために、これまで以上にますますの活躍をしていただきますよう私の立場からもお願いを申し上げます。
さて、九州では地震に続いて水害があり、東北、北海道でも台風による大きな被害がありました。姉妹町村の間柄である北海道中川町は河川敷にあるマレットゴルフ場の冠水程度で済んだという連絡を受けておりますけれども、遠くイタリアでも地震があり、被災したアマトリーチェ村は最も美しい村連合の仲間でもあります。
幸い中川村は災害を免れていますけれども、今朝8時25分には大雨洪水警報が発表されておりますし、昨今の異常気象や地震についても、全地球的に活動期に入ったのかもしれない、いつ何が起こるか予測のつかない状況であります。
先日は地震防災訓練を実施し、各地区でも防災に取り組んでいただいているところでありますけれども、改めて気を引き締めていかなければならないと考えているところでございます。
本定例会は決算議会でもあります。決算委員会で見させていただく二度目ということになりますが、こまかな数字を見ていただかなくてはならず、日程も長期にわたります。議員各位へのご負担は大きいと存じますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。
さて、8月の臨時議会でもご報告申し上げましたが、来年の村長選挙には立候補をいたしません。来年以降に向けた布石となるものについて、今、取り組みかけているものをこの機会に触れておきたいというふうに考えます。
まず、本定例会に補正予算として提出申しており、一般質問も頂戴しておりますが、今後、村施設の老朽化が重要な課題となってくるので、新たな基金として公共施設整備基金を新設し1億円を積み立ててまいりたいと思います。

そして、これまでも沢入一中組間の上水道の基幹管路の耐震化更新を進めてまいりましたけれども、本定例会の補正予算で補助対象にならないうちの 300mを単費で実施し、来年度、さらに 300mほどを予定しております。これが終了すると残りの未対応区間は約 1,600mとなり、こちらは、補助を受けながら、それ以降に取り組んでいくことになります。

木質エネルギーの活用に向けて高齢者憩いの家にバイオマスボイラーを導入できないか、可能性を検討いたします。もし実現できるようであれば、村内で木質エネルギーを生産し村内で消費するベースができ上がり、民間を含めたほかの施設あるいは農家のハウスの加温などに木質エネルギーを供給する体制の基礎ができ上がるようになります。村内の里山整備が進むと同時に、重油代などで村外へ流出していたお金が村内に還流することになり、村の経済活性化にもつながるのではないかと期待しております。

あわせて、小水力発電についても可能性を調査する費用を補正予算に計上いたしました。

ケーブルテレビの光伝送路更新については、エコシティー・駒ヶ岳が主体の工事で、駒ヶ根、飯島、宮田を終了し、中川村を残すのみとなっているところでありますけれども、エコシティー側で伝送路の張りかえを行う方針が出され、これが決定となれば、早々に工事に取りかかる準備が進められています。

リニア中央新幹線に関連して県道松川インター大鹿線の改良工事がいよいよ始まります。8月29日には2つのトンネル工事の安全祈願祭が行われました。今後、本体工事も本格化してまいります。JR東海は、先日、23日にみずから主催した説明会で多くの住民からの心配の声が上がったにもかかわらず、新聞報道によれば住民理解が深まったとの評価をしているそうであります。本来であれば、住民の不安が根強いことがよく分かったので、十二分に配慮して迷惑をかけないようにするというように言うべきところであるのに、常識を疑います。もし説明会の回数を重ねるだけで丁寧な説明をした、理解を得られたとのアリバイをつくらうとしているのだとすれば許しがたいことでもあります。それに対抗できるのは村の対策協議会しかありません。対策協議会において住民の心配の声を吸い上げ、住民の暮らしに十分な配慮をして工事を進めるようJR東海及び県にしっかりと要求をしていかねばなりません。議員各位の積極的なご協力が重要でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、中川村公共施設整備基金条例が1件、中川村公共下水道建設基金条例等を廃止する条例が1件、中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例など条例の一部を改正する条例が3件、村道路線の認定が1件、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更が1件、平成27年度中川村一般会計歳入歳出決算認定など平成27年度決算認定が7件、平成28年度中川村一般会計補正予算（第3号）など平成28年度補正予算が4件、計18件であります。

また、最終日に中川村教育委員会委員の任命など人事案件2件を追加上程する予定

であります。

いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます、定例会開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会議事規則第127条の規定により3番 松澤文昭議員及び4番 鈴木絹子議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会の御報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日9月8日から9月21日までの14日間とするものです。

なお、審議方法ですが、本日は、議案第1号から議案第5号までの条例案件と議案第6号及び議案第7号の一般議案について、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いします。

続いて、議案第8号から議案第14号までの平成27年度各会計決算認定につきましては、上程、提案理由の説明の後、質疑を行い、質疑の後、議会先例により特別委員会付託としてください。

議案第15号から議案第18号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

9日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日から15日までの4日間は委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

16日及び20日は議案調査といたします。

最終日の21日ですが、午後2時から本会議を行い、平成27年度各会計決算の委員長報告、質疑、討論、採決をお願いします。

なお、教育委員会委員の任命などの人事案件が追加予定されておりますが、追加議案などにつきましては当日の日程でお知らせをし、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いする予定です。

なお、議場内においても6月の定例会と同様にノーネクタイとしますのでご承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程であります。円滑な議会運営ができますようここにお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から9月21日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの14日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、この件に関しては、後ほど時間をとり説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

次に、去る6月定例会において可決されたT P P協定の国会批准をしないことを求める意見書、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書、九州電力川内原子力発電所の即時運転停止を求める意見書、消費税率10%への増税中止を求める意見書につきましては、内閣総理大臣初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村公共施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第1号について提案説明いたします。

提案理由は、将来における公共施設の整備に必要な資金を積み立てるため本案を提出するものであります。

村が所有する公共施設は数多くありますが、耐用年数を超えている建物等もたくさんあります。そうした中で、施設の長寿命化を図り、適切に維持管理をしていくためには、計画的な整備、修繕を行っていくことが必要になっております。そのため、将来にわたって公共施設を整備していくための財源を確保するため、新たに基金を設置することとするものであります。

条例の説明をいたします。

第2条では、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とします。

第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰り越し運用について、第6条では処分について、それぞれが村が設置している他の

基金と同様の定めといたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○6番

(柳生 仁) よくわからないので伺いますけれども、3条の2項で基金運用でございいますが、いろんな基金でも出てきますけれども、有価証券にかえることができる、例えば運用費を増やそうという考えだろうと思えますけれども、実質、有価証券にかえたりとかして基金を増やすような施策はあるのかどうか、また、国なんかは、そういったことをやっております、ときには運用益が下がってしまったような事例があるわけでありまして、そこら辺を伺いたいと思えます。

○会計管理者

各基金が幾つかあるわけですが、現在のところは、定期預金等の預貯金にとどめておりますが、今後、有価証券等も検討して進めていきたいと考えております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

○3番

(松澤 文昭) 基金条例自体は、私はいいと思うんですけれども、こういう基金条例をつくったときに、私、一番重要になるのは、この取り崩すとき、そのときが一番重要になると思うんですが、ここに処分ということで第6条の規定はあるんですが、取り崩す明確な基準をつくっておかないと、いざ積み立てたけれども、なかなか活用できないというような現象が多々見られます。そういう点で、もう少し明確な基準をどこかに設ける必要があると思えますけれども、そこら辺はどういうふうに考えているかお聞きをしたいと思います。

○総務課長

確かに基準というものは必要だと思いますけれども、現在、長寿命化計画でありますとか、改修計画等の策定を行っております。ある程度、計画ができた段階で基準は明確にしていく必要があろうかなあというふうに思っておりますけれども、現段階では、まだ、そこまでの検討はしてございませんので、今後の課題ということでございます。

○副 村 長

補足して申し上げますけど、この基金の基本的な充てる事業といいますが、現在、公共施設の総合管理計画をつくっております。こうした中で、公共建築物、また道路、河川等のインフラの整備等がこの中で整備、統合、また維持修繕、長寿命化というのが出てくることとなります。先ほど総務課長のほうから話がありましたけれど、公共建築物についても相当年数が経ているものもありますので、幾つかのものについては、もう既にその必要性も生じているということでもあります。どれだけの状況で、どういうときにこの基金をというふうではなくて、その管理計画の中で必要なものについては整備をしていくというふうに考えていきたいというふうに思っております。

○議長

ほかに。

○3番

(松澤 文昭) 確かに、その都度、その都度っていうことはわかるんですけれども、やはり、誰が、誰が、それを、村長が最終的には決めると思うんですけれども、その前段の中で、どこの時点まで行ったらということを明確にしておかないと、いろんな基金を私も見てきたんですけれども、積み立てただけで全然活用されておらないって

いう現象がありますので、要望ですけれども、あくまでも基準は設けていく必要があるというふうに思っております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第5 議案第2号 中川村公共下水道建設基金条例等を廃止する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 第2号議案について提案説明をいたします。

例規集でいきますと第1巻の1728ページ及び1733ページになります。

提案理由は、中川村公共下水道建設基金条例及び中川村営水道運営基金条例を廃止するため本案を提出するものであります。

公共下水道事業については、平成18年度に事業完了しております。現在は維持管理が事業の中心になっております。また、村営水道については、平成14年度から上水道へ移行し、企業会計による独立採算での運営がされているところであります。こうしたことから、いずれの基金も既に役割を終えており、また、基金残高もない状態にあります。したがって、両基金を廃止することとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第3号について説明させていただきます。

例規集は2巻の159ページからになります。

本案は、建築基準法施行令の改正に伴って小規模保育所及び事業所外保育所で4階以上の階に保育所、保育室を設ける場合の屋内の避難階段に関する村の条例の規定を改正するものです。

お手元の説資料をあわせてごらんください。

平成27年度から家庭的保育や小規模保育が市町村の許可事業になり、村でも許可の基準を定める条例を国の基準に準拠して制定いたしました。

国の基準では、建築基準法施行令の条番号を引用する形式を基本としつつ、一部に同施行令の規定と同じ内容を規定している箇所があり、村の条例でも同様に規定してございます。昨今の技術の進歩を受けて建築基準法施行令の排煙対策に関する規定が改正され、外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備の規定が削除されて本年6月1日から施行されました。このことにより村条例において同施行令の規定と同じ内容を規定している箇所にそごを生じることとなりましたので、この部分を国の基準に準じて整備いたします。

また、同施行令の参照条項に号のずれが生じたので、あわせてこれを整備いたします。

改正箇所は、小規模保育所については第28条第7号イの表中、事業所内保育所については第43条第8号イの表中の2カ所です。

なお、4階以上の階に保育室のある建物は、現在、当村には該当がございません。

施行は公布の日からとし、平成28年6月1日から適用といたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

- 討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第4号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の
制定について
- を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 保健福祉課長 それでは議案第4号について説明させていただきます。
例規集は2巻の587ページからになります。
本年8月1日から児童扶養手当法の一部が改正されて第2子の加算額及び第3子以降の加算額がそれぞれ増額になり、これに伴って同法の施行令において所得制限に関する改正が行われました。本案は、この制度改正によって生じる、いわゆる条ずれを解消することと、あわせてこれまで未整備であった箇所の整備を行うものです。
改正箇所は第3条第2項の第7号～第9号で、児童扶養手当法施行令で所得制限に関する規定が細分化されたことから、参照する同施行令の表の欄の表記の変更と項番号のずれを改めるものです。
さらに、第8号では、ひとり親世帯の子に関する所得制限について、所得制限に該当する親に扶養されている場合の規定を追加します。この規定は、これまでこのように運用してきた事項を整備するものであり、運用を変更するものではありません。
施行は公布の日からとし、平成28年8月1日から適用といたします。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号 中川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

例規集は第2巻657ページとなります。

提案理由は、上伊那広域連合のごみ処理費用有料化制度の見直しに伴い条例第13条及び別表を改めるため本案を提出するものでございます。

改正の1点目は、第13条で定めている一般廃棄物の処理手数料についてです。これまで処理手数料は一律の金額としておりましたが、見直し後の制度ではごみ袋の容量別の金額といたします。

改正の2点目は、指定ごみ袋の種類についてです。新たに燃やせるごみ指定ごみ袋の中袋を作成して種類を増やし、ごみの排出実態に近いごみ袋を選択していただけるようにいたします。

施行期日は平成29年10月1日からとなります。

経過措置として、旧指定ごみ袋はシール式証紙を貼付することで新指定ごみ袋として使用できること、旧指定ごみ袋の小袋はシール式証紙を貼付しなくても新指定ごみ袋として使用できること、新指定ごみ袋の販売を施行期日前から開始することについて附則で規定をしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○4番

(鈴木 絹子) 値上げということで、単費は少ないかもしれないんですけども、合計すると随分な額になると思うんです。それで、この根拠についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○住民税務課長

指定ごみ袋の手数料につきましては、上伊那広域連合のほうで検討をいたしまして、長野県のほかの同じような制度を使っている団体の手数料等を調査をいたしまして検討をいたしました。これまでは、上伊那は大変低い金額で手数料を徴収しておりましたが、ごみを少なくしようという努力をしていただいている方についても、ごみそのまま出される方についても同じような手数料を徴収するのはいかがなものかということで、全県の調査の結果、妥当であろうという金額で、現在、改正を行ったところでございます。

○4番

(鈴木 絹子) 中川の実態がどのぐらいか、すみません、ちゃんとわかっていない

のかもしれませんが、去年とかおとしの中では、中川のごみの量は上伊那市町村の中、全国を含めても低いほうにあるということをいろんな機会に聞いています。それで、他市町村、上伊那の中で、例えば、そのごみ袋を買うことさえも大変な人が、人が出したごみの袋を、余裕のありそうなところをあけて入れているっていう話も聞いたりしました。中川はごみの量が少ない中で、この手数料による上乘せっていうのはいかがなものかと思うのですが。

○住民税務課長 中川村は実際にごみが排出量が少なく、平成26年度、全国でごみの少ない市町村第5位ということになっております。

今回の見直しでは、ごみ袋の種類につきましても細分化をいたしまして、それぞれ排出する量に合わせた手数料及びごみ袋の種類を選べるようにしてございます。ですので、ごみを少ない量で排出される方につきましては、ごみの小袋は手数料が変更になっておりません。また、若干の手数料の値上げということがございますが、上伊那広域連合として統一して実施をしていくということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○6番 (柳生 仁) すみません。今、説明を聞きもらしてしまったので確認ですが、古い袋を買いだめしてあったものについては問題なしということでよろしいですか。

○住民税務課長 シール式の証紙が、10円のもの5枚つづりというものを販売するようになりますので、それを差額の分、張っていただければ旧式の旧ごみ袋も利用できますので、そのようにお願いいたします。

○6番 (柳生 仁) その証紙を張る仕組みですが、村中全体にうまくわかりやすく説明、誰でもわかるように説明されますか。

○住民税務課長 上伊那広域連合で統一をしたチラシ及び村のほうでもホームページ、チラシ等を配布、それから、住民説明会のほうも予定しておりますので、そちらのほうで住民の皆さんにご理解いただけるように説明をしていく予定です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

○4番 (鈴木 絹子) 先ほども言いましたように、値上げ、すぐに値上げをするという形ではなく、ごみを減らす方向性を上伊那でもっとやるべきじゃないかと思えます。

たまたま見て、パソコンを開いていたら、ごみ減量アイデア募集要項というのが上伊那広域連合のホームページに出ておりました。募集期間、9月12日から10月28日までっていうことで、まだ日にちは先ですけども、もっとこういうことを広くして、まずはごみの減量を進めることが第一ではないかと思えます。

中川村は、それぞれに皆さん頑張っておられるということで、ごみの少ない村として位置づけられていますけれども、そういうところから今回の手数料の値上げについて反対です。

- 議 長 ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 賛成多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第6号 村道路線の認定について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 建設水道課長 それでは議案第6号 村道路線の認定について説明いたします。
提案理由は、道路法第8条第2項の規定により村道路線を認定するため本案を提出するものであります。
今回、認定する路線は別紙のとおり、路線名田島中央線、起点の片桐2878-5番から終点の片桐3734-2番までの延長269.70m、幅員が3.40~6.8mの道路で、場所は添付いたしました資料1の中ほど、3-483と表示をした右下のところとなります。国道153号の地下道付近から前沢橋を通過し、田島郵便局付近の交差点までです。この路線につきましては、長野県道路網の見直しによる県道北林飯島線の田島一中央間と村道滝戸川中線の振りかえにより認定をするものでございます。
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
- 7 番 (小池 厚) 確認のためにお聞きするわけですが、そうしますと、新しい北林飯島線は、天の中川橋を渡って国道へ出てから国道をスタンドのところへ行って、それから入って交差点まで出て、今度、村道に認定がえされる田島中央線の終点から右折して長い坂のほうへっていいですか、西小のほうへ登っていく、そういうルートになるわけでしょうか。確認をさせてください。
- 建設水道課長 はい。今、小池議員のおっしゃったとおりの路線となります。
- 議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号 上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について説明を申し上げます。

例規集は第2巻2711ページからとなります。

提案理由は、平成29年4月1日のごみ処理広域化に伴い規約第4号 広域連合の処理する事務、第5条 広域計画の項目及び別表 処理事務等に最終処分場に関する事務を追加し、附則にごみ処理広域化に伴う経過措置を規定し、これに合わせて別表の処理事務等の備考4の字句を改めるものでございます。

現在、上伊那では不燃物等の処理を伊那市の鳩吹クリーンセンター、伊南行政組合の大田切不燃物処理場、伊北環境行政組合のクリーンセンター八乙女で行っているところですが、鳩吹クリーンセンター及び大田切不燃物処理場の老朽化が進んでいることから、クリーンセンター八乙女に処理を一本化し、それに伴い伊北環境行政組合を解散し、上伊那広域連合の共同処理事務とするものです。

第4条第10号及び第5条第10号中、「ごみ処理施設」の次に「及び最終処分場」を加えます。

次に、別表の9中、「ごみ処理施設」の次に「及び最終処分場」を加え、別表の備考4中、「事業系一般廃棄物を除く各市町村ごみ量」を「各市町村のごみ量（事業系ごみ及び資源物を除く。）」に改めます。

制定附則には、ごみ処理広域化に伴う経過措置として、上伊那広域連合が伊北環境行政組合の事務及び財産を承継すること、伊北環境行政組合の平成28年度の決算審査及び認定について追加をいたします。

施行期日は、第4条、第5条及び別表の改正規定につきましては平成29年4月1日、附則の改正規定につきましては県知事による許可の日ということになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

申しわけありません。ただいま議案第6号と申しましたが、第7号の間違いです。訂正しておわびいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

- 議長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
- 議長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第11 議案第8号から日程第17 議案第14号までにつきましては、平成27年度の決算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 議長 「異議なし」と呼ぶ者あり
 異議なしと認めます。したがって、
 日程第11 議案第8号 平成27年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第12 議案第9号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第13 議案第10号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第14 議案第11号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第15 議案第12号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第16 議案第13号 平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第17 議案第14号 平成27年度中川村水道事業決算認定について
 を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
- 会計管理者 議案第8号から議案第13号までの平成27年度各会計歳入歳出決算書について説明をいたします。
 初めに議案第8号、中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。
 まず、決算書3ページの表中、一番下、歳入合計の行の収入済額をごらんください。
 平成27年度の歳入決算額は35億4,654万9,294円です。次に5ページの表中、一番下、歳出合計の行の支出済額をごらんください。歳出決算額は31億8,351万3,883円
 で、歳入歳出差引残高は、6ページにありますとおり3億6,303万5,411円です。
 次に、92ページまで飛んでいただき、実質収支に関する調書をごらんください。

1 歳入総額から3 歳入歳出差引額までは、ただいま申し上げましたとおりでございます。

4 翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額1,852万5,000円は明許繰越の一般財源であります。3の歳入歳出差引額から(2)の繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は3億4,451万411円となります。

歳入歳出総額は前年度に比べて歳入決算額で9,255万539円、2.5%、歳出決算額では2億3,887万2,242円、7%のそれぞれ減となっております。

続いて1ページ以降の歳入歳出決算書の款、項の内容について説明をいたします。

なお、説明は決算上大きな金額や特徴的な事項を中心に申し上げます。

また、金額については1,000円単位で申し上げますのでお願いいたします。

まず、歳入の1款 村税は収入済額4億5,133万3,000円で、前年度比85万4,000円、0.2%の減となりました。

このうち村民税が1億9,713万3,000円で、前年度に比べ個人村民税は所得額減により納入が減りましたが、法人村民税では法人税割の増額となる法人が増えたため増となり、結果、52万1,000円、0.3%の増となりました。

固定資産税は2億1,563万6,000円で、前年度に比べ太陽光発電施設による増額がありますが、平成27年度は評価がえの年であり、家屋分548万1,000円、また県企業局分38万3,000円、それぞれ減となり、固定資産税全体で前年度比446万5,000円、2%の減となっています。

軽自動車税は登録台数の増加など、たばこ税はたばこの消費本数の増加など、入湯税も入湯客数の増加で、軽自動車、たばこ、入湯、各税合計が3,856万4,000円で、前年度比309万円、8.7%の増となりました。

不納欠損額は67件、43万1,000円、収入未済額は1,155万3,000円で、村税全体の徴収率は97.4%、前年度比0.8ポイントの増となっています。

2款の地方譲与税は5,067万1,000円で、前年度比214万4,000円、4.4%の増となっています。

3款の利子割交付金は78万5,000円で、前年度比18%の減。

4款の配当割交付金は219万1,000円で、前年度比19.6%、それぞれ減となっています。

5款の株式等譲渡所得割交付金は224万6,000円で、前年度比8.1%の増となっています。

6款の地方消費税交付金は8,958万1,000円で、前年度比3,765万円、72.5%の増となっています。

8款の自動車取得税交付金は943万9,000円で、前年度比427万9,000円、82.9%の増となっております。

11款の地方特例交付金は177万5,000円、前年度比29万6,000円、14.3%の減となっています。

12款の地方交付税は18億5,452万2,000円で、このうち普通交付税は17億3,675

万 7,000 円で、全国では前年度比 1.2%の減でしたが、人口減少等特別対策事業債を計上したことなどにより中川村分は増額となりました。また、特別交付税は 1 億 1,776 万 5,000 円で、全国では、やはり前年度比 78 億円、0.8%の減でしたが、地域おこし協力隊経費、除排雪費等の増により中川村分は増加となりました。全体では前年度比 4,742 万円、2.6%の増となりました。

2 ページ、13 款の交通安全対策特別交付金は 61 万円で、前年度比 0.5%の増。

14 款の分担金及び負担金は 4,092 万 7,000 円で、分担金が 609 万 7,000 円、県営農村災害対策整備事業の地元分担金です。負担金は 3,483 万円で、主なものは保育料 3,020 万 7,000 円、前年度比 6.6%の減、児童クラブは 235 万 6,000 円で、前年度比 46.3%の増、受託保育 67 万 3,000 円は皆増、老人福祉施設入所者負担金 159 万 3,000 円は施設入所者の減で前年度比 42.3%の減となりました。負担金の収入未済額 12 万円は保育料分 1 名と児童クラブ分 1 名であります。

15 款の使用料及び手数料は 5,218 万 1,000 円で、うち使用料は 4,718 万 5,000 円で、前年度比 37 万 9,000 円、0.8%の増となっています。主なものでは、住宅使用料 3,899 万 6,000 円で、収入未済額の 55 万 9,000 円は住宅使用料の 7 人分であります。手数料は 499 万 6,000 円で、前年度比 6 万 1,000 円、1.2%の減となっています。

16 款の国庫支出金は 2 億 6,605 万 8,000 円で、前年度比 149 万 8,000 円、0.6%の増です。うち国庫負担金は 1 億 1,145 万 6,000 円、主なものは児童手当 1 億 1,128 万 2,000 円、障害者自立支援給付費 4,688 万 9,000 円などです。国庫補助金は 1 億 5,304 万 7,000 円で、主なものは総務費の地域活性化地域住民生活党緊急支援交付金 3,673 万 9,000 円、民生費の地域介護福祉空間整備等施設整備 1,516 万 3,000 円、土木費の社会資本整備総合交付金 3,728 万 5,000 円、教育費の学校施設環境改善交付金 1,002 万 7,000 円などです。

なお、国庫補助金の収入未済額 1,773 万 2,000 円は繰越事業に係る未収財源で、地方創生先行型事業、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費に係る補助金であります。

また、委託金 155 万 5,000 円のうち主なものは国民年金事務費 135 万 3,000 円で、国政選挙がなかったので選挙事務委託金収入はありません。

17 款の県支出金は 2 億 1,927 万 9,000 円、うち県負担金は 9,851 万円で、主なものは民生費の児童手当 1,236 万 3,000 円、自立支援給付費 2,311 万 5,000 円、農業費の多面的機能支払交付金 3,689 万 3,000 円は皆増となっております。県補助金は 1 億 645 万 3,000 円で、主なものはグリーンニューディール基金事業 1,395 万円、中山間地域直接支払事業 1,838 万 7,000 円、新規就農総合支援事業 600 万円、森林環境保全整備 1,429 万 3,000 円、農地等災害復旧費 241 万 7,000 円などであります。

委託金 1,431 万 5,000 円は県民税徴収事務費、県議会議員選挙、国勢調査などの委託収入であります。

なお、収入未済額の 931 万 5,000 円は繰越事業に係る未収財源で、農地担い手確保に係るものであります。

県支出金全体で前年度比 3,190 万 6,000 円、17%の増となっています。

18 款の財産収入は 1,163 万 9,000 円です。立木売り払いや物品売却収入等で、前年度比 287 万円、32.7%の増となっています。

19 款の寄附金は 164 万 3,000 円です。主にふるさと応援寄附金で、前年度比 116 万円、20 件増となっていますが、一般寄附、民生、消防等の寄附金が皆減、教育寄附金についても減額となり、寄附金全体では前年度比 163 万円、49.8%の減です。

3 ページ、22 款 諸収入は 4,565 万 5,000 円で、村民税や固定資産税の延滞金が 38 万 7,000 円、水源林造成の受託金が 55 万円、CATV 施設利用料 1,700 万円、消防団員退職報奨金 318 万 4,000 円、公営住宅火災の火災給付金と個人負担で 112 万 2,000 円などがあります。

23 款の村債は 2 億 2,930 万円、前年度比 1 億 3,800 万円、37.6%の減です。内訳は、過疎対策事業債 1 億 3,370 万円、辺地対策事業債 2,820 万円、緊急防災減災事業債 4,470 万円などとなっております。

なお、村債に係る収入未済額が 2,810 万円ありますが、村道改良舗装事業分として繰越事業に係る未収入財源となっております。

平成 27 年度末一般会計の税、使用料等の未収金全体の状況は未集金額 1,223 万 1,000 円で、前年度比 353 万 8,000 円、22.4%の減となっています。

以上が歳入決算内容であります。

続いて歳出について説明いたします。

決算書 4 ページをごらんください。

1 款 議会費は支出済額 6,112 万 7,000 円で、前年度比 300 万 1,000 円、5.2%の増です。増えた主なものは議員共済費で 1,390 万 9,000 円で、前年度比 235 万 4,000 円の増となります。

2 款の総務費は 5 億 6,698 万 9,000 円で、主なものは広域連合負担金 4,104 万 2,000 円、役場庁舎太陽光発電 LED 化工事関係 2,527 万 2,000 円、CATV 事業の行政チャンネルデジタル化議会中継設備更新負担金で 1,720 万 8,000 円、地区用の防災無線機 456 万 3,000 円などがあります。

また、平成 26 年度繰越明許事業の村づくり事業のプレミアム商品券発行負担金 1,190 万 6,000 円、地方創生先行型事業などがあります。

選挙費では、県議会議員の選挙が執行され、その執行経費 309 万 4,000 円となっています。

統計調査では、国勢調査が執行され、その経費 230 万 8,000 円となっています。

基金費の基金積立金については、財政調整交付金に 80 万円、高度情報化基金に 1,213 万 9,000 円の増、合計 7 基金へ 1,312 万 3,000 円を積み立てています。

総務費全体では前年度比 8,607 万円、17.9%の増となっています。

なお、翌年度の繰越額 1,275 万 9,000 円は地方創生加速化事業に係る歳出を翌年度に繰り越したものです。

3 款の民生費は 6 億 9,249 万 9,000 円、主なものは国民健康保険・介護保険・後期

高齢者医療特別会計への繰出金が3会計で1億1,786万円、扶助費は社会福祉費、児童福祉費など5事業の合計で2億2,386万7,000円となっております。新たな事業としては、老人福祉施設管理費としていわゆり荘のスプリンクラー設置工事関係1,377万4,000円、高齢者憩いの家改修工事関係平成27年度分1,045万7,000円などです。民生費全体では前年度比3,697万6,000円、5.6%の増となっております。

4款の衛生費は1億4,550万2,000円で、主なものは伊南行政組合負担金4,056万7,000円、広域連合負担金907万円などです。

平成27年度は地域医療確保対策基金の積み立てを行わなかったことなどにより衛生費全体で前年度比1億557万5,000円、42%の減となっております。

6款の農林水産事業費は3億4,323万5,000円、うち農業費が2億8,115万4,000円で、主なものは中山間地域直接支払事業2,456万1,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金9,930万円、農村災害対策整備事業532万2,000円、国土調査費が3,350万2,000円で、一筆調査は南原、牧ヶ原、小和田の一部の片桐12区を行い、ほかに片桐10区の面積測量と片桐9区の副図作成を行いました。林業費では、林道改良事業として陣馬形線の舗装工事、林道維持管理事業として黒牛折草峠線などの舗装修繕工事などの工事費を合わせ3,144万5,000円を行いました。

農林水産業費全体では前年度比3,580万7,000円、9.4%の減となっております。

7款の商工費は3,821万1,000円で、主なものは商工会補助667万6,000円、観光事業では陣馬形の森公園の避難小屋の耐震診断、改修設計及び公園施設改修設計を業務委託、総額332万6,000円で行いました。

商工会費全体では前年度比207万3,000円、5.7%の増となっております。

8款の土木費は3億9,196万7,000円、うち道路橋梁費は1億9,315万1,000円で、主なものは道路新設改良工事の村道7路線で4,381万6,000円、村道維持工事が5,251万8,000円などであります。

また、橋梁長寿命化計画に伴う橋梁修繕工事では2カ所の橋梁修繕工事費1,779万8,000円を支出しています。

都市計画費は1億6,484万1,000円で、主なものは都市計画基礎調査業務委託として295万9,000円、公共下水道特別会計への繰出金1億3,280万円、社会資本総合整備交付金等を受け大草城址公園の遊具更新と園路整備工事として1,585万4,000円、天の中川河川公園の遊具更新工事として879万1,000円を行いました。

住宅費は、火災があった住宅の復旧工事が111万2,000円で行われ、土木費、翌年度繰越金の2,997万円は村道新設改良工事に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では前年度比7,869万2,000円、16.7%の減となっております。

9款の消防費は1億253万6,000円で、主なものは上伊那広域消防本部負担金5,962万7,000円、村消防本部指令車の更新398万4,000円、消防団用無線機594万円などであります。

消防費全体では前年度比5,494万8,000円、34.9%の減となっております。

10 款の教育費は 3 億 532 万 8,000 円で、教育総務費、教員住宅管理費では牧ヶ原テクノコート西の住宅解体撤去工事 345 万 6,000 円、中学校費ではランチルーム、給食センターと特別教室棟の耐震補強工事 2,053 万 6,000 円などです。

社会教育費は 9,634 万円で、主に文化センターの管理運営事業とし 2,617 万 3,000 円、文化センター大ホール天井耐震補強工事 1,490 万 4,000 円で、あと、図書館の備品購入費 270 万円などです。

保健体育費では 2,989 万 8,000 円で、主に社会体育館の天井耐震化工事 2,444 万円です。

教育費全体では前年度比 6,282 万 2,000 円、16.9%の減となっています。

11 款の災害復旧費は 388 万 7,000 円で、農地災害復旧事業です。主に前年度からの繰越明許分、美里地区の復旧工事 225 万 7,000 円と南陽の宮原地区の復旧工事 139 万 1,000 円です。

12 款の公債費は繰上償還 1 億 3,822 万 5,000 円を含む 5 億 3,223 万 4,000 円で、前年度比 3,187 万 2,000 円、5.7%の減となっています。

以上が歳出であります。

なお、7 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書については説明を省略させていただきます。

次に、89 ページ、財産に関する調書をごらんください。

公有財産の土地の主な増加理由は、個人及び村土地開発公社からの寄附などによるもので、雑種地で中田島住宅団地緑地 290 m²、村道沖田牧ヶ原線隣地の山林 571 m²、用水路・村道隣地の原野 295 m²、それぞれ増となっています。

建物については、消防施設の……。失礼しました。今、説明しました財産に関する調書のほうは、89 ページと申しましたが、93 ページの誤りです。大変失礼いたしました。

建物については、消防施設の旧葛島水防倉庫 66 m²を地区水防組合へ譲渡し、新しく別の場所に水防倉庫 15 m²を取得いたしました。

また、公営住宅として牧ヶ原の教員住宅と小和田の住宅を取り壊しましたので減となっています。

基金のほうですけれども、積み立ては財政調整基金 80 万円、減債基金とふるさと創生基金にそれぞれ 5 万円、高度情報化基金に 1,213 万 9,000 円などを積み立て、積立金合計 1,312 万 3,000 円で、各基金からの取り崩しはありませんでした。

年度末基金残高は、財政調整基金 10 億 7,440 万円など、11 基金合計で 18 億 9,105 万 1,000 円、前年度比 1,312 万 3,000 円、0.7%の増となっています。

97 ページ以降、基金の運用状況についてはごらんいただきたいと思います。

以上、決算書については以上とさせていただきます、次に決算報告書をお願いいたします。

決算報告書の 1 ページをごらんください。

決算収支の状況ですが、⑤の平成 27 年度実質収支額 3 億 4,451 万円から平成 26 年

度の実質収支 2 億 532 万 4,000 円を差し引いた⑥の単年度収支額 1 億 3,918 万 6,000 円に⑦の財政調整基金積立金 80 万円、⑧の繰越償還金 1 億 3,822 万 5,000 円を加え、⑩の実質単年度収支額は 2 億 7,821 万 1,000 円となります。この実質単年度収支は、その年度の債権、債務の増加を抑えようという指標で、平成 27 年度は財政調整基金への積み立てを抑え、起債の繰上償還を増やしたものです。

次に 6 ページ、地方債の状況をごらんください。

平成 27 年度発行額は 2 億 2,930 万円で、元利償還額は 5 億 2,636 万 7,000 円で、年度末現在高は合計で 30 億 5,719 万 8,000 円となっています。

一般会計の平成 27 年度末現在の中川村の地方債残高は、前年度比 2 億 7,227 万 4,000 円、85.2%減少しています。

歳入残高のうち過疎対策債と臨時財政対策債の合計が 25 億 5,130 万 2,000 円で、全体の 83.5%を占めています。

15 ページをごらんください。

経常収支比率は、人件費、公債費などの経済的経費、村税、普通交付税などの通常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率で、本年度は 78.6%で、前年度比率 2.6%の減となっています。

17 ページをごらんください。

実質公債費比率は、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財源規模に対する比率の過去 3 年間の平均値であり、前年度比 1.3 ポイント下がって 3.3%と、数値は、ここ数年、低減してきています。

18 ページの財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があると言えます。平成 27 年度は 0.210 で、前年度と比べ 0.002 ポイント高くなりました。

以上が主な財源指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は厳しいながらもおおむね健全な運営が図られています。

しかしながら、多額の国債発行残高に見られるような国の厳しい財政状況からすると、村の歳入構成比で 52.3%と大きな比率を占める地方交付税の動向など、歳入に関しては不安定な要素があります。今後とも財源確保に努めながら計画的かつ効率的な財源運営に努めてまいります。

次に特別会計決算ですが、最初に議案第 9 号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

2 ページの歳入合計の行、収入済額をごらんください。平成 27 年度歳入決算額は 5 億 7,048 万 9,939 円です。次に国保の 4 ページ、歳入合計の行の支出済額をごらんください。歳出決算額は 5 億 5,698 万 5,852 円で、歳入歳出差引残高は 1,350 万 4,087 円です。

前年度比、歳入では 6,122 万 4,380 円、12%、歳出では 6,780 万 4,879 円、12.9%、それぞれ増であります。

国保 1 ページの 1 款 国民健康保険税は、収入済額 1 億 1,577 万 3,000 円で、前年度比 183 万 2,000 円、1.6%の減となっています。

不納欠損額は 23 件、34 万 5,000 円で、収入未済額は 492 万 6,000 円、前年度比 93 万 8,000 円の減となっています。

徴収率は、前年度比 0.7 ポイント増の 95.7%であります。

5 款の国庫支出金は 1 億 964 万円で、主なものは療養給付費等負担金 7,846 万 6,000 円、財政調整交付金の 2,477 万 4,000 円などであります。

7 款の前期高齢者交付金は 1 億 4,930 万 9,000 円で、これは前期高齢者医療に係る支払基金からの交付金であります。

8 款の県支出金は 2,384 万 8,000 円で、県からの調整交付金 2,040 万 7,000 円などがあります。

次に国保 3 ページからの歳出ですが、2 款の保険給付費は 3 億 3,158 万 9,000 円、このうち療養諸費と高額療養費は、一般被保険者分で 3 億 1,170 万 5,000 円、前年度比 226 万円、0.7%の増、退職被保険者では 1,418 万 4,000 円、前年度比 418 万 1,000 円、22%の減となっています。

保険給付費全体では前年度比 235 万 7,000 円、0.7%の増となっています、

3 款の後期高齢者支援金等は 7,091 万円で、前年度比 3 万 6,000 円、0.1%の増となっています。

7 款の共同事業拠出金は 1 億 1,138 万 7,000 円で、高額医療費共同事業分 9,966 万円、保険財政共同安定化事業分 1 億 142 万 1,000 円であります。

次に国保 24 ページの財産に関する調書をごらんください。

国保支払準備基金は基金利子を含む 5 万円を積み立て、取り崩しはなく、年度末残高 2,520 万円となっています。

次に、議案第 10 号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

介護 1 ページ、平成 27 年度の歳入歳出決算額は 6 億 46 万 3,511 円です。2 ページの歳出決算額は 5 億 9,492 万 6,826 円で、歳入歳出差引残高は 553 万 6,685 円です。

前年度比、歳入では 1,327 万 6,227 円、2.3%、歳出は 1,258 万 7,714 円、2.2%、それぞれ増であります。

1 ページをごらんください。

歳入の 1 款 保険料は 1 億 1,594 万 4,000 円で、第 6 期介護保険事業計画初年度で、保険料の改定により前年度比 1,798 万 4,000 円、18.4%の増です。収入未済額は対象者 10 名、51 万 9,000 円、保険料徴収率は前年度比 0.2 ポイント減の 99.6%となっています。

4 款の国庫支出金は 1 億 5,052 万 9,000 円、5 款の支払基金交付金は 1 億 6,261 万 5,000 円、6 款の県支出金は 8,229 万 1,000 円、10 款の繰入金は 8,227 万円ですが、これらの大部分は保険給付費に充てられる収入となります。

なお、繰入金のうち介護給付費準備基金からの繰入金は 201 万円です。

2 ページの歳出、2 款 保険給付費は 5 億 7,064 万 3,000 円、うち主なものは、介護サービス給付等諸費が 5 億 6,063 万 7,000 円、高額介護サービス費が 95 万 2,000 円です。

保険給付費全体では前年度比 1,199 万 8,000 円、2.1%の増であります。

5 款の地域支援事業は 1,186 万 9,000 円、前年度比 98 万 2,000 円、9%の増で、高齢者への介護予防事業 631 万 2,000 円などです。

次に 16 ページの財産に関する調書まで進んでごらんください。

介護給付費準備基金は、基金利子分 1 万円の積み立てを行い、201 万円の取り崩しを行って、年度末残額 1,500 万円となっております。

次に、議案第 11 号、中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1 ページの平成 27 年度の歳入決算額は 4,857 万 5,281 円です。2 ページの歳出決算額は 4,856 万 8,881 円で、翌年度繰越額は 6,400 円となります。

前年度比、歳入は 271 万 8,281 円、5.9%、歳出は 280 万 9,880 円、6.1%、それぞれ増であります。

1 ページの 1 款 後期高齢者保険料は 3,430 万 4,000 円で、前年度比 229 万 4,000 円、7.2%の増です。収入未済額は 11 万 6,000 円、保険料の徴収率は前年度比 0.11 ポイント減って 99.66%となっています。

4 款の繰入金は一般会計から 1,409 万 3,000 円の繰り入れを行っております。

2 ページの歳出、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金が 4,808 万 3,000 円で、前年度比 273 万円、6%の増です。その内訳は、保険料負担金 3,439 万 5,000 円、保険基盤安定化負担金とし 1,368 万 8,000 円となっています。

次に、議案第 12 号 中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1 ページの平成 27 年度の歳入決算額は 2 億 1 万 6,831 円です。2 ページの歳出決算額は 1 億 9,914 万 7,250 円で、翌年度繰越額は 86 万 9,581 円です。

前年度比、歳入は 79 万 2,614 円、0.4%、歳出は 77 万 2,588 円、0.4%、それぞれ増であります。

1 ページの 1 款 分担金及び負担金は 566 万円で、前年度比 210 万 5,000 円、59.2%の増です。収入未済額は 443 万 5,000 円となっています。

2 款の使用料及び手数料は 6,070 万 7,000 円で、前年度比 25 万 5,000 円、0.4%の増、収入未済額は 128 万 2,000 円です。

なお、平成 27 年度の人口による水洗化率を見ますと、大草処理区が 94.5%、片桐処理区が 87.8%、村全体では 90.1%で、前年度比 1 ポイントの増となっております。

7 款の繰入金額は 1 億 3,280 万円で、前年度比 180 万円、1.3%の減で、一般会計からの公債費分の繰入金などです。

2 ページの歳出、1 款の下水道事業費は 5,410 万 8,000 円で、前年度比 465 万 9,000 円、9.4%の増です。うち下水道維持費は 3,883 万 6,000 円で、前年度比 12.1%の増となっています。

2 款の公債費は 1 億 4,503 万 9,000 円で、前年度比 388 万 6,000 円、2.6%の減となっ

ております。

次に、議案第 13 号 中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1 ページの平成 27 年度の歳入決算額は 1 億 2,365 万 4,716 円です。2 ページの歳出決算額は 1 億 2,267 万 6,391 円で、翌年度繰越額が 97 万 8,325 円となっています。

前年度比、歳入は 106 万 4,000 円、0.9%、歳出は 86 万 2,000 円、0.7%、それぞれ増となっています。

1 ページの 1 款 分担金は 70 万円で、1 件の加入がありました。

2 款の使用料及び手数料は 2,255 万 5,000 円で、前年度比 10 万 3,000 円、0.5%の減、収入未済額は 32 万 9,000 円となっています。

7 款の繰入金は 9,930 万円、前年度比 290 万円、3%の増で、一般会計からの公債費分などの繰り入れであります。

なお、平成 27 年度の人口による水洗化率を見ますと、農業集落排水全体では 88.4%、前年度比 0.5 ポイントの減であります。

2 ページの歳出、1 款 農業集落排水事業費は 3,365 万 8,000 円、このうち維持管理事業分は 2,396 万円で、前年度比 188 万 7,000 円、7.3%の減であります。

2 款の公債費は 8,901 万 8,000 円で、前年度と同額となっております。

ここで決算書のページ誤りの訂正を改めてお願いいたします。一般会計、財産に関する調書、誤りが 89 ページとなっておりますが、正しくは 93 ページ、その次のページ、90 ページとなっておりますが、正しくは 94 ページとなっております。訂正をお願いいたします。

以上、一般会計及び特別会計 5 会計の決算書の説明を終わらせていただきます。

審査のほどよろしくお願いいたします。

○建設水道課長

それでは引き続きまして、議案第 14 号 平成 27 年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので企業会計方式により処理をしています。そのため損益計算書の増減事項になる損益取引と貸借対照表の増減事項となる資本取引との 2 本立てとなっております。

なお、決算報告書の数値は税込表示、損益計算書や費用明細書などは税抜表示となっておりますので、あらかじめご承知おきください。

また、金額につきましては 1,000 円単位、1,000 円未満のものは切り捨てで申し上げますので、よろしく申し上げます。

それでは決算書の、すみませんが 1 ページのほうをお開きください。

決算報告書になります。

収益的収入及び支出ですが、収益的収入の決算額 1 億 2,951 万 5,000 円に対し収益的支出の決算額は 9,975 万 3,000 円で、見かけ上、差し引き 2,976 万 1,000 円のプラスとなりました。

それから、すみませんが 2 ページをお開きください。

2ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額140万4,000円に対し資本的支出は決算額5,489万3,000円で、差し引き5,348万9,000円の不足となっていますが、この不足額は過年度分損益涵養留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

次に財務諸表ですが、まず3ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支の明細となっていますが、この表以降については借受消費税を除いた税抜数値となっています。

営業収益は合計で8,444万3,000円、営業費用の合計は9,429万7,000円で、差し引きで営業利益は985万3,000円の損失となりました。これに営業外収益3,867万3,000円及び営業外費用の324万1,000円を差し引きをいたしました経常利益は2,557万8,000円となりました。特別利益及び特別損失はなく、当年度純利益は2,557万8,000円となりました。そこに前年度繰越利益剰余金3億6,573万1,000円とその他未処分利益剰余金変動額1,447万6,000円を加えた4億578万6,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

続いて4ページをごらんください。

この上下の2つの表につきましては、平成26年度、制度変更により資本剰余金から繰延収益への振りかえを行ったため内訳欄がかわっておりますのでご承知おきください。

まず上の表、剰余金の計算書につきましては、決算としての認定を求めるものです。

剰余金のうち利益剰余金につきましては前ページにありまして、前年度繰越利益剰余金3億6,573万1,000円に当年度純利益の2,557万8,000円とその他未処分利益剰余金変動額1,447万6,000円を加えた未処分利益剰余金4億578万6,000円と減債積立金4,280万円を加えた当年度末残高は4億4,858万6,000円となります。

また、左の欄の資本剰余金は、昨年度、制度変更により計上をされた723万5,000円が当年度末残高となります。

続きまして下の表は、上の表で計算をされた剰余金の処分に関する計算書案で議決を求めるものであります。

資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金4億578万6,000円をそのまま翌年度に繰り越し処理をしたいとするものであります。

最後に5ページの貸借対照表ですが、これは平成27年度末現在の財政状態をあらわしております。

資産の部は固定資産と流動資産で構成をされ、固定資産の合計額は10億9,449万9,000円、流動資産の合計額は2億6,477万3,000円、資産の合計は13億5,927万3,000円であります。

負債の部は固定負債と流動負債及び繰延収益で構成をされ、固定負債の合計額は4,708万1,000円、流動負債の合計額は3,145万6,000円、繰延収益合計額は8億2,001万3,000円、負債の合計は8億9,855万1,000円であります。

資本の部は資本金と剰余金で構成をされ、資本金の合計額は490万円、剰余金の合

計額は4億5,582万1,000円、資本の合計が4億6,072万1,000円、資本、負債の合計は資産の合計と同額の13億5,927万3,000円となっています。

以下は決算附属書類ですが、6ページ～9ページにかけては事業報告書として業務や経営の状況、工事、業務量等を記しております。

10ページはキャッシュフロー計算書ですが、資金の流れに関する情報を示しております。1 業務活動によるキャッシュフロー、2 投資活動によるキャッシュフロー、3 財務活動によるキャッシュフローを合計しまして、資金の増加額は1,628万2,000円で、資金期末残高は2億5,800万6,000円となっております。これにつきましては、5ページの、先ほどの5ページの貸借対照表の現金と一致をしております。

11ページ以降には、その他書類といたしまして収益費用明細書、固定資産明細書、それから企業債明細書を添付しましたので、それぞれごらんいただくとしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

○議長 長 ここで暫時休憩とします。再開は午前11時とします。

[午前10時47分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長 長 会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 それでは、平成27年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見について、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成27年度各会計の歳入歳出決算書、帳簿書類、その他政令で定める書類及び同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしましたので、別紙のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成27年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成27年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成27年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成27年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成27年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成28年8月1日2日8日及び9日の4日間

3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、計数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係

職員からの説明聴取と必要な審査手続をもって実施した。

第2 審査の結果

1 総括

(1) 総括意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進められていることを評価する。

③一般会計及び特別会計5会計とも実質収支は黒字決算となった。うち一般会計の実質収支は3億4,451万円となった。

地方交付税が歳入に占める割合は52.3%で、前年度比4,742万円、2.6%の増となり、国庫支出金の占める割合は7.5%で、前年度比

149万9,000円、0.6%の増となった。

県支出金の占める割合は6.2%で、前年度比3,190万6,000円、17.0%の増となった。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2) 決算規模であります。以下の表のとおりでございますので省略させていただきます。

(3) 財政運営の弾力性、これについても、指数、比率等、一覧表にしてございます。お目通しをいただきたいと思っております。

また、各指数、比率についての内容についての説明もお目通しをいただきたいと思っております。

2 一般会計

(1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりである。

①村税

ア 村税の決算額は4億5,133万3,000円で、前年度比85万4,000円、0.2%の減となった。

個人住民税は268万4,000円、1.4%の減、法人住民税は2法人の法人税割額の増により320万5,000円、29.5%の増となっている。

固定資産税は前年度比446万5,000円、2.0%の減となっている。

次に、エ 村税の徴収率は97.4%で、前年度比0.8ポイント、前々年度比1.6%と徴収率が向上していることを認めた。このうち滞納繰越分は40.8%で、前年度比2.6ポイントの増となっており、徴収努力を評価する。引き続き徴収率の向上に一層の努力をされたい。

②地方譲与税

決算額は前年度比214万4,000円、4.4%の増となった。

③地方交付税

決算額は18億5,452万2,000円で、前年度比4,742万円、2.6%の増となった。

普通交付税では、平成27年度は基準財政需要額22億4,019万1,000円で、前年度比6,501万4,000円、3.0%の増、基準財政収入額は4億7,343万4,000円で、前年度比2,207万7,000円、4.9%の増となっている。差し引きで交付額は17億3,675万7,000円で、前年度比4,293万7,000円、2.5%の増となっている。

特別交付税は、地域おこし協力隊や除雪関連などにより交付額1億1,776万5,000円で、前年度比448万3,000円、4.0%の増となっている。

④分担金及び負担金

ア 決算額は4,092万7,000円で、前年度比256万円、5.9%の減となった。

⑤使用料及び手数料

ア 決算額は5,218万1,000円で、前年度比31万9,000円、0.6%の増となった。

⑥国庫支出金

決算額は2億6,605万8,000円で、前年度比149万8,000円、0.6%の増となった。

⑦県支出金

決算額は2億1,927万9,000円で、前年度比3,190万6,000円、17.0%の増となった。

⑧財産収入

決算額は1,163万9,000円で、前年度比287万円、32.7%の増となった。

⑨寄附金

決算額は164万3,000円で、前年度比163万円、49.8%の減となった。

⑩繰入金

平成27年度も基金からの繰り入れは行われなかった。

⑪諸収入

決算額は4,565万5,000円で、前年度比920万6,000円、16.8%の減となった。

⑫村債

決算額は2億2,930万円で、前年度比1億3,800万円、37.6%の減となった。

内容内訳については、以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

(2) 歳出

一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額31億8,351万4,000円、不用額3億6,288万5,000円で、予算に対する執行率は89.9%であった。不用額は、予備費3億

3091万3,000円を除けば多額な不用額ではなく、補正予算の措置等、適切に処理されていることを認めた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえた。歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりである。

①議会費

ア 決算額は6,112万7,000円で、前年度比300万1,000円、5.2%の増となった。

②総務費

ア 決算額は5億6,698万9,000円で、前年度比8,607万円、17.9%の増となった。

次にエであります。役場庁舎管理費は4,174万7,000円で、前年度比2,591万4,000円、163.7%の増となっている。防災強化事業を中心に太陽光発電、LED化工事関係2,527万2,000円を実施した。電気料の削減につながっている。

キ 企画費は1億1,891万3,000円で、前年度比5,779万8,000円、63.4%の増となっている。このうち村づくり事業費は3,645万5,000円で、1億7,080万円、88.2%の増となっている。地域おこし協力隊員は3人で、引き続き村内の資源を活用した村づくりの推進と隊員の活動終了後の定住に期待する。

③民生費

ア 決算額は6億9,249万9,000円で、前年度比3,697万6,000円、5.6%の増となった。

そのうちクであります。高齢者憩いの家の平成27年度利用者数は535人、

306人減となっている。指定管理者制度により中川観光開発株式会社に委託をされており、指定管理料は平成27年から平成29年まで1,269万円、年間であります。について、その都度、見直しがされているが、今後、管理料の削減努力や合理的な算定がされるよう期待する。課題となっていた老朽化に伴う憩いの家風呂について改修に着手した。平成27年分改修費1,811万7,000円。今後の利用に期待する。

④衛生費

ア 決算額は1億1,550万2,000円で、前年度比1億557万5,000円、42.0%の減となった。

うちエであります。ごみ処理事業は3,310万6,000円で、前年度比305万9,000円、8.5%の減となっている。伊南行政組合と上伊那広域連合の負担金の減によるものである。生ごみ処理機の購入補助は補助限度額の引き上げを行い、申請は前年度より7件増加した。可燃ごみの年間収集量は前年度比7.8tの増となっている。今後もごみの減量化、資源化の推進に努められたい。

⑤農林水産業費

ア 決算額は3億4,323万5,000円で、前年度比3,580万7,000円、9.4%の減となった。

⑥商工費

決算額は3,821万1,000円で、前年度比207万3,000円、5.7%の増となった。

⑦土木費

決算額は3億9,196万7,000円で、前年度比7,869万2,000円、16.7%の減となった。

⑧消防費

消防費は1億253万6,000円で、前年度比5,494万8,000円、34.9%の増となった。

⑨教育費

ア 決算額は3億532万8,000円で、前年度比6,228万2,000円、16.9%の減となった。

うちイであります。学校施設整備では、中学校ランチルーム・給食センター耐震補強工事1,830万6,000円、設計管理業務を含む、が実施されました。今後、生後数の減少に伴って施設や設備の整備のあり方を考えていく必要が出てくると思われる。

⑩災害復旧費

決算額は388万7,000円で、農地災害復旧工事、宮原、美里、平成26年繰越分が行われた。

⑪公債費

ア 決算額は5億3,223万4,000円で、前年度比3,187万2,000円、5.7%の減となった。

(3) 基金

ア 積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は18億7,793万4,000円で、平成27年度中の積立額は1,312万3,000円で、取り崩しはなく、平成27年度末現在高は18億9,100万7,000円となっている。その運用については適正なものと認めた。

イ 財政調整基金の前年度末現在高は10億7,360万円で、80万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、平成27年度末現在高は10億7,440万円となっている。

ウ 減債基金の前年度末現在高は1億4,267万円で、5万円の積み立てを行い、平成27年度末現在高は1億4,272万円となっている。

エ 高度情報化基金の前年度末現在高は1億2,111万8,000円で、1,213万9,000円の積み立てを行い、平成27年度末現在高は1億3,325万7,000円となっている。

3 特別会計

特別会計5会計の歳入合計は15億4,320万1,000円、歳出合計は15億2,230万5,000円で、予算に対する執行率は98.7%であった。各特別会計とも収入確保に努力され、また、歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

(1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は5億7,049万円で、前年度比6,122万4,000円、12.0%の増となった。

②歳出総額は5億5,698万6,000円で、前年度比6,780万5,000円、13.9%の増となった。

内容については、以下、③④⑤に記載のとおりでございますのでお目通しいただきたいと思っております。

(2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額は6億46万4,000円で、前年度比1,327万6,000円、2.3%の増となっ

た。

②歳出総額は5億9,492万7,000円で、前年度比1,258万6,000円、2.2%の増となった。

(3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は4,857万5,000円で、前年度比271万8,000円、5.9%の増となった。

②歳出総額は4,856万9,000円で、前年度比281万円、6.1%の増となった。

(4) 公共下水道事業特別会計

①歳出総額は1億9,914万7,000円で、前年度比77万2,000円、0.4%の増となった。

②以下、内容についてはお目通しをいただきたいと思います。

(5) 農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は1億2,267万6,000円で、前年度比86万2,000円、0.7%の増となった。

4 その他

住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等、さまざまな分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連携等により未収金回収に努力されている。今後もより積極的な取り組みによってその解消になお一層努力をされたい。

続きまして平成27年度中川村水道事業会計決算の審査意見について地方公営企業法第30条の規定により審査に付された平成27年度水道事業会計の歳入歳出決算関係帳簿及び証拠書類について審査をしましたので別紙のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成27年度水道事業会計歳入歳出決算

2 審査の期日

平成28年8月8日

3 審査の方法

審査に当たっては、事業管理者から提出された決算書が平成27年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などによって検証した。

また、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

4 決算の概要

(1) 業務実績

給水人口は4,964人で、前年度より65人減少し、給水件数は1,781件で、前年度より5件増加している。

年間総配水量は、60万5,862 m^3 で、前年度より8,783 m^3 、1.5%増加している。

配水量のうち料金収入となった水量は42万8,120 m^3 で、前年度より6,125 m^3 減少し、

配水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は 70.66%で、前年度より 2.07%低下している。

工事関係では、田島配水池の機能強化として新たに田島第2水源の掘削工事を実施した。(2)以下、経営成績については水道運営管理者の説明がありましたので省略をさせていただきます。

第2 審査の結果

1 決算書類及び決算附属書類について

決算報告書及び収益計算書、貸借対照表等の財務諸表並びに決算附属書類については、計数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示していると認めた。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 平成27年度は2,557万8,000円の純利益となった。

当年度未処分利益剰余金は4億578万6,000円となっている。

今後とも健全経営のために経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 有収率が前年度より2.07%低下したが、今後、老朽化した配水管等の更新を進め、さらなる漏水調査をして有収率の改善に努力されたい。

それから、平成27年度中川村財政健全化の審査意見ということで、一般会計及び平成27年度中川村公共下水道事業特別会計、それから平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計、平成27年度中川村水道事業会計経営健全化については、それぞれ意見書としてお届をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

○6番 (柳生 仁) 前段で財政課長から報告があった陣馬形山の避難小屋の耐震診断があったって報告があったんですが、この耐震診断の結果は良好だったのか、どうだったのか伺ってよろしいでしょうか。

○振興課長 耐震診断の結果は、あの建物自体が昭和40年代に建てられた建物で、今の耐震基準を満たしていない部分がございます。それを踏まえて、今年度、耐震化も含めた改修を行っているところであります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。
- 決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。
- 日程第18 議案第15号 平成28年度中川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 副村長 議案第15号 平成28年度中川村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。
- 第1条で予算の総額に3億3,850万円を追加し、総額を35億8,950万円とするものであります。
- 地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。
- 今回の補正の主なものは、歳入では地方交付税の決定による追加、元気づくり支援金の事業採択による県補助金の追加と平成27年度決算による繰越金の追加などであり、
- 歳出では、総務費で公共施設整備基金への積み立て、衛生費で上水道事業の配水管整備工事の負担金、農林水産業費で小水力等活用促進事業、また木質バイオマスボイラーの導入検討、水源林造成事業の追加、公債費で起債の繰上償還の実施や年度内の進捗状況に合わせた補正などであり、
- 5ページをごらんください。
- 第2表 地方債補正は変更で、起債の目的にあります農地等災害復旧事業、谷田地区、堂洞地区の災害復旧事業債を事業費の増額に合わせて限度額を60万円から90万円に30万円追加補正するものであります。
- 8ページをお願いします。
- 歳入であります。
- 11款の地方特例交付金は補正額28万5,000円で、減収補てん特例交付金の額の決定による追加であります。
- 9ページ、12款 地方交付税は普通交付税で平成28年度分の決定による増額であります。これによりまして平成28年度の普通交付税の総額は17億1,644万3,000円となります。平成27年度よりは2,031万4,000円、1.2%の減額となります。減要因の主なものは、算定基準で対象となります人口が国勢調査の結果、減少したことや算定項目にあります地域経済雇用対策費の単価が引き下げられたことが大きく影響をしております。
- 10ページ、16款 国庫支出金、国庫負担金41万9,000円、民生費国庫負担金であります。
- 児童福祉費の負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費ということで村外の保育施設入所者のための村交付金に対する国庫負担金であります。基本2分の1の負担率であります。
- 児童手当につきましては過年度の精算分であります。

国庫補助金 94 万 5,000 円は民生費の国庫補助金で、子どものための教育・保育事業費補助金であります。平成 28 年度からの保育料軽減に対応するためのシステム改修費に対する補助金で、2 分の 1 の補助率であります。

11 ページ、17 款 県支出金であります。

県負担金、民生費の県負担金 20 万 3,000 円であります。国庫負担金と同様、村外保育施設入所者に対する県の負担金分で、4 分の 3 の補助率になります。

県の補助金は 1,178 万 8,000 円で、総務費県補助金 855 万円は地域発元気づくり支援金で村づくり事業以下の事業が支援金の対象となったことによる追加であります。

農林水産業費県補助金 323 万 8,000 円、このうち主なものは説明の 2 つ目にあります 20 農地費補助金で、小水力発電等活用促進事業に対する定額補助 200 万円、1 つ飛んでいただきまして 68 の新規就農総合支援事業で 10 月からの新規就農者 1 人分の補助金 75 万円であります。

委託金 10 万円につきましては総務費委託金で、経済センサス活動調査費への追加分 10 万円になります。

12 ページをお願いします。

19 款 寄附金であります。10 万円で、中川中学校を昭和 56 年度に卒業になった卒業生一同からいただいたものであります。

13 ページ、21 款 繰越金であります。2 億 651 万円で、平成 27 年度からの繰越金になります。

14 ページ、22 款 諸収入であります。

預金利子につきましては収支の調整を図るもので 9,000 円であります。

受託事業収入、農林水産業費受託事業収入につきましては 539 万円であります。森林総合研究所からの受託収入の追加になります。

雑入は 399 万 2,000 円の減額であります。このうち説明 78 のコミュニティー助成事業につきまして、宝くじの社会貢献広報事業で 3 地区を申請しておりましたが、2 地区は、今回、対象とならないことに伴う減額が主なものでございます。

15 ページ、23 款 村債、災害復旧費の村債 30 万円で、先ほど申し上げました 5 月 11 日の豪雨によります被災農地復旧の査定の段階で事業費が増額となったことに伴う起債の追加であります。

16 ページ、歳出であります。

2 款の総務費であります。

総務管理費が 1 億 394 万 3,000 円で、文書広報費が 111 万 4,000 円、電子化推進事業であります。これにつきましては、村で利用をしておりますインターネットのセキュリティ、安全性を高めるためにサーバー機器の再構築及び各種設定の変更を行うための委託料になります。

また、備品購入費については庁内のパソコンプリンター等の購入になります。

財産管理費は 158 万 6,000 円で、庁舎管理費で、修繕料につきましては庁舎、庁内備品等の修繕料であります。主な内容は庁舎のドア 5 カ所の修繕を主にやっていき

いというものであります。

委託料につきましては庁舎の設備関係現況調査委託ということで、庁舎建設後 36 年ほどが経過し、冷暖房、また水回りなどの設備、機器が老朽化しているため現況調査を行うものであります。

企画費は 124 万 3,000 円で、企画総務費が 189 万円であります。負担金で、先ほど保育料の関係で申し上げましたが、保育料軽減に対応したシステム改修の負担金になります。

村づくり事業は 407 万 3,000 円の減額であります。

報償費から需用費までは、元気づくり支援金を活用しまして、加盟から 8 周年を迎えた日本で最も美しい村連合加盟の他町村、また村の地域の魅力や強みを知りまして中川村の課題を見出す機会とするためのシンポジウムを開催するための費用であります。

19 の負担金、補助及び交付金につきましては、コミュニティー助成事業で不採択となった 2 地区分の減額になります。

17 ページの地域おこし事業は 7 万 4,000 円の減額であります。節全体につきましては、地域おこし協力隊員は臨時職員としての雇用関係でありましたけれど、任命はさまざまな雇用形態がある中で、隊員のほうから起業、業を起こす起業に向けて活動をするために人件費に相当する報償費とほかの費用は活動費として交付してほしいという要望があり、それに応えるための組み替えになります。隊員の希望によりまして、今回と今までの雇用関係の 2 つの方法からの選択になることになります。

地方創生推進事業は 350 万円あります。3 世代同居・近居支援事業でありまして、住宅の新增設に対する補助金で、当初 2 件を見込んでおりましたが、9 月時点で 9 件が見込まれることから増額をしたいとするものであります。

17 ページの諸費は組み替えでありまして、18 ページをお願いします。

18 ページの防災対策費につきましては財源の組み替えであります。元気づくり支援金の対象となったことによりまして地区で進める防災備品整備に充当をするものであります。

次の公共施設整備基金 1 億円の積み立てであります。財源の見込めない事業、また財源が見込めても一般財源を投入しなければならない大きな事業等につきまして、公共の建築物、またインフラの整備に備えるための基金として積み立てをしたいとするものであります。

徴税費は 80 万円あります。税務総務費で 80 万円あります。税の還付加算金の増加による追加であります。

住民基本台帳費は 44 万 4,000 円あります。マイナンバーカードが導入されておりますが、これの裏書きをする必要があることから、それへの対応の経費となります。

選挙費につきましては執行状況に合わせた組み替えでございます。

統計調査費は、先ほど申し上げましたが、調査委託金の増額の支出に合わせ支出を組んだものでございます。

20 ページ、3 款の民生費であります。

社会福祉費 81 万 8,000 円であります。

社会福祉費、社会福祉総務費であります。5 万円であります。民生委員推薦会開催回数の増加見込みによる追加で 5 万円であります。

障がい者支援事業につきましては過年度分の精算で 76 万 8,000 円であります。

児童福祉費につきましてはありますが、児童福祉費 115 万 7,000 円であります。施設型給付費で 108 万 1,000 円であります。村外保育施設の利用希望者がおり、その施設への支払いに充てられるものであります。

償還金、利子及び割引料については過年度の精算金になります。

児童福祉施設費 130 万 3,000 円のうち保育所費 85 万 6,000 円につきましては施設の修繕費になります。

子育て支援事業で 10 万 2,000 円であります。また、児童クラブ運営事業 34 万 5,000 円でありますが、これらは平成 27 年度の国への交付金の精算金になります。

22 ページをお願いします。

4 款 衛生費。

保健衛生費 1,540 万 4,000 円であります。

このうち母子保健事業につきましては過年度分の精算金になります。

水道事業費 1,500 万円であります。配水管工事負担金で水道管の耐震化工事に対する負担金になります。

環境衛生費 37 万 8,000 円で、ごみ処理事業費であります。不法投棄の禁止看板ですとかペットボトル用のエコバッグの不足分の追加をするものであります。

23 ページ、6 款 農林水産業費。

農業費 309 万 1,000 円であります。

農業振興費のうち農業振興事業については 3 万 4,000 円で、償還金、利子及び割引料で平成 26 年度被災農業者向け経営体育成支援事業補助金返還金であります。平成 26 年 2 月の大雪に対する支援につきましては消費税分についての返還になります。

水田農業対策事業につきましては 30 万 7,000 円で、県補助金の追加に伴い地域農業再生協議会へも所要額を補助するものであります。

人・農地問題解決事業 75 万円であります。10 月から適用になります青年就農給付金、1 人、半年分の追加になります。

農地費につきましては 200 万円であります。委託料で、これにつきましては小水力等農村地域資源利活用促進事業ということで新規事業であります。再生可能エネルギーを供給する取り組みとしまして農業水利施設を活用した小水力発電等の整備推進ができるかどうか、その可能性の調査、あわせて計画策定を行うための委託料であります。南向土地改良組合施設ほかを想定をしております。実施の段階におきましては地域主導という形になります。

村単農地事業については財源の組み替えであります。

林業費につきましては 678 万円。

林業総務費 2 万円であります。これは林業振興審議会開催回数の増加によるものであります。

林業振興費 676 万円のうち林業振興事業 100 万円であります。望岳荘のバイオマスボイラーの導入検討業務ということでありまして、平成 27 年度で森林バイオマスの活用構想の策定を行ったところでありますが、具体的に個別の施設での活用が可能かどうか詳細な検討を行うための委託料になります。

林道管理事業は 37 万円で、林道維持補修工事で宮の沢橋の排水管の修繕になります。

村有林管理事業 539 万円につきましては、森林総合研究所からの受託収入の増加によりまして四徳の東山団地の作業道の開設の延長、大草東山団地の保育間伐を行う委託料の増額などがございます。

25 ページ、7 款の商工費で 8 万円であります。観光施設管理事業で陣馬形の森トイレくみ取り料で、利用者の増加に伴う追加になります。

26 ページ、8 款の土木費であります。

土木総務費が 7 万 6,000 円あります。小渋ダム施設改良事業促進期成同盟会への負担金で、土砂バイパストンネル竣工式開催に伴う負担金の増額であります。

道路維持費につきましては元気づくり支援金、ずく出し事業に充てるための財源の組み替えになります。

都市計画費は 5 万 6,000 円で、公園管理費で公園の樹木管理用脚立 1 脚の購入になります。

27 ページ、9 款 消防費であります。

消防費 65 万 5,000 円で、非常備消防費が 58 万 3,000 円あります。

災害補償費につきましては消防団員等公務災害補償費で、操法訓練時の軽症の 2 名がおりまして、それに対する補償費であります。現在、完治をしております。

需用費につきましては女性消防団員用活動服購入が主なものとなっております。

消防施設費は 7 万 2,000 円で、消防施設整備補助金であります。消火栓ボックスの設置など、地元要望から不足が見込まれることから追加を行うものであります。

28 ページ 10 款 教育費であります。

教育総務費 116 万 9,000 円あります。

事務局費が 43 万 2,000 円、うち教育委員会事務局費は 3 万 7,000 円ありますが、使用料及び賃借料で教職員分の Windows の端末の利用権になります。

次に児童生徒支援事業 39 万 5,000 円あります。扶助費で準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学援助の 9 月の支給状況から扶助費の過不足分を調整して追加をするものであります。

教員住宅管理費につきましては、住宅の網戸等の取りかえ修繕であります。

学校給食費につきましてであります。70 万 7,000 円あります。給食提供の運営に必要な修繕等、また備品の購入費ということあります。

小学校費 122 万 5,000 円あります。

学校管理費で東小学校管理費及び西小学校管理費、それぞれ 61 万 7,000 円、58 万

8,000円ではありますが、施設管理等に必要な費用の追加でございます。

教育振興費の東小学校教育振興費につきましては、東小学校6年生2人が参加の名古屋市での小学生陸上東海大会の出場補助金になります。

中学校費は126万6,000円で、中学校管理費107万9,000円でございます。

旅費につきましては西駒登山の随行旅費になります。

30ページになりますが、需用費、それから役務費につきましては、それぞれごらんをいただいたとおりでございます。

15の工事請負費につきましては、正門の雨水がたまってしまふことから排水ますの設置をして雨水の対策を行うということで、排水ます4基と約33mほどの排水管を敷設をするものになります。

教育振興費18万7,000円で、中学校教育振興費でございます。

備品購入費につきましては、英語用の教材の購入と、寄附金を活用しまして生徒用の図書を購入を行うものでございます。

補助金につきましては県大会以上のスポーツ競技への出場補助金になります。

社会教育費7万8,000円でございますが、歴史民俗資料館の管理事業ということで、10年以上経過しました消火器の取りかえ更新で13本分になります。

保健体育費、体育施設費149万円でございます。

主な内容は社会体育館2階のギャラリーからの転落防止のためのフェンス設置にかかわる費用を計上したところでございます。

32ページをお願いします。

11款 災害復旧費でございます。農地等の災害復旧事業費で、5月11日豪雨によります農地、農業施設災害復旧につきまして、7月12日の査定で事業費が増額となったことによる追加でございます。

33ページ、12款 公債費でございますが、将来負担の軽減を図るため借入利率の高いものを対象に繰上償還を行うものでございます。公債費総額で1億3,760万1,000円の追加でございます。元金につきましては1億3,352万8,000円でございます。平成21年度発行の過疎債、利率1.1%のもの元金分になります。

公債諸費は407万3,000円で、財政融資資金の繰上償還に伴う補償金になります。今回の繰り上げに伴う補償でありまして、繰上償還に伴います利子の軽減分は未確定でございますので、今後、年度内で整理をまいります。

また、年度末におけます地方債の見込み額は35ページの調書のとおりでございますので、ごらんをいただければというふうに思います。

34ページでございますが、14款 予備費で6,057万8,000円でございます。収支の調整を行いまして追加を行うものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○6番 (柳生 仁) 特に補正がいいとかじゃなくて、確認なんですけども、望岳荘でい

よいよバイオの燃料を使うっていうことで大変楽しみにしておりますが、燃料っていうのはたきものが要るわけですが、一定の場所に確保して、木の駅みたいな場所をつくって、そこから搬入するといいわけでありますけども、そういったものなども考えたりして、こういったものを導入されるのか、何となし村民から集めるのか、そういった仕組みはどのようになっているかということと、もう1点は、女性消防団員の服の説明があったわけですが、それはいつごろから女性消防団員が入ってくるのか、その2点をお願いします。

○振興課長

高齢者憩いの家のバイオマスボイラーの導入の検討につきましては、27年度の森林バイオマスの活用構想において、概略の、その望岳荘の現在の燃料の使用料ですとか機器の状況を見た上での概略のシミュレーションをいたしました。その中では、バイオマスボイラー導入による効果はあると、コストが下げられるというような試算は出ております。ただ、実際に、まずは設置場所の問題ですとか、どういう機種を導入して、どのように運営していく、トータル的な詳細な調査をしたものではございませんので、今回、その事業費、設置場所、それに伴う工事費ですとか、その後のランニングコスト等々をもう少し詳細に調査を、研究をした上で、それ、導入すべきかどうかということ判断をするということで、まだ、その導入するという方向が定まったものではございません。その基礎資料とする調査を今回行うということになります。

もう一つは、やはり供給、7月の8日に林業振興審議会を開催をいたしましてバイオマス活用構想の概略についてご説明をし、今後の進め方についても説明をしてご意見をいただきました。その中でも、やはり供給と需要、このバランスがないと木の駅を立ち上げて運営をしていけないわけでございますし、また、設備のほう整っても、その供給体制が整わないとできないということで、今年度、今、募集が終わっておりますけれども、供給側として木の駅構想の具体化に向けた研究会を発足をさせたいということで10数名のメンバーが集まっております。それらを中心に、その木の駅、供給側のことを考えながら、その出口のほうを、もし仮に憩いの家のところ、公共施設としては、そこが年間を通じて化石燃料を使っている一番大きなところでございますので、その辺に供給ができれば、その中で、村内での仕組みができるんじゃないかということで、並行して検討してまいるということであります。

○総務課長

女性消防団の設置につきましては、現在、準備を進めておりますけれども、年内、早ければ来月くらいには設置をしたいというふうに考えております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

○8番

(大原 孝芳) 23ページの農地総務費で小水力等農村地域資源利活用促進事業ということで200万円、委託料であります。それで、県の補助金ということで、副村長の説明ですと調査をすると、そして土地改がいいんじゃないかっていうお話なんですけど、先ほどお話の中で、調査はするけど、実際についてはですね、民の方にね、任せるっていうお話なんですけど、例えば、実際に、小水力がですね、発電が可能だとなった場合にですね、例えば、補助金をいただいているものですから、調査して活用可能となったと、それで、じゃあ、民の方にね、もし、やらせようとしたときにね、受け皿がな

いとか、ないっていうかですね、そういった場合にね、例えば、この税金の使い道としてですね、後で会計検査が入ったりして、もし、できればいいんですけど、そこら辺っていうのは、こう、何ていうんですかね、そういうたぐいの、この補助金っていうかですね、どういうレベルの補助金かなあっていることを聞きたいと思うのと、この前もですね、私たち中部伊那のね、会合で、少子力ですね、ことに対して県に陳情しようっていうことでね、飯島町で出たんですが、なかなかですね、その小水力って、何ていうんですかね、理屈はわかるんですが、非常にハードルが高くてですね、水利権の問題ばかりじゃなくてですね、採算性とかですね、それから利用する機械とか、非常にハードルが高いように、私は、今、感じているんですが、そこら辺、例えば、調査はね、今回やりまして、実際、可能になった場合にね、ある程度、相当、行政側でね、ある程度、行政側でもいいんですが、じゃなくてもいいんですが、NPOがあつたりしてくれればいいんですが、相当バックアップしないとね、立ち上がってこないような気がするんですよ。だから、調査しました、可能です、じゃあ、誰がどこでやるとかね、そういうところまで踏み込んで、今回のね、補助金を受けて、こうやってもらえているか、そこら辺ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○振興課長

先ほど、この今回の調査を南向土地改の水利施設を中心に行うという説明をさせていただきましたが、このことにつきましては、南向土地改のほうから今の水利施設を使ってこういったことができないか検討したいというお話がございました。それも踏まえまして、今、これ、県の補助金であります、飯島町でも、この補助金を使って事前の、先ほど言いましたように、その施設にどのくらいかける、まず発電量がどのくらいあって、どのくらいコストと電力ができる、その辺のところまで、それから、概略の設計まで含めた調査になりますので、それを踏まえて、実際、じゃあ、それでコスト的に合わないよということになれば事業化は難しいという判断になるかと思っておりますので、まずは、その調査をするという趣旨の補助金であります。なので、これを受けたから必ず事業化ということではございません。また、先ほども申し上げましたように、水利組合のほうでも、そういった意向があつての調査ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

○5番

(中塚礼次郎) 31ページの体育施設管理事業の中の工事請負費、社体関係の落下防止対策工事ということで行われているわけですが、これは、確か、救急車が鳴って、社体でのバレーの大会か何かのときに子どもが落ちたことが原因でこの対策をとるといふふうなことです、こういった教育施設や公共の施設、この事故を機に、ここだけじゃなくて見直しというふうなことをしてみたかどうかということと、この事故に対する村というか、行政側の責任っていうものが生じたかどうかという点について伺いたいと思います。

○教育長

ご指摘の件でございますけれども、社会体育館の2階ギャラリーの開閉につきまして、外側へ下方に向かって、こう、外側へあくというような仕組みでありましたために思いがけない出来事となりました。そんな点で、その安全対策について対応してい

るところでございます。そのほかの部分については、そういうような、現在のところ心配をしているというところはないという現状であります。

その後の賠償等のご質問でありましたけれども、会場を担当しました中川中学校の校長あるいは教育委員会の者がその保護者の皆さんと対応しまして、補償という、賠償ということには至っておりません。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 16 号 平成 28 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第 16 号 平成 28 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)をお願いをいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 1,200 万円を追加し、予算の総額を 5 億 9,000 万円とするものです。

最初に歳入でございますが、5 ページをごらんください。

国保税の滞納繰越分でございますが、今回は予算額の調整を目的に 20 万円を計上いたしました。

6 ページの国庫支出金ですが、まず、平成 27 年度分の特定健康診査等負担金が確定をして追加交付となりました。

また、平成 30 年度の国保制度改革に向けての準備事業補助金が交付決定となりました。

2 件合わせて 100 万 1,000 円の増額をいたします。

7 ページの療養給付費交付金ですが、平成 27 年度分の交付金が確定して追加交付となりましたので 438 万 7,000 円の増額をいたします。

8 ページの繰越金ですが、平成 27 年度の決算額の確定によりまして繰越金の総額は 1,350 万 4,000 円となります。補正前の予算額 725 万 4,000 円に合計 625 万円を増額いたします。

なお、平成 28 年度においては、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返納すべき負担金、交付金はありません。

続いて歳出です。

9 ページからになります。

総務費につきましては、歳入で申しあげました国庫補助金を財源としまして、国保制度改革に向けて情報システムの改修を行うための上伊那広域連合の負担金 16 万 2,000 円になります。

10 ページの後期高齢者支援金等の 451 万 8,000 円の増、11 ページの前期高齢者納付金等の 1 万 1,000 円の減、12 ページの介護納付金の 218 万 7,000 円の増は、いずれも額の確定によるものです。

13 ページの予備費で調整し、歳入と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 17 号 平成 28 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは、議案第 17 号 平成 28 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いをいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、予算の総額を 6 億 2,600 万円とするものです。

最初に歳入ですが、5 ページからお願いをいたします。

国庫支出金は平成 27 年度分の地域支援事業補助金が確定して追加交付となりましたので 1 万 4,000 円の増額をいたします。

6 ページの支払基金交付金の 4 万 8,000 円の増、7 ページの県支出金の 7,000 円の増は、いずれも額の確定によるものでございます。

8ページの繰越金ですが、平成27年度決算額の確定によりまして繰越金の予算総額は553万6,000円となります。補正前の予算額120万円に433万6000円の増額をいたします。

9ページの雑入で補正額の調整を行いました。

続いて歳出で、10ページからでございます。

地域支援事業では、高齢者憩いの家改修工事中に教室の開催場所として地区の会館をお借りしましたので、その使用料5,000円と、来年度から始まる総合事業の担い手及び将来の住民主体のサービスの中心となれる人材の育成を目的として研修事業の委託料30万円を計上いたしました。

11ページの諸支出金は平成27年度分の介護給付費国庫負担金の償還401万1,000円を計上したものです。

12ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第18号 平成28年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益収支では落雷による水道施設被害に対する保険金の収入とそれに対応する施設の修繕費等を計上するものです。

また、資本的収支では、一般会計からの繰入金を財源とする老朽管の布設がえ工事費を計上することが主な目的であります。

予算書本文、第2条で収益的収支、水道事業収益の営業外収益に30万円を追加、水道事業費用の営業費用に160万円を追加し、収入総額を1億2,870万円、支出総額を1億750万8,000円とするものであります。

また、第3条で資本的収支、資本的収入の繰入金に1,500万円を追加、資本的支出の建設改良費に1,590万円を追加し、収入総額を1,951万9,000円、支出総額を8,000万円とするものであります。

収支の不足額は6,048万1,000円となりますが、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとします。

8ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的収入では営業外収益の雑収益に保険金収入として30万円を計上いたしました。これは、8月23日の落雷被害があり、それに対する損害保険金であります。

9ページ、収益的支出では、営業費用の原水及び浄水費は、薬品費に10万円、配水及び給水費は牧ヶ原配水池修繕費に150万円を追加します。

続いて10ページ11ページの資本的収支ですが、資本的収入の繰入金については、生活基盤施設耐震化等交付金の対象外事業のため一般会計補正予算のほうから繰入金1,500万円を計上いたしました。

資本的支出については、建設改良費の配水管布設がえ工事に1,500万円、針ヶ平配水池揚水ポンプ更新工事に90万円を追加するものであります。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、28年度の予定貸借対照表を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

〔午後0時10分 休憩〕

〔午後1時15分 再開〕

○議 長

会議を再開します。

日程第22 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

○3 番

3番 松澤文昭議員。

(松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書によりましてふるさと納税を活用した中川村の産業振興について及び地域活動支援センターの設置について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

まず、ふるさと納税を活用した中川村の産業振興につきましては、今まで村の方針に対しましてさまざまな議論がされてきました。過去の議論を踏まえ、ふるさと納税を活用した産業振興について村の今後の方針についてお聞きをします。

国の財政難により、将来、国、県からの地方への市町村への交付金の減少が懸念されております。一方、中川村では、今後、義務的経費及び特別会計への繰入金が増え、投資的経費の減少が今後、少なくなっていくことが想定されております。したがって、投資的経費の減少が今後、少なくなっていくということが考えられるわけであり、中川村が今後も健全な財政運営を続けていくためには、自主財源の確保を図るということは極めて重要な課題であるというふうに考えます。私は、この自主財源の確保のためにふるさと納税を活用すべきだというふうに考えております。

昨年、全国の自治体が受け取ったふるさと納税の寄附額が前年の4倍以上に急増し1,653億円となっております。これは昨年よりワンストップ特例制度が始まり、年間5件以下の寄附であれば確定申告が不要になったことと、2,000円の自己負担を除いて、寄附額が全額、減税で戻ってくる限度額が2倍以上に増えたことが大きな要因となっております。

また、本年より企業版ふるさと納税により企業の寄附も認められるようになり、ますますふるさと納税による寄附額は増えるものと思われれます。

ふるさと納税による都市から地方への税収の移転は、基本的には税収が豊かな大都市から財政の厳しい地方に移転されており、地方の格差の是正に役立っているというふうに考えているわけであり、

また、ふるさと納税によりまして地方自治体間の競争が生まれることも、私は地方創生にとってよい結果につながるというふうに考えております。

ふるさと納税制度で多くの寄附を得ている自治体は地元産をアピールするための努力を重ねており、そうしたアピールにより、全国の人がそれまで知らなかった自治体に興味を持つようになっておりますし、また、知名度が上がってきているというふうに考えております。

そういう中で、中川村は、総務省のホームページによれば中川村も特典のある市町村になっております。この中川村の特典というのは、寄附をいただいた方には、一年間、中川村の広報誌を送ることが特典となっております。したがって、現時点では、中川村のふるさと納税制度、中川村におきましてはふるさと納税制度が活用されているとは言えない状態であり、

私は、こういう現状及び過去の議論を踏まえ、ふるさと納税を活用した産業振興策について村の今後の方針についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、先ほども申しましたけれども、ふるさと納税による税収の移転は、基本的に

は税収が豊かな大都市から財政の厳しい地方に向かっており、地方間格差の縮小に役立っている。

また、ふるさと納税制度によって地方自治体間に競争が生まれることも地方創生にとってよい結果につながるというふうに思っております。

ふるさと納税制度で多くの寄附を得ている自治体は地元産をアピールするための努力を重ねている。そうしたアピールによって全国の人がそれまで知らなかった自治体に興味を持つようになっております。

また、返礼品を提供することにより地域経済の振興にも大きく寄与している。

これまで市町村は国、県の補助金をいかに獲得するかによって市町村間の差が生まれてきたが、それに比べたら、ふるさと納税制度の活用によって地元の産物をいかにアピールするかという市町村の競争は、よりオープンで健全なものだというふうに考えております。

こういう点につきまして、村長はどのように考えているかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 おっしゃるとおりですね、ふるさと納税というのはの本来の趣旨というものは、そういう都会と田舎のアンバランスを是正する趣旨のものだと思います。小っちゃい子どもというか、次の世代をですね、地方は育てておいて、働けるようになると都会に出て、その分、もうけて、その分、納税もして、そして定年になると、またふるさとに帰ってきて、そこでまた福祉を受けるというふうなことでございますので、そういう意味で言うと、本当にふるさとに納税をしていただくという感謝の気持ちみたいなものを示していただけるっていうのは本当にありがたいことだと思っています。

お話のとおりですね、中川村もふるさと納税をしていただいた場合には、1つは広報の1年分、それから日本で最も美しい村連合のガイドブック、それから絵葉書のセット等々をお送りしているというふうなことでございます。そのほかにですね、これはふるさと納税だけにはかかわりませんが、ほかの寄附も含めてですけど、10万円以上いただいた方には感謝の気持ちとしてどんちゃん祭りのお楽しみ券をお送りしているわけですが、最初に申し上げたふるさと納税への返礼に関しては、金額に差をつけずですね、たくさんいただいた場合でも少ない場合でも同じだけのものを謝礼として返しているというふうなことでございます。おかげさまで、丁寧に丁寧な礼状をいただくこともありますし、それから、同じ方が複数回、中川村にふるさと納税をしてくださっているっていう、そういうケースもあります。そういうのは、ある意味、本来のいい趣旨だと思うんですけども、ちょっとそこから逸脱したやり方のほうが、今、話題になっているというふうに感じています。納税額の何割みたいな形ですね、納税額に応じてですね、品物を差し上げますよというような制度でございます。御存じのとおり、本来の自分の居住地域にする納税額をどこか違うところとすると、その何割分かの物がもらえて、ほぼ同額がですね、本来の税金が控除されるというようなことでございますので、ふるさと納税する人にとっては、どっちに、税金の払い先を変えることによって、その4割とか5割とかの品物がもらえるというよ

うな、そういうふうな形になっています。そういうふうなことです、ふるさと納税の獲得競争をするっていうのが公平でオープンでいいことかっていうと、今の現状を見てみるとですね、すごく、ちょっと変な形になっているのではないのかなと、本来の地域づくりとか、地域住民が頑張っているとか、おいしいものがあるよとか、そういうことじゃなくて、ふるさと納税で何億円あそこは獲得した、うちは何億円だというようなですね、そういう、ちょっと、こう、狭いところの、いびつなところの、しかも狭いところでの競争になってしまっているんじゃないのかなと、今、というふうに思う次第でございます。

この制度はですね、ある程度の納税額がある人だけが、それを振り向けることができるということでございますので、高額な納税者だけがそのメリットを利用できるという制度でもあります。

それから、村の産業育成というふうなことで言うと、中川村の特産品となると農作物が中心ということでございまして、自然の恵みであるがゆえにですね、品質、それから量についてもちょっと安定をしていないというようなところがあって、いつも、毎回、税金を納税してくださった方にいいものを、きちんとした量をお届けできるかどうかはちょっと不安定なところがあると、そういう状況があるわけなんですけども、大体が、こう、そろって、言ってみればただですね、品物を手に入れようという人たちほどですね、逆に品質にはうるさいというところがあります。前にも申し上げましたけども、サラリーマンのときに、あるキャンペーンでいろんな地方の特産品、生鮮の生きのいいもの、果物だったり魚だったり、そういうものをお送りしますというキャンペーンをやったことがあります、大変、その後は苦情の嵐というようなことがございまして、なかなか、ただでもらえるもの、シールを張ったらただでくれますよというものほどですね、思いどおりじゃなかった場合には不満が多くなるというふうなことです。

それに比べてですね、今、中川村ではですね、中川村の農家は、贈答用等々で前々からお付き合いのある皆さん方、お客様とのいい関係をつくりながら、ことしのでき、ふできみたいなのも知っていただいて、農家の苦労なんかも理解をいただいて買ってくださいという、だんだんそれも高齢化に伴って先細りの部分もあるんですけども、そういう形のいいお付き合いをですね、また違う形でやっていくのが本来の姿だというふうに思います。

だから、ふるさと納税で知名度を上げるとか、ふるさと納税で活性化するよりも、本来のいいお客様と、納得してもらって、応援してもらって、しっかりと商品を買っていただけるというような、そういう王道といいますかですね、本来の商売のあり方で村の知名度を上げ、それから村の産業もやっていくという、そういうことにしていかないと、ふるさと納税に走った分だけ本来のものがなおざりにならざるを得ない、そちらに商品を流さざるを得ないわけですから、そうしていった場合、例えばふるさと納税が終了した場合、その後どうなるのかというふうなこともございます。地道にですね、実直にやっていかなくてはいけないのかなというふうに思います。こういう

言い方はあれかもしれませんが、ふるさと納税の今の利用のされ方っていうのは、ちょっと正直言ってあだ花的なところがあって、そこに乗っかっていくのは必ずしもいいことではないのではないのかなというふうに思います。

まだ質問があるかと思いますが、ちょっとこの辺で1回切ります。

○3 番 (松澤 文昭) 今、全般の答弁があったんですけど、後ほど個々に詳しく聞いてまいりますので、ちょっと今の中で、私は市町村間の競争が生まれることは非常にいいことだなあというふうに、私は、基本的には思っています。やはり地方の市町村間で地元のアピールをする、あるいは地元の産物をアピールするっていうことは非常にいいことだなあというふうに思っていますので、そういう意味では、地方創生、今の地方創生も含めて非常にいいことかなあというふうに思っておりますけれども、そこら辺の考え方は、村長はどうでしょうか。

○村 長 アピールをして、よさを知っていただいて、その部分で切磋琢磨をするということは大変やらなくてはいけないことだと思いますが、それはふるさと納税でやるべきことじゃなくて、もっと本来の本業で、村の、何ていうか、村政がどうかとか、村民が元気になっているとか、村の中でおいしいものを食べられてすてきな時間を過ごせるかどうかとか、そういうようなところで競争がされるべきであって、そのふるさと納税の額とか、ふるさと納税で目立つからというふうなことではないのではないのかなと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、先ほども申しましたけれども、市町村の中で国、県の補助金の分捕り合戦をするよりも、むしろ、このふるさと納税制度の先ほどのPRだとか、返礼品をオープンにPRすることによって、その部分でよって地方へお金を回してもらっていることは、これは、むしろ、その先ほど言った補助金をいかに多く取るかという、獲得するかというようなものよりもオープンで健全なものだというふうに考えますけれども、そこら辺は、村長はどういうふうに考えておりますか。

○村 長 国とか県とかですね、いろんな制度があって、村のほうでは、いろいろやらないこと、やらなくてはいけないことがいろいろあると、その中で、その村としてやらなくてはいけないことを実現するためには、どういうやり方があるか、どういう補助が得られるかっていうふうなことを考えて、これは当てはまるんじゃないかとかいうふうなことを工夫をしながらですね、国、県の支援ももらいながらやっていくというような形でやっていますので、分捕り合戦ということではなくて、ニーズをしっかりと、必要なニーズをしっかりと把握した上で、それを実現するためにはどうすればいいかというふうな知恵を絞っていくという中での一つのやり方というふうなことに考えております。

その国、県もですね、何というか、しっかりと考えて、どういう村づくりをしたい、どういう地域づくりをしたいっていうふうなことについてよく考えているものについては、やっぱり予算づけをしてくださっているというふうに考えるところでは、単に、こう、行ってごまをすってあげればですね、予算がとれるというようなものではないというふうに思っていますので、その辺は、村づくりをどういうふうに工夫

をするかというふうな、その辺のあらわれではないのかなというふうに考える次第です。

○3 番 (松澤 文昭) このところ、この考え方っていうのは、基本的には、今、村長の言ったこともいいと思いますし、いろんな考え方がありますので、幾ら議論をやっていても平行線かなあと思うわけでありますので、ちょっと、随時、また、いろんな面で多面的な方向から議論したいというふうに思っているわけでありますけれども、次に、先ほども若干申しましたけれども、昨年度、全国の自治体が受け取ったふるさと納税の寄附額が前年度の4倍以上に急増し1,653億円となったことが報道されております。先ほど申しましたけれども、ふるさと納税が大ブームになった原因につきましては、ワンストップ特例制度が昨年からはまったということで確定申告が不要になったことと限度額が2倍に増えたことが大きな要因ということになっているわけであります。そういう中で、ワンストップ特例を利用した場合、減税額は、全額、寄附をした住民に、寄附をした住民を抱える自治体の負担になってしまうということで、中川村の住民がふるさと納税をすると、その分、納税者に住民サービスを提供する自治体の税収が減ってしまうということになってしまうわけであります。新聞報道によりますと、昨年度、ふるさと納税制度による寄附を受けた金額、収入と地元住民が他の自治体などに寄附をしたことによる住民税の控除や返礼品などの支出が上回る、いわゆる赤字の自治体が県内でも11市町村に上るとの報道がされております。幸いにして、中川村は、昨年度、123万1,000円の黒字でしたが、今後、赤字の市町村は赤字解消に向けた取り組みをますます強化してくるというふうに思うわけであります。現に赤字額が9,926万円で県内で最も最多の長野市は、返礼品を設ける検討を始めたとの新聞報道がされております。このまま中川村がふるさと納税の取り組み強化を図らなければ、今後、ふるさと納税による差し引き収支が赤字の市町村に転落するおそれもあるというふうに考えております。したがって、ふるさと納税による返礼品の仕組みづくりを早急に考える必要があるというふうに考えますけれども、村長の考えはいかがでしょうか。

○村 長 ふるさと納税によるところのっていうか、おける収支ということでございますけども、ちょっと実際の数字を、ここ数年間、申し上げますと、ふるさと納税をいただいたが、これは、平成23年が2件で15万円、平成24年は1件で10万円、平成25年は8件で238万9,000円、平成26年が7件で45万2,000円、平成27年は23件で162万円で、5年間のトータルが471万1,000円というふるさと納税を頂戴しました。逆にふるさと納税をされた方への控除額ということですけども、平成24年度が14件で19万4,000円、平成25年度が3件で2万9,000円、26年度が1件で5,000円、27年度が6件で22万2,000円、28年度が15件で37万4,000円、合計が82万4,000円ということでございます。ちょっと、これ、控除のほうが度、年度のほうになりまして、いただいたほうが年、普通の暦年というふうなことで、ちょっと若干のずれがありますけども、それにしても、5年間を足し上げればですね、ほとんどそのことも考えなくていいかと思いますが、5年間足し上げた収支では388万7,000円のプラスという

ふうなことになっております。そんなことで、中川村はありがたいことにプラスになっているんですけど、その一つの理由はですね、先ほど申し上げたとおり、その高額な納税がないと、それを、こう振り向けるメリットがないというふうなことと、それから、もちろん、中川村の村民のふるさとを思う気持ち、そんな、こう、どこかの魚とか、どこかのお肉とか、そういうのでつられにくい村民性があるんじゃないのかなというふうなことで、ありがたく思うところなんですけども、現状、こんなことで、大もうけもしていませんが、若干のプラスではありますし、もし必要というふうなことになればですね、また、そういうふうなことも考えることだって考える人もいるかもしれないませんが、ちょっと現状で、すぐにこれをしていかなくはお尻に火がついているという状況ではないんじゃないかなというふうに感じるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私が質問をしたのは、現在、現状、現状は赤字だけれども、将来、そういう、今、今後取り組みをしないと中川村が赤字になるのではないかと、それに対する村長の考えを聞いたわけでありまして、現状を聞いているわけではありませんで、将来のちょっと考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 お尻に火がいついている状況ではないので、すぐにそれをしなくてはいけないというふうには考えておりません。

○3 番 (松澤 文昭) これも認識の差でありますので、私は、先ほど申しましたように、先ほどの11市町村が、長野県の中でも11市町村がこれから強化をしていくということになれば、私は、中川村の今後の中では赤字に転落をするおそれがあるというふうと考えておりますので、そこらも含めて、また後ほど議論をしたいというふうに思っております。

そういう中で、次に行きたいと思っておりますけれども、国の財政難により、将来、国、県からの地方への、国、県からの地方への、地方の市町村への交付金の減少が懸念をされているということでありますが、昨年、伊那市がふるさと納税による寄附額で全国で8位ということになっておりまして、25億8,262万円が伊那市に寄附されております。新聞報道によりますと、差し引き13億184万円が市の税収になったということが伝えられております。そういう中で、伊那市の市の財政課につきましては、このふるさと納税の寄附額によって平成27年度の財政指標の中で負債規模を示す将来負担比率は29.7%、借金の返済の重さを示す実質公債費比率は11.1%で、それぞれ前年度から将来負担比率で30.5ポイント、実質公債費比率で1.3%の改善になったということで、市の財政課につきましては、ふるさと納税の収入がこの財政の健全化に寄与しているというふうに答えているわけでありまして。

今後、中川村は、義務的経費だとか、それから特別会計への繰入額がますます増えていることが懸念をされてくるわけでありまして。そういう中で、平成26年度の決算における中川村の実質財源比率は24.6%、平成27年度の決算における実質財源比率は23.1%と、国、県からの依存財源頼みの中川村にとって、ふるさと納税制度を活用することは、自主財源の確保という点からも非常に私は重要な施策だというふうに考えているわけでありましてけれども、そこら辺の村長の考え方はどうでしょうか。

○村 長

おっしゃるとおり自主財源は少ないわけですが、先ほど申し上げたとおり、必要な事業を行うに当たっては上手に国、県の制度を活用するというふうな形で事業を進めながら、村の財政の健全化は一貫して進んできているというふうに思います。

先ほど伊那市の数字がありまして、伊那市の数字を私は把握していませんけれども、それに比べてですね、中川村の将来負担率、伊那市が 29.7 とおっしゃったかと思いますが、中川村では平成 24 年度以降、将来負担率は数値がありませんし、実質公債費比率も伊那市が 11.1 とおっしゃったかと思いますが、27 年度は前年の 4.6% から 3.3% まで減っているというふうなことでございます。この 4.6 から 3.3 というのは 1.3% の減少で、伊那市の減少の 1.3% と同じというふうなことになるのかなというふうに思います。

先ほどお認めいただいた補正予算でもですね、新たな公共施設整備基金に 1 億円を積み立てましたし、それから、公債費 1 億 3,300 万円余を繰上償還をしたということでございますので、今、申し上げた数字よりもですね、さらに健全化の度合いは進んでいっているというふうに思います。

確かに、これから、日本国のもので、財政が、もう大変心配な状況でございますし、そちらが破綻したときに、そのお尻がどこに持っていかれるのかというふうなことが、地方に来た場合にはですね、それは大変心配な状況ではありますけれども、ただ、やっぱり、本来はですね、中川村の中で住民が、その財政の健全化よりも村民が元気に楽しくはつらつと暮らしている村づくりをしていくというふうなことが一番大事なことかと思っておりますので、村財政以上にですね、何か、そちらのほうをしっかりとやっていって、そのことによって自主財源が増えていく、いろいろななりわいを起こしたりとか起業とかいうふうなことが行われる中でですね、だんだんと、本当に地に足のついた形で経済的な自立も目指していくというふうなことを目指さないと、ふるさと納税でそれをやるっていうのは、それこそ、その国の国家財政の破綻よりも、ふるさと納税制度が、もう、ちょっとやめますわというふうな話になったときにはですね、できなくなってしまうというふうなことなんで、もうちょっと、やっぱり地面に足をつけた、地道なですね、取り組みをする努力をしていかなきゃいけないのじゃないかなあというふうに考えている次第でございます。

○3 番

(松澤 文昭) 確かに、現時点では、中川村自体も健全化の財政運営というふうなことになるかと思っておりますけれども、私、ずっとこれから将来的なことを考えたとき、今がちょうど投資的な、こう、施設投資っていうのは余りないんですけれども、今後の中で、例えば役場の庁舎もそうですし、学校もそうでしょうし、いろんな意味で一斉に、こう、施設の更新だとか改善、修繕をしなければならないときは私は来るだろうというふうに思っているわけでありまして。そういう中で、先ほども申しましたように、中川村は自主財源が少ないわけでありまして、そういう意味で、何らかの自主財源を確保しておかないと、現状の中でも、今後の中で、こう、先が見えているのは、先ほど申しましたように義務的経費は増えてくると、それから特別会計への一般会計

からの繰出金もだんだん増えてくるということでもありますので、施設への投資の金額は、もうだんだんと減少してくるというふうに、もう将来予測がされていると思っても、私は考えております。したがって、今から自主財源の確保を図っていかないと、私は、将来的には、かなり中川村は厳しい財政運営になってしまうというふうに考えているわけでもありますので、そこら辺の長期的な視野に立った考え方はいかがでしょうか。

○村 長 繰り返しになりますけども、やっぱり、その村の中ですら、いろんななりわいが広がるとか、そういうふうな形で産業が根づいていく、大きくなくとも地に足のついたものがあって、その地域の中で暮らしの経済が回っていくというふうなことを考えていく必要があるのではないのかなというふうに思います。だから、ふるさと納税でそれを獲得するというよりも、そういう、こう、村の中の産業の本当の健全な地に足のついた発展を目指すべきだというふうに思いますし、その将来的な、その施設の老朽化等々がだんだん、どんどんやってくるよというふうなことにしましては、お認めいただきましたですね、何でしたっけ、公共施設整備基金というようなものも1億円、本日、お認めをいただきましたので、そういったものもですね、今後、また、ゆとりがあるうちにですね、ある程度はたくわえをして、そういう将来的な村の構造変化に対応できるような、老朽化に対応できるような準備をしていかななくてはならないというふうには考えております。

○3 番 (松澤 文昭) そのところなんですけれども、今、確かに基金を積み立てるっていうことも一つの案なんですけども、やはり、毎年の単年度の収入、歳入をいかに確保するかということをしていかないと、先ほど申しましたように、もう、将来的に見通したときに、義務的経費は増えるよ、それから特別会計への一般会計からの繰り入れが増えるよということの中で、投資的といいますか、そういうような経費は本当に減ってくると、ことしもかなり減ってきているような感じを私は持っているんですけども、今後の中ではかなり減ってくると思っておりますので、基金の造成だけでは、私は間に合わない時代が来ちゃうんじゃないかなあと考えておりますので、そういう意味で、今からよっぽど考えていかないと、この中川村の将来が暗くなってしまうんじゃないかなと思うわけがあります。それで、とにかく、もう基本的に、中学校だとか、それからこの役場の庁舎も含めて、将来的には必ず、もう、そのところの投資は目に見えてくるわけでもありますので、そこら辺も含めて、もう少し考えないと、これは大変なことになるんじゃないかと思うわけでもありますけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 それは確かにそうなんですけれども、だからといって、それがふるさと納税かというところが一番疑問で、先ほど申したとおり、ふるさと納税は、正直言って、やっぱり一時のあだ花だというふうな印象はぬぐい去れないので、この制度がですね、未来永劫続くとも思えないし、そうしたときに、その中川村の産業の目指すところをですね、ふるさと納税のほうに振ってしまったときにですね、やっぱり本来のお客様との大事な関係をつくっていくという地に足のついたことに対しては、ふるさと納税に走

るということは、副作用っていうか、害のほうがあがると思うんですね。そういう形で、本当の地道なことを積み重ねていくっていうことをやらずにふるさと納税に走って、ふるさと納税制度が終わりました、ちゃんちゃんってなったときに、え？というふうなことになりかねないので、それは、やっぱり、そうそう簡単にすぐに成果が上がらなくても、やっぱり本来の商売の努力というのを実直に続けていくというふうなことが一番の王道というかではないのかなというふうに考えます。

○3 番 (松澤 文昭) このことにつきましては、もう少し、後でもう少し議論を深めたいというふうに思っておりますけれども、引き続いて次に行きたいと思っておりますけれども、ふるさと納税制度は、原則、個人対象の制度ですけれども、平成28年度より企業版もふるさと納税が開始されております。この制度は、企業が地方自治体に寄附した場合、寄附金の30%が法人住民税などから控除されます。したがって、寄附したことで課税所得が減ることと寄附額の30%は納税したことになるという2つのメリットがあり、今後、より多くの企業がふるさと納税を通じて地方自治体を支援するようになると思われまます。この企業版ふるさと納税制度は、法定の範囲内でのお礼しか認められておらず、返礼品における自治体間の競争は認められていない制度であります。

先日の新聞報道によりますと、駒ヶ根市が企業版ふるさと納税制度の第1弾の対象事業として、今年度から4年間の事業として中央アルプスを生かすための山岳施設、登山道整備が認定をされました。今後、9月に第2弾、来年1月には第3弾の申請を受け付けることになっております。

村長が懸念をされております返礼品は、この企業版ふるさと納税制度では認められていないわけでありまますけれども、この企業版ふるさと納税制度を中川村で取り組む考え方はないのかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 企業版ふるさと納税制度というのができたんですけども、これはどんなふうに進んでいくかというのと、まず、その企業のほうと打ち合わせをして、どういう事業にどれぐらいの費用でどんなふうな形でっていうふうな内容を下打ち合わせをして、その寄附の対象となる事業とか金額を固めたものをきちんと企画書にしてですね、国に提出して、それで、これだったらよろしいというふうに国のほうで認定を受けてですね、それで取り組んでいくというふうなやり方、だから、そういう意味で少し手間がかかるような制度ではあると、例えば1,000万円の寄附をした場合ですね、600万円の税の軽減が得られるんだけど、400万円はやっぱり納税額として残るといようなことがあるので、個人のふるさと納税みたいにですね、こっちに出すやつをこっちにしたら、そのうちの4割、何かもらえるというふうな、そういうおいしさというのは非常に少ないのかなと思います。ただ、企業は、それでも、もしやるとするとですね、その理由としては、すばらしい事業に協賛——協賛といいますか、サポートしているんだよというふうなことで企業の社会貢献というふうな形で企業イメージが向上できるというふうなところが企業の側のメリット、だから、ある意味、その内容もですね、美しい話で、ある程度、ほうっと言われているような中身が必要かなというふうに思います。当然、そういうことなので、まず、その候補となる企業と話をしていかなく

てはいけないし、その企業さんにとって、これをやっていますと、こう胸を張って言うみんながぱちぱちと手をたたいてくれるような、そういう仕組みをつくっていかなくてはいけないというふうなことで、結構、そういう意味では、中川村にとってはハードルの高いことかなというふうに思いますけども、まずはですね、中川村と御縁のある企業というのを、まず、洗い出しはしてみたいなというふうに考えております。そこから先、その企業にとっても、先ほど申し上げたとおり、その税額がそんなに減るわけじゃなくて、やっぱりかなりの部分は残るわけでございますので、寄附の分の、だから、逆に言うと、寄附の部分のかなりの、言っている寄附のかなりの部分が持ち出しになるというふうなことはあるので、この世知辛い経済情勢の中でですね、それでもやったほうがうちの企業にとっていいなというふうに思ってもらえるような企画までつくれるのかどうかというのはすごくハードル高いことだと思いますけども、まず企業の洗い出しをして、その中で何か適当、可能性のあるところがあるのか、ないのか、あったとしたら、何かそういう、こう、いい評価ができるような企画が考えられるのかどうかというふうなことは検討して、その上で検討してみる余地はあると思います。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申しましたけれども、企業版ふるさと納税は村長が懸念をしております過度なPR合戦がないということもありますし、それから、今、言われたように、中川村として、おっこれはすばらしいっていう政策を提案しないと、国にも認められたい事業でありますので、逆の言い方をすると、そういうことを中川村でやっていくことが私は必要だと思うんですけども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 中川村にとって、その意義あるっていうだけじゃなくて、企業にとって意義があるでしょうか？すばらしいことをやっているでしょうか？と見せられるようになっていうふうなことになってくると、そうすると、やっぱり、どこの企業でもじゃなくて、この企業さんにとってはっていうふうなところが必要かなというふうに思いますので、まず、だから、可能性のあるところを洗い出すということ、その企業さんだったらこういうのはどうかしらというようなものをですね、見つけられるのかどうかという、そういう、こう、何段階か段階を踏まないと実現には至らないのかなというふうに思っておりますが、おっしゃるとおり、企業にとってもいいことだろうし、中川村にとっても、そういう美しい形で企業さんとお付き合いができて、お金も入ってくるというふうなことは、悪いことではないというふうには思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申しましたけれども、今後、もう、9月には第2弾の募集があるわけでありまして、来年の3月には第3弾の募集があるわけでありまして、今、言ったようなやり方をしていると、もうスピーディーさで他の市町村に負けてしまうと思うんですけども、もっとこうスピーディーな取り組みをする必要があると思いますけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 この制度そのものが、どれだけ、先ほども普通のふるさと納税と一緒に続くかどうかかわかりませんが、今回は、だから、どっちかっていうと、スピードを競うと

いうよりも、テーラーメイドの、何ていうんですか、テーラーメイドで中身を競うっていうふうなことかというふうに思いますので、拙速にやっつて、やればいいというものではないというように感じます。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、中身を競うような政策こそ中川村に私は必要だと思っておりますので、そういう意味で、そういう提案をしてこそ村民の負託に応えると私は思っておりますけれども、村長とちょっと考え方が違いますので、このことにつきまして、また、またいつか議論をしたいというふうに思っておりますけれども、ちょっと、またもとへ戻りまして、通常の個人のふるさと納税制度に関することでお聞きをしたいと思っておりますけれども、先ほども答弁もありましたけれども、村長は今までの答弁の中で、村の特産品を返礼品とした場合、一時的には納税額は増えるかもしれないが、生産者が返礼品の需要に応えるため、長年、信頼を培った得意先に対する品不足などの事態に陥るようなことがあれば信頼関係を崩しかねず、納税者の有無より、そちらのほうがよっぽど怖いというようなことで、特に返礼品に対する品不足を懸念しているわけでありまして、私は、手段、指導、手法を考えれば、課題といいますか、問題は解決できるというふうに思っているわけでありまして、そこら辺の村長の考えはいかがでしょうか。

○村 長 品不足だけじゃなくて、質もですよ、先ほど申し上げた、そのサラリーマン時代の苦い経験っていうのは、商品が届かなかったわけじゃなくて、商品が、こう、写真見てイメージしたものとは違うぞというような、そういうところがございますので、ただ、毎年、いろいろカメムシがとか、ひょうがとか、いろんなことが起こってくるというふうなこともあるし、そういう、こう、生産者の努力とか苦勞とかというふうなことを知らない、こっちの金をこっちにやったらこれだけもらえるみたいな、そういう欲の皮の突っ張った人ほどそういう傾向があるので、そういうことで、逆に、中川村から何か宣伝して、何かふるさと納税で謝礼を送るとか言ってきたけども、何やへばい——へばいとは都会の人は言わないですよ、何か、こう、何かイメージと違う物が来たって、中川村の農作物は何かよくないねえみたいな、そういうふうな話が、また、こう、ツイッターとかでばあっと広がったりっていうようなこともなりかねないと思うので、やっぱり、そういうのじゃない、もう少ししっかりとしたおつき合いで、理解し合って尊敬し合ってやっつけていけるようなことを目指すのが商売の王道だというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) そこにちょっと質問、一般質問書の通告の中に書いておきましたけれども、やっぱり、手段、手法を考えるとときに近隣市町村の実態も参考にすべきかなあというふうには思っているんですけども、そこら辺を、近隣市町村の実態調査みたいなものは行っているのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 そもそも、先ほど申し上げたように、そのふるさと納税制度そのものがですね、ちょっと、何度も申し上げて恐縮ですが、あだ花的な、本来はいいんだけど、それの、こう、利用のされ方があだ花的なものになっちゃっていて、そこに乗っかっていくこと自体が中川村としていいのかなというふうなことを考えているので、その

乗っかかり方がどういう乗っかかり方があるのかということ以前にですね、乗っかっていくこと自体がですね、目先はいいかもしれないけども、決していい結果を生まないんじゃないのかなというふうに思っております。

○ 3 番

(松澤 文昭) 近隣市町村の実態調査をどうもしておらないようでありますので、私のほうでちょっと調べた範囲の中で、特に村長が懸念しております品不足だとか、それから品質の低下の部分について、近隣市町村の例も参考といいますか、私の調査した範囲の中でちょっとお話をしてみたいと思いますけれども、この近隣市町村では、駒ヶ根、それから飯島、宮田ということで、この3市町村がJA上伊那の南部の選果場を利用して返礼品の発送をしているというのが果実の関係の実態であります。平成27年度のふるさと納税制度による果樹の返礼品のそれぞれの市町村の実績でありますけれども、飯島町が二十世紀の10kg箱で200ケース、シナノスイートの10kg箱で60ケース、サンふじの10kg箱で50ケースということで、飯島町は果実の選果場の選果品の中からふるさと納税の返礼品を送っているというのが実態であります。それから、駒ヶ根市は南水の5kg箱で200ケース、それからシナノスイートの5kg箱で200ケース、それからシナノスイートの10kg箱で100ケース、シナノゴールドの5kg箱の箱で50ケースということで、駒ヶ根市につきましては、果実の選果場の選果品を直売所であります駒ヶ根ファームスへ出荷をして、駒ヶ根ファームスから発送をしているということでありまして、駒ヶ根市では別の会社も別途果樹ということで入っているということでありまして、一応、基本的には果実の選果場から発送しているということでありまして、それから、宮田村はサンふじの10kg箱で100ケース、サンふじの5kg箱で100ケースということで、宮田村は、宮田村の生産者が箱詰めしたものを選果場で発送しているということでありまして、若干、宮田村は通常の選果場の経費等も余分に払っているということでありまして、以上が各市町村の実態でありまして、それぞれの3市町村の合計をそれぞれとりましても、二十世紀の南部地区の合計の返礼品実績が10kg箱の換算で200ケースでありますけれども、中川村の生産者が選果場で取り扱っている実績が、生産量でありますけれども、10kg箱で2,721ケースであります。それから、南部全体の取り扱い実績が10kg箱で1万9,165ケースということであります。それから、南水の南部地区の先ほどの返礼品の合計実績が10kg換算で100ケース、中川村の実績で9,153ケースということで、南部地区の実績が10kg箱で1万7,674ケースということになっております。それから、シナノスイートの南部地区の返礼品の実績が10kg換算で260ケース、中川村の実績が10kg換算で1,913ケース、南部地区の実績が10kg換算で1万7,205ケースということでありますし、シナノゴールドの南部地区の返礼品の実績が10kg換算で25ケース、中川村の実績が10kg換算で838ケース、南部地区の実績が10kg換算で3,454ケース、それから、サンふじの南部地区の返礼品の実績が10kg換算で200ケース、中川村の実績が10kg換算で1万3,651ケース、南部地区の実績が10kg換算で3万2,297ケースということで、選果場でふるさと納税の返礼品を扱えば、量的にも、それから村長が心配している質的にも十分に賄えるということで、この南部地区の選果場を利用したふるさと納税の返

礼品を取り扱うということに對しまして村長の考えはいかがでしょうか。

○村長 ちよつと聞いて、お聞きしていて疑問に思ったんですけども、先ほど、そのふるさと納税というのは、中川村の自主財源が少ないと、それを自主財源を増やす、財政健全化のためにやるんだというふうなお話だったかと思うんですけども、今のお話は、逆に伊南で送っているふるさと納税の返礼品として扱っているリンゴとか、そういう農作物の量はそんなに多くないから賄えるよというふうなお話だったかと思うんですけども、もし、それが、それだけの少ない量でいいんだよということであれば、その本来の趣旨であったところの自主財源の抜本的なですね、直すと、改善ということには余り資さないのではないのかな、そう思ってくると、一体全体、ふるさと納税を何が目的だったのかっていうことを、ちよつと今、疑問になってきたというふうなところでございます。

○3番 (松澤 文昭) 私が言いたいのは、量的には十分あるよということの中で、その中で、どういふふうな発送だとか、村長の懸念をしております量的な不足だとか、それから品質の低下だとか、その部分については十分対応できるよっていうことは、今は言いたかったことです。

それで、ちよつと私の考え方だけ先に申しておきますけれども、今、果実の選果場に出荷している生産者っていうのは、基本的には自宅で贈答用の荷造りをしない兼業農家が主流ということでありまして、これらの兼業農家は、大規模な農家に比べれば弱者の生産者であるわけです。村長は日ごろから、行政は少数意見だとか、あるいは弱者の意見を取り上げるような政策をやっていくべきだというふうな考え方をしているわけでありまして、選果場へ出している生産者っていうのは、基本的には弱者の生産者でありまして、そういう人たちに対して、この中川村からふるさと納税の返礼品を選果場から送るといふことになれば、基本的には弱者に対する政策ということにつながってくるかなあということでありまして、特に選果場から出しておりますふるさと納税の返礼品につきましては、価格的には直売所単価での販売ということになっているわけでありまして、直売所単価、かなり今の平均単価よりも高い金額での販売ということになるわけでありまして、基本的には弱者の生産者を守るといふことになるわけでありまして、そういう農業政策も含めてやっていったらどうかというのが考え方でありまして、そこら辺を含めて村長の考えはいかがでしょうか。

○村長 農家は、中川村は大規模なところだつて必ずしも強者、強い農家では、世界的、日本的に見たらと思ひますので、みんなで頑張つていかななくてはいけないと思ひますけども、その農業の付加価値を少しでも高めていくつていふふうなことは、もう絶対やらなくてはいけないことだけでも、それイコールふるさと納税ではない、本来やらなくてはいけない、その喜んでもらつて応援してもらつて、尊敬し合つて、顔と顔で長い、長く続くお商売をしていくつていふことは、大きな農家もちつちやな農家も、みんなやらなくてはいけないことで、それに対してふるさと納税に走ることが、その本来やらなくてはいけないことを邪魔をする可能性があると思ひますので、ふるさと納税

よりも、もっと地道なことをやっていったほうが良いというふうに私は考えるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほども申し上げましたように、選果場への出荷者は、定年退職、兼業農家でありますので、定年退職をすれば中川村にとっては重要な農業の担い手になるわけですね。これらの弱者の生産者を、今、守っておくということは、中川村の農業の将来にとっても私は非常に重要なことだなどと考えております。したがって、農業政策としても、このふるさと納税の施策を強化していくべきだというふうに考えているんですけども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 繰り返しになりますが、農業は本来の実直な地に足のついた形で喜んでもらえる商品を提供していく、そのことによってが本来のやり方だと思うので、それに、見たこともない人に、ただでくれるんだからもらうわってというの、俺、寄附したんだぞみたいなお客さんに商品を送るっていうことができますね、余り、その中川村の農業に対する理解者になるとも余り思えないし、今後の展望というふうな意味では、やっぱり本当のちゃんとしたお客様とちゃんとした関係をつくることをやるのが中川の農業にとっていいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 時間が少なくなりましたので、ちょっと私の考え方だけ申して、地域支援活動のことも載せておきましたけれども、ちょっと議論が長引いてしまってできませんので、また12月議会に、地域支援活動のことにつきましては、また引き続きやりたいと思いますけれども、私、ふるさと納税制度は、中川村が健全な財政を続けていくためには、基本的には税収が豊かな大都市から財政の厳しい地方に移転されているということで、地方の格差是正につながっていると考えております。このふるさと納税制度を活用し、返礼品を送ることは、中川村が健全な財政運営を続けていくためには自主財源の確保を図るための重要な施策と考えます。そういう中で、選果場から返礼品の取り扱いをすることによって生産者の平均単価の向上につながれば、村長の信念であります少数意見、弱者の意見を取り上げる政策ということになり、農業が基幹産業の中川村にとって極めて有効な施策となるというふうに考えております。

また、農業だけではなくて、中川村の特産品だとか地域の工芸品等を扱うことによりまして中川村のPRにもなり、地域産業の振興策、あるいは地域の活性化にもつながっていくというふうに考えます。

早急にふるさと納税による返礼品の取り扱いにつきまして、再度、要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中塚礼次郎議員。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました平成29年4月より実施されます医療介護総合事業について質問をいたします。

今、医療、介護の改悪が一気に進められようとしています。その点について、質問が介護問題でありますので、少し前段で触れたいというふうに思います。

安倍内閣は、参議院選が終わったのを受けて社会保障の改悪を一気にごり押しする

構えであります。医療・介護分野では、あらゆる世代負担増と給付減を押しつける改悪案をまとめようとしています。

第1は、公平の名による高齢者の大負担増です。75歳以上の医療負担を1割から2割へ引き上げます。既に70歳～74歳は2割に引き上げている最中であります。70歳以上の医療保険や介護保険の自己負担上限も引き上げます。75歳以上の後期高齢者医療保険の特例軽減も廃止、低所得保険料が2倍から10倍に急増いたします。介護保険料利用料も1割から2割に引き上げる計画であります。負担増は世代間の公平が理由であります。しかし、年齢が高くなるにつれ医療費は増えますが、収入は減少します。このことは受診抑制をひどくし、重症化で医療費を増やすだけであります。

第2は、患者選択の名で3割を超える負担など際限のない負担増に道を開くことです。かかりつけ医以外に受診すると1回100円から数百円を窓口負担とは別に徴収、実質負担が4割にもなる場合もあります。健康保険法の将来にわたり7割給付を維持という規定にも反します。保険給付を後発医薬品に限定して、先発医薬品を選んだ場合は差額を負担させることも検討しております。薬を多く服用する高齢者を中心に負担増が強いられます。

第3は、保険給付を縮小し自己負担に置きかえることでもあります。介護では、要介護1・2の訪問介護、生活援助と通所介護の保険外しを検討、要支援サービスの保険外しに続くものであります。また、ベッドなど福祉用具の貸与も自己負担とする計画、これは、保険あって介護なしに拍車をかけるものであります。自立支援にも逆行する内容です。そればかりではありません。現在、40歳からの保険料徴収を40歳以下の若年層に広げることも検討しております。ビタミン剤など、市販類医薬も保険給付から外す計画であります。

第4は、都道府県ごとの医療費、介護費の地域差を口実にした削減であります。都道府県に地域医療構想や医療費の適正化計画を策定させ、病床削減や患者の絞り込みで地域差の半減を進めます。退院、在宅復帰を進めるため、一般病床に居住費、水道光熱費負担を導入いたします。4月実施の食事代値上げとあわせて1日1,700円、1ヶ月5万1,000円もの負担となります。介護でも地域差縮小のため介護保険からの卒業など認定減らしと給付抑制を進める計画であります。患者を強引に在宅に押し戻しても看護や介護体制が整っておらず、命を脅かすものと批判の声も上がっております。

国のやること、国会で決めることだからでは、医療、介護は本当に大変なことになってしまいます。声を上げていかなければいけないというふうに思います。

それでは、医療、介護の総合事業について質問に移りたいと思いますが、平成26年6月の国会で安倍政権はすべての野党と国民の反対を押し切り医療介護総合法を可決強行いたしました。

総合法は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険から外し、市町村の実施している地域支援事業に移行するものであります。

中川村では来年4月からこの事業をスタートさせますが、要支援1・2の方はもちろん、利用者は現状のサービスが利用できるのかを心配し、また、今のサービスが利

用できるような仕組みづくりを願っております。総合事業への村の考えと取り組みの現状について質問をいたします。

最初に、新しい介護予防日常生活総合支援事業には通所サービスと訪問サービスがありますが、長野県内の8月1日現在の事業実施状況は15の自治体で実施がされております。長野市を初めとする8自治体では、この10月～3月の事業実施を予定しています。29年4月実施自治体は中川村も含めて40の自治体となります。

既に実施している自治体や計画を進める自治体では、現行相当サービスとサービスA、これは仮に緩和した基準のサービスと置きかえられるわけですが、それとサービスB、住民主体のサービスなどに移行する要支援1・2の方へのサービスの仕組みをつくっております。

中川村でのサービスの仕組みと考えについて質問をいたします。

○保健福祉課長

来年4月から中川村でも開始する新しい介護予防日常生活総合支援事業の中川村におけるサービスの体系についてというご質問かというふうに思います。

ご質問の中で現行相当サービス、それからサービスA、サービスBというふうに例示をされました。

中川村では、これまで事業所の皆さんを含めてサービスのあり方を検討してまいりましたが、結果として、来年の4月からは現行相当サービスは設けずに緩和した基準によるサービスAだけでスタートをすると言うふうに、今現在は、そういう方針を持っております。

また、住民主体のサービスBにつきましては、当面、条件を整えるのが難しいということがありますので、それは整い次第というふうにしたいと思っております。

現行相当サービスを設けないことにした部分ではありますが、緩和した基準によるサービスAは、何を緩和するかということについて自治体における裁量があるわけがありますが、これまで実際にサービスを提供していただくことになる村内の事業所の皆さんと議論を重ねた結果、実際に提供するサービスの中身については現行と同じものも提供できるようにしていくと、ただ、従事する従事者の資格要件等を緩和することで単価を若干低く抑えながら運用をしていけるようにする、また、サービスの提供時間についても少し細かく区切って、より使いやすさを配慮していこうというような方向でサービスの運用を考えてきているところであります。結果として、現行相当という区分を残さなくてもこれまでと同等のサービスが提供できるというふうに判断をいたしまして、いわば二重の基準になってしまうような現行相当サービスは、とりあえず残さなくてよいだろうというふうに現在のところ考えております。

住民主体のサービスBにつきましては、先ほど申しましたように、いろいろ課題がございますので、すぐには始められない状況かというふうに思っているところであります。

○5 番

(中塚礼次郎) 通告では何問かの通告で質問内容を通告してあるわけですが、今、課長が答弁ありましたように、中川の場合では、現行型サービスはダブる関係で考えないということで、緩和した基準サービス一本で行くということの確認でいいですか

ね。

○保健福祉課長 サービスAという分類のもので現行と同等のサービスが提供できるというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 通所型サービスのAというふうな場合ですけれども、要支援者が、そうすると、今まで受けているサービスというものが今までと変わらないように受けられるという仕組みを考えているということでもいいですかね？

○保健福祉課長 通所型サービス、いわゆるデイサービスであります。要支援の方がデイサービスを利用される主な理由は、介護、身体介護というよりは、日中の居場所の確保であったり、簡単な、何ていいますか、社会的なコミュニケーションだったりレクリエーションだったりといった部分が主なメニューでありまして、それはA型であっても十分に利用していただけるというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) わかりました。

それではですね、要支援者が日常生活の中で家族も含めて一番苦労しているのは入浴ではないかというふうに思うわけです。一番の心配は風呂場での転倒だとか浴槽内での事故ということでありまして。私のところにも母親がおりますが、今は自宅では入浴ができません。いわゆるにお世話になっているわけですが、まだうちで入れるころは元気でお風呂から出てくるのかどうかということが家族中で心配するというふうな状況があるわけですので、通所型サービスで、Aの場合ですけれども、そういった方も、この入浴サービスっていうのは変わらず受けられるというふうな仕組みを考えているわけでありましてか。質問いたします。

○保健福祉課長 現在、要支援の方で入浴サービスをお使いの方についても同様にご利用いただけるものというふうにしていくつもりであります。

補足になりますが、これまでの介護保険の保険給付におきましては、入浴をしても、しなくても入浴料相当分が利用料の中に含まれるという体系になっておりましたが、利用の実態として入浴を必ずしも必要としない方もご利用になる方が相当数いらっしゃるということが事業所の皆さんとの協議で明らかになってまいりましたので、中川村では、サービスAにつきましては、入浴をしなければその分を減額するというような基準を定めていきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) わかりました。それでは、変わらず利用できるということで、そういった家族を抱えている方は安心されると思います。

通告の中で、先ほど現行相当のサービスというのがなくなって、サービスAというふうなことで中川は行くというふうになっておりますので、通告では、現行型、現行相当のサービスとサービスA、これを組み合わせることができるかどうかという質問を通告したんですが、それも必要ないということですので、次に行きたいというふうに思いますが、通所型のサービスのA、Bのサービスを受ける支援者は、できるだけ長時間のサービスを願うというふうに思うわけでありましてけれども、このサービスの提供時間の考え方について質問をいたします。

○保健福祉課長 サービスBについては、とりあえず、まだこれからということでありまして、サー

ビスAにつきましては、午前9時から5時まで、午後5時までの提供というのを標準の時間というふうに定めたらどうかというふうに思っております。現在の保険給付の枠組みにおきましてもサービス提供時間は7時間から9時間の間で事業者が決められるという制度になっております。その2時間については事業所の、何ていいますか、経営の努力の範疇かなあというふうに思うところではありますが、一応、そういうルールでありまして、新しい事業のサービスAについても、その大きな枠組みは維持をしたいというふうに考えております。

ただ、ご質問にありますように、早朝であったり延長であったりの利用のご希望については、これまでもそうですが、各事業所独自の上乗せサービスをしていただいておりますので、同様の対応をお願いをしたいというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 計画の進んでいる伊那市あたりでは少ない時間というようなことで、もう少し長時間がというふうなこともあるようですので、中川の場合、今お聞きしたら9時から5時までという時間を考えているということで、ほぼ利用者の意向に沿う時間帯が考えられているなあというふうに思います。

次に、これから新規に支援、要支援に認定される方もサービスAの利用ができるかという点について質問したいと思います。新規の場合でも、現行型という2通りでないってということで、緩和した基準のサービスってということになるかと思いますが、新規に認定される方ですけれども。

○保健福祉課長 これから、ご質問にありましたような訪問サービス、通所サービスにつきましては、いわゆる認定という手順を踏まなくて利用をしていただけるということになります。したがって、これから、そういった事業に該当するような要件に達した方は、もちろん利用していただけるわけですし、例えば福祉用具等を利用したいということで、いわゆる認定というものを受けていかれる方も今後とも発生をするわけですけれども、要支援相当の認定っていうことであれば、これからは新しいサービスを引き続きご利用いただけるものと思っています。

○5 番 (中塚礼次郎) 次にですね、訪問型サービスの地域住民主体サービスでありますけれども、事業を支えるボランティアなど、さまざまな課題があるかというふうに思うわけですが、さっき、課長、この点については、まだ余り進んでいないというふうな、考え方としては進んでおらんということですかね？

○保健福祉課長 具体的にサービスBの提供をする主体であったり、そのメニューのようなものは決まってきておりませんが、そこに至るための道筋ではありませんけれども、そういったものはつくっていかねばならないというふうに思っております。いろいろ課題は多いわけですので、その辺の、まず課題を明らかにすることから始めていきたいというふうに思っておりますし、思っております。ただ、B、サービスBにつきましては、主体が住民、具体的にはボランティアという格好になるかというふうに思いますけれども、そういった皆さんが主体ということでもありますので、村が無理にそのメニューであったり枠組みをつくるということではなくて、こういうことならできるといふものを住民の皆さんの中から開発、発見していただける、そのお手伝いを

することが我々の役目ではないかというふうに思っているところであります。そのためには、さまざまな皆さんが、こういったことが問題で、自分たちに何ができるのかということ話し合っていて、何とか実践につなげる取り組みが必要かというふうに思っております。それを行う場が今度のこの制度においては協議体という言葉で表現されておりますが、そういったものを機能させながらサービスBの芽が生まれてくればいいなあというふうに思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうからお答えがありました。住民主体のサービスについては、住民の方たちもできるのかなあというふうな心配を多くの住民が持っているというふうに思います。できるだけ早く事業の内容の骨子について知らせ、意見を聞く機会を持つべきだというふうに考えます。その点ではいかがですかね？

○保健福祉課長 住民主体のサービスにつきましては、確かにできるのかというふうなご意見をいただくこともございますが、答えとしますと、できることをやっていただければいいというふうになります。したがって、こういうことをお願いしたいというふうな骨子といったものを村としては持っているわけではありません。一例として、こういったお話の中で申し上げることが、例としましては、今、いきいきサロンのようなものを、各地区、やられているところ、ないところありますが、行っております。ただ、それは開催回数も限られておいて、いつでも気楽に寄れるという場にはなっておりませんが、そういったものがより頻回に、いつでも寄れる通常の居場所のようなものとなってくるということがサービスBの一つの姿ではないかというふうに思っております。つまり、自助、互助の助け合いの範疇でありまして、何か特別なサービスというものをする必要はないのではないかとこのように思っております。先ほどと重複しますが、こういうものがあるといい、あるいは、この程度なら自分たちでもできそうだとこのことを見つけていただくための協議体というものを始めてまいります。これは、特定の皆さんだけが参加する場ではなくて、オープン参加で誰でも参加できる場として進めてまいりますので、多くの皆さんにお知恵をお借りしたいなというふうに思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 現在、介護保険で訪問サービスを受けている要支援者の方はさまざまな生活上の困難を抱えており、在宅生活を送る上で専門職のヘルパーさんの訪問介護が命綱になっております。

しかし、従事者の多くが無資格者となる訪問型サービスのB、住民主体によるこのサービスBであります。肩がわりし切れない課題もあるのではないかとこのように思いますが、その点について訪問型サービスに対する考えをお聞きします。

○保健福祉課長 特にBの運営になりますと、心配というか、先ほどの質問ともダブると思いますが、非常に難しい面を私たちも感じることは感じております。

まずAのほうから先にスタートするので、その部分から整理をしておきたいというふうに思いますが、先ほど来、申しますように、サービスAは現行同等、中川村では現行と同等の内容でいくということにしておりまして、したがって、その従事していただく方の要件としては、有資格者であればもちろんよいのですけれども、それ

では緩和した要件に該当しないので、必ずしも国家資格を有するということにはとどまらず、村が行う一定の研修を受けていただければよいというふうに思っているところでもあります。その一定の研修に関しまして、先ほど補正予算のほうでもお願いしましたが、人材育成の研修を行っていききたいというふうに思っているところでもあります。そういった形でサービスAにつきましては一定のスキルを確保していくということになります。

要支援の方が現在受けているサービスにつきましては、例えば薬の服薬の確認ですとか食事の下ごしらえとか、安否確認であったり洗濯物の取り込みといった、いわゆる本当のお手伝いという部分がメインでありまして、必ずしも専門的な知識を余り必要としない生活支援が中心になるのかというふうに思います。したがって、サービスBであっても、簡易型といいますか、例えば秘密は守るとか、そういった基本的な研修を受けた人であれば提供していけるのではないかなあと想定をしているところでもあります。

○5 番 (中塚礼次郎) 現在、村で訪問介護を利用される方は何人ぐらいいらっしゃるのか、そのうち新しい事業で訪問型サービスのAのほうに移行される人数は何人くらいというふうに予想されるか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 4月の時点ではありますが、いわゆる要介護のレベルの方も含めまして、居宅介護、いわゆるヘルパーを利用されている方は204人いらっしゃいます。そのうち要支援1・2の方が42人です。この程度の人数が新しい事業に移行する規模かなというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 42人。新しいほうへ移行される42人ということでもいいわけですね。次に介護申請についてですが、これまで村の窓口では、高齢者から相談があった場合は、要介護認定の申請を受け付けて介護サービスが利用できることを説明してきたわけでありまして。

新しい事業では、窓口で簡単な基本チェックリストという質問項目に答えてもらい、サービスを割り振ることが可能となるというふうになっております。

要介護申請は、窓口で現在と同じように保健師さん、ケアマネージャー、社会福祉士などの専門職が受け付け、希望している方の要介護認定の申請につなげていくべきだというふうに考えるわけですが、そこで、要介護認定の申請、それから受け付け対応について考えをお聞きします。

○保健福祉課長 今回の制度改正によりまして、これまでは、いわゆる認定というものを受けないと要支援のサービスが受けられないという制度であったわけですが、基本チェックリストによって、そこで、いわゆる認定という行為を経なくてもサービスを利用できるというふうに簡素化されたというふうに前向きに捉えております。

基本チェックリストは病院でいうところの初診の問診票のような役割でありまして、対面で記入をするわけですが、必ずしも専門職が記入しなくても書けるものというふうに認識をしております。

ただ、ご質問のとおり、大事なものは、それを書いた後の対応でありまして、病院で

はきちんとトリアージをしたり、介護でいえばきちんとアセスメントをして、そこから後が一番重要なわけでありまして。したがって、中川村では、誰が書くか、窓口で仮にチェックリストをつけたとしても、それから後は、従来どおり包括の職員がお話をお聞きして、アセスメントの上、ご要望、あるいは状態によって認定のほうが必要であれば、もちろんそちらのほうにつなげていくというふうに対応していきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長から答えがありました。国ほうから出されたガイドラインで、全国のほうでも、今のこの認定のところのチェックリストで振り分けられるという点が非常に心配されて、その点を心配する人たちも多かったんですが、中川村とすれば、受け付けでは、そういうチェックリストでチェックをし、あとは今までと変わらない認定というか、そういう方法でいくという考えですので安心をいたしました。

それでは、次に、来年の4月にスタートをさせる新しい地域支援事業について、幾つかの点で今まで質問いたしましたけれども、新年度の予算編成の時期と、もうなります。新しい地域支援事業の全体像、それからサービスの内容の案について示される時期、大体の目安をいつごろというふうに考えているかという点についてお答えいただきたいというふうに思います。

○保健福祉課長 ただいまの一連のご質問の中で申し上げました内容で、これまで事業所の皆さんと詰めてきた部分、ほぼ固まってきましたので、今月下旬には介護保険の事業所連絡会というものを開催をする予定にしております。そこで、いわゆる、まず事業者の皆さんに案をご提示をして、ご了解というか、ご意見をいただいた上で、ほぼ決定できるようなふうにしていきたいというふうに思っております。その後、正式な固まったものについて、再度、10月には事業所向けの説明会を行いまして、来年の1・2月になるかと思いますが、対象となられる方々の戸別訪問をして、包括の職員が直接、ご説明をしていくというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 10月には事業所の方たちと最終的な詰めをして、1・2月には対象者の戸別訪問ということで、大変丁寧な対応を考えておっていただけるということで、安心をいたしました。

来年の4月からということで、担当の課でも大変、非常に難しい問題を4月までにこなしていかなければならないということで、大変な苦勞をかけるかというふうに思いますが、ぜひ、かゆいところに手の届く、すべてというわけにはいきませんが、細かい配慮をいただいて、制度が改正されたけど、中川としては最小限に食い止められたなあというふうなものにしていただくことを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時とします。

[午後2時45分 休憩]

[午後3時00分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告いたしました2つの問題について、すなわち、1つはリニア対策協議会について、今後の取り組み方を問いたいということです。2つめが村の地震防災対策についてただしいということをお願いをしたいと思います、最初にリニア対策協議会についてでございます。

新聞でも、この間、報道されていますように、南アルプストンネル本体工事ですが、長野工区の着工がこの秋にも予定され、大鹿村内で住民説明会が開かれてきました。去る8月26日の住民説明会では、JRの対応が悪く、村の対策委員が退席する事態を招いてしまいました。その後、長野県知事もJRに丁寧な対応をするよう申し入れをしたといいますが、工事を急ぐ余り形だけの住民説明会や工事説明会にさせてはいけないと思うわけであります。現にJRの担当部長は新聞でも言うておりますけれども「大体の理解は得られており、本体工事に伴う工事車両の運行路線や台数、トンネル坑口の環境問題への不安に対し説明をして、納得をしてもらえれば工事に入れる。」と考えているようでございます。先行する大鹿村の説明会の経緯も気になると思いますが、この中川村の対策協議会における対応もしっかりしていかないとはいえないときに来ていると思います。

前後しますが、8月31日は県道松川インター大鹿線の改良の2つのトンネルの安全祈願式が行われ、年内に準備工事を終え、年明けからトンネルの掘削工事に入るようでございます。

先日、8月23日の文化センター小ホールでのJRの工事説明会でも、この日は2つのトンネルの工事説明会であったにもかかわらず、南アルプストンネル工事による通行車両の増加に伴う生活の安全、環境悪化への心配が出席者の中から数多くなされました。それほどまでに、地元では、これから始まる工事に対し不安がいっぱいあるのも理解していただきたいと思うわけです。

そこで、まずお聞きするわけですが、これまで7回ほどですか、村のほうでもリニア対策協議会をやってきました。その中でも村長が言うておられる村民の生活と安全を守る、これの具体的な中身が実際にはどのようなものなのか、数字的なもの、例えば環境基準なり、工事施工上の対策なり、個々に示すべき時期が来ていると思うが、どうでしょうか。村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 おっしゃったとおり、JRが文化センターで説明会を開いて、その会場でそういう発言があったのかどうかは知りませんが、報道によると、それによって住民理解が深まったと思うというような感想をJRサイドが述べたというような報道がございました。冒頭のごあいさつで申し上げたとおり、住民の不安をひしひしと感じたので、しっかりとやらなくてははいけないと気の引き締まる思いだとかですね、そういうような発言があつてしかるべきところであるにもかかわらずですね、理解が進んだというような発言があったということで、非常に違和感というか、ちょっと何じゃこれはというような感じを、あの新聞を読んで抱いたわけでございます。そういうJR東海に対し

てですね、きちんとやっていかなくてはいけないわけですが、それが、やっぱり協議会の役目であって、まず最初に、一番には、住民の皆さん方の不安の声とかですね、心配の声とかっていうのを出していただいて、それを吸い上げて、それをJR東海や県にぶつけて、工事のやり方をしっかりと住民生活に配慮したものにさせていくということが協議会の役割だというふうに思っています。

先日の協議会の議事録も届いているかというふうに思いますけども、その中では、工事関係車両、土を背負ったダンプカーだけじゃなくて、何ていうんですか、機械類とかですね、そういういろんなものを、機材とかを運搬するもの、あるいは機械を積んでいくもの、そういうものも含めた工事関係車両の運行時間がですね、子どもたちの通学時間とかぶってくるんじゃないのかと、そこのところ配慮してほしい、心配だというような住民代表の皆さんから、あるいはPTA代表の委員の方々から出されました。私もですね、議長の立場ではありましたが、渡場の交差点の地盤強化が必要であるというふうなこと、あるいは松川インター大鹿線改良のトンネル工事で、発破による振動、あるいはその爆発音等々を心配している声が、すごく大変な心配をされている方がいらっしゃるんだというようなこととか、ダンプカーにどういうふうに土を積むつもりなのかとか、そういうふうなことを質問したり要求をしたりしたところでございます。いろいろ、そういう個々の問題をですね、細かく吸い上げて、ぶつけて、言質をとっていく、あるいは配慮せざるを得ないというようなところに追い込んでいくというのが協議会の務めだというふうに思っています。だから、私も、あのときですね、JR東海、それから県とですね、協定書、約束の文書を協議会として取り交わしたいというふうなことを申し上げたところですけども、協議会委員の中から協議会として取り交わすのはちょっといかがなものかというふうなご意見もございましたので、そのときにも、協議会の中でも、村長名でも構わないから、そういうものは文言として残していくのが必要だというようなものを申し上げたところでございます。ですので、そういうふうな形ですね、一番いいのは協議会としてJR、県に対していくことがいいわけなんですけども、もし、それが協議会のほうとして違う意見があるとしたら、村長名としてでもですね、住民の意見を吸い取ってやっていく必要があるのかなと、ぶつけていく必要があるのかなというふうに思うところでございます。何よりも、勝手に動くわけにはいきませんので、一番大事なのは住民の皆さん方のお声がたくさん上がっていくことだと思いますし、協議会委員の皆さん方にはですね、それをしっかりと吸い取っていただいて、それをJRと県にぶつけていくと、協議会の場でぶつけていくというようなことをしないとですね、協議会でも理解が進んだみたいな話になっていくのではないのかなというふうに思いますので、協議会委員の皆さん方の取り組みについて期待をするところでございます。

○ 7 番 (小池 厚) この間の協議会の中身についてですね、村長のほうからお話がございました。協議会、あるいは協議会が県あるいはJRとここで協定書を結ぶっていうのは、私、個人的にはですね、もう時期が遅いというふうに考えております。むしろ、それは覚書、工事始まる時のですね、覚書について具体的な数値を結んでいくと、

これについて村が仲立ちになるかして、要するにJRと地元、要するに協議会が覚書を結ぶという、そういうところへ来ているのではないかというふうに思います。これまで、いろんな要望等、あるいは不安等、出されましたけど、それを具体的な数値でもってですね、車両の運行についてはどうかと、また運行時間についてはこうだと、現にJRのほうでは説明がされてきています。それと、実際、PTAのほうで心配されている登校時間あるいは下校時間とうまくかみ合うかどうかというのを検証してですね、じゃあ、運行時間は、この時間とこの時間、あるいは、曜日でいけば土日はやる前には事前に通告とかいう、そういった具体的な内容をですね、書き込んでいく時期に来ているのではないかというふうに思います。

それでですね、2つ目の質問ですが、これまで協議会でJRや長野県に対して要望等を出して回答をもらっているんですけども、なかなか進展が見られません。事業を進める側が言ってこないと協議会が持てないのでは余りにも受け身だというふうに私は考えます。それで、例えば、この前ですね、春と、去年、春と秋に大気質の調査をやっております。JRは個別に4回やるっていうふうなことを言うておりましたけれども、協議会にですね、その調査結果が提出されているのかどうか、それ前に、私、見ていないんですけども、役場のほうには来ているのかどうか、そこら辺を確かめているのかどうかを、ちょっと確認をさせてください。

○村 長

協議会は、これまで8回開催をしております、最初の1回が住民の心配の声とか、いろんな声のとりまとめのために1回やって、それから、それを受けた質問書をJR東海に交付し、それに対する回答など、やりとりが4回あって、最近の2回につきましては、松川インター大鹿線の改良工事に関する住民説明会を行いたいと、JRサイドとして行いたいというお話があったので、住民説明会の前に協議会で説明するようにJRに申し入れたというのが経緯でございます。

議員、先ほど協議会を事業を進める側が言ってこないと協議会が持てないというのは余りにも受け身だというようにおっしゃったというのは、全く事実と反する、こちらのほうで説明会開きたいんだったら、その前に協議会に来て説明しろというふうに申し上げてやっていることであり、それは最近の2回であって、それまではこちらから質問書をぶつけたことに対する回答を求めたというのが流れでございます。

もしもですね、委員、議員さんが協議会の委員なんですよね。私は進める側で、皆さん方の意見を、上がってきたものを皆さんどうしようかっていうのが立場ですので、協議会が必要、こういうテーマがあるから協議会を開く必要があるのではないのかというようなことは協議委員の小池委員から言っていただければいいし、今おっしゃった大気質等々について回答はどうなっているのかっていうのは、ここで言うんじゃなくて、協議会でJRがいるんだから、JRに聞けばいいことだと思うんです。だから、協議会の場で協議委員であるのにそういう問題提起をしないっていうのは、私は、はっきり言って協議会委員として受け身過ぎるのではないのかなというふうに思いました。私は進行役ですので、私がしゃべるとですね、協議会の場で私が話すると、進行役は余りしゃべるといふふうに言われました。それだったら、協議委員の

皆さん方から、もっとしっかりとですね、住民の生活環境について心配をしたことについてもっともっと意見が出てきていいと思うのに、ほとんど出てこない、全く出てこないとは申し上げませんが、ちょっとその、やっぱりPTAの皆さんとか地域の皆さん方からは、結構、意見が出てくるけども、少し、そのどこまで協議会の委員としてリニアに対して中川村の生活環境を守っていこうという気概があるのかどうか、ちょっと私は、ちょっと少し、もう少し頑張っていたきたいなというふうなことを思っているところでございます。

○7 番 (小池 厚) ちょっと考え方がずれておりましたね。私としてはですね、調査結果をですね、当然、事務局のほうに返っているというふうに理解をしておりました。だから、当然、議題として調査結果についてJRさんは今度の協議会で話をするんですよねというふうなことを、事務局レベルでですね、確認をして、それで出してくれるというふうな、委員のスタンドプレーになってはまずいんじゃないかというふうに私は一歩引いておったんですが、これからは訂正します。やめます。ええ。私のほうでどんどん聞くようにしますので、そんなことでご了解ください。

戻りますけれども、調査結果について出ていますか。

○村 長 失礼しました。ちょっと興奮の余り答弁漏れがありました。

大気質の調査に関しては、昨年12月の協議会で一応の回答はありましたが、どうする予定とか、するつもりというような内容、ほとんどそういう内容でしかありません。到底納得、安心できるものではなかったもので、しっかり出させていかなければいけません、調査はしているけども、分析結果がまだなので、結果の報告はまだですという、もうちょっと待ってねというのがJRの今のあれですので、こちらから、また、すぐに、出次第すぐに出すように、早くしろというようなことを協議会としても申し上げていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、振動のことも、今、聞かれましたっけ？次でしたっけ？ああ、次ですか。

大気質については、そういうことでございます。

○7 番 (小池 厚) 大気質ですね、調査がまだ継続中だということで、はい、お話は聞いております。

JRも、私から言わせると非常に不誠実な対応をしてきているというふうに思ったわけで、実は、この間の文化センターの説明会の後もですね、担当部長に余りに下手過ぎると、説明会っていうのはこういうふうにしなきゃいけないと、だから、本体のトンネル工事の説明会じゃないんだから、全体の話はまた後にして、この2つのトンネルの工事を進めるに当たっての質問に限ってやれば、もう少し会議は締まったものになったはずだぞというふうなことを言ったわけですけども、JRのほうでもですね、先が見えているっていうか、決まっていない話ですんで必死だと思うんです。ただ、やり方が余りに横着なんで、これは本当に、私ども、しっかり、協議会としてもですね、手綱を締めていかないといけないと思うわけです。

信頼関係っていうのにはですね、やはり、調査をします、いつ幾日からやりました、分析をしています、じゃあ、いつまでに出すの？っていうのをですね、きっちり期日

かなくはないかと思っておりますので、もしできれば協議会の開催をご提案いただいてですね、またみんなで知恵を絞って文言について詰めることができればですね、ありがたいと思いますので、もしそういうお考えがあれば提案をしていただければありがたいと思います。

- 7 番 (小池 厚) 私の経験っていいですか、実際に工事を担当したときにですね、実は、泰阜村で道路改良をやったときに、やっぱり山を切りますんで掘削土が出ました。それをどこかへ持っていかなきゃいけないということになりまして、沢を埋め立てさせていただきました。沢の下に田んぼがあったんですけども、それをずっと下から、透水性も考えましてですね、浸透性も考えまして、井桁っていいですか、こう、透水性っていいですかね、やぐらみたいなのを組んで、それで、どれくらいですかね、6部勾配で5mくらい積んで、小段を2m取って、また、それから上は2割勾配、2m小段、2割勾配というような感じで盛って、最後、そっくりそのまま上へ土地は畑ですけれども、返しまして承諾をいただいたという、そういうことも私やりましたけれども、原因者が道路も直せるんです。私、そのときに、土を運ぶのときに村道を使っただんですが、村道っていうのは、大体、舗装が3cmくらいなんですよね。あるいは4cm、よくて。そうすると、ダンプで荷を積んで登っていくと舗装ががたがたになっちゃいます。それは、私は最後だったんですけども、上がる時だったんですけども、最後に全部、舗装を打ちかえました。影響のある所を。だから、この渡場の交差点もですね、ダンプの台数が増えることによって、舗装が夏場、波を打ちます。それは、全部、1回はすきます。1回は路盤を剥いで表層を打ち直す、そういうことも可能です。それは工事原因者ができます。それは、それこそ覚書でうたうという、うたわせるといふ、そういうことをやっていく必要はあると思います。

最後、この問題での締めになりますけれども、先ほど村長にも言われたんですけども、お互いにですね、もう少し積極的にやる時期に来ていると、特に私が言いたいのは、事務局という行政側のほうでいろんなデータもお持ちだと思いますので、そこら辺は指導性をもって、工程が決まったらすれば、ここではこれをやらなきゃいけないんだと、委員さん、これでいいですかね？とかいう、そういう投げかけも欲しいし、私も今までちょっとお任せしておったんでいけないんですけども、お互いにですね、もう少し、もうそこまで来ていますんで、工事が、待たなしですので、協議会をもう少ししっかりしていきたいというふうに思っております。

最後に、村長さん、もう一声お願いします。

- 村 長 小池議員は、県の今までのご経験もありますし、それから専門的な技術的な知識も大変深いものをお持ちなので、そういう視点からですね、いろんなご提案とか問題提起をいただくと大変助かるし、県の立場とか、いろんなことがよく理解しておられると思います。

今度のトンネルについてもJRサイドで、松川インター大鹿線、県道のトンネルの発注をJRサイドがやるというふうなことです。今度の路盤だってJRがやっても構わない、お互いに押しつけ合っている、あるいは、そんなふうな感じが実情だと

思いますので、我々としては、県がやろうがJRがやろうがどっちでも構わないので、間違いのない態勢にさせていただきたいなというふうに思いますので、また協議会でみんなで力を合わせて発言していきたいと思います。

特に県に関してはですね、申しわけないんですけども、元のあれで、古巣で申しわけないんですけども、今、そんなふうな、そんなことはないよと、いつも県の方はおっしゃるんですけども、今、現状、JRに対してですね、各市町村がばらばらに対抗してなし崩しをされているというのが現状かと思うので、もっと、やっぱり県が真ん中に立ってですね、各市町村を束ねて、スクラムをしっかりと組まないと、あの巨大企業と向き合うことは難しいので、こちらではこんな約束を勝ちとったぞとか、こちらではこういう問題で悩んでいるぞとかいうふうなものをみんなで共有していけばですね、あそこはこういうふうにするじゃないか、何でうちではできんのかとかいうふうなことがですね、みんなで言い合えるというふうな、そういう形にしないと、ばらばらのままでは、もう押し切られてばかりというふうなことでございますので、特に県さんにはそういう県民の暮らしを守るといところでリーダーシップをとっていただきたいというふうにかねてから考えているので、ぜひ新聞紙上にでかかど書いていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○7 番

(小池 厚) 1の質問の最後で村長はちょっと言われましたけれども、今回のこの南アルプスの本体工事はですね、県の言質としては、もちろん推進室っていいですか、飯田の事務所ありますけれども、実際に対応するのは飯田の建設事務所の整備課なり関連事業課でございます。やはり、そこが中心になってですね、協議会同士の連絡、たまたま今の時点では上伊那は中川村だけですけれども、あとずっと下伊那でございますので、そういった点では、ぜひですね、そういった各下伊那の町村、中川村を含めてですけれども、協議会の進捗といいますか、状況なんかをですね、交換し合う、情報を共有するような、そんな場も本当にやっていただければなというふうに思います。

それでは2つ目の質問に入りますけれども、6月議会でも、私、このハザードマップができたということで質問をさせていただきましたけれども、先ほど開会のあいさつの中でも村長のほうからお話ございました。

先日の台風10号、これは統計をとり始めて以来、初めて太平洋側から上陸し、日本海へ抜けていったわけでございます。今までの経験や、あるいは体験では予想できないことが、この間、多数、発生してきております。一般に言われておりますけれども、台風の進路の右側は雨台風、左側は風台風と言われております。台風は時計と反対向きに風が起り、接近前から手前の山に雨を降らします。今回は、北上山地の太平洋側、北海道では日高山脈の東側斜面に大量の雨を降らせました。

私も、ちょうど平成18年当時、18年豪雨災害のときには諏訪におりまして、初めて土石流災害の恐ろしさを体験いたしました。また、諏訪湖に流れ込む流域の広い上川という川があるんですが、あと50cmで堤防を乗り越える状況を、仕事をやって

おります合同庁舎のすぐ目の前です、目の当たりにしたわけでございます。当時の所長が言いました。「日 300mm を超える雨が降れば、必ずとどこかで災害が発生するぞ。」と、「心しておけ。」というふうに言われました。そのときは既に 400mm 近い雨が降っていて、実際にあの土石流災害が発生したわけであります。

今回も各地で今まで経験したことのないような雨が降り、北海道でも 300mm、所によっては 500mm を超える雨が降ったと報道されておりました。

また、短時間の強い雨も道路にあふれたり、山の保水能力を超えれば土砂災害を発生させるわけであります。

6 月議会でも質問いたしました、再度、村の地震防災対策についてただしたいと思えます。

既に、この間、9 月に入りまして各地で地震総合防災訓練が取り組まれてきております。

そこで、質問に入る前に、村長にまずお聞きしたいんですが、今回の台風 10 号について、また、被災状況についてどのように感じておられるか、そして今後にどのように生かそうと考えているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○村 長 特に、今回、続けてきた台風については、その動き方がですね、非常に、日本近海で発生するとかですね、動き方も今までとは全然違う動きをしていると、矛ばらばらだったりとか、今までにない軌跡をたどっているというふうなことで、そういう意味で経験則が生かせないなというふうなことを感じています。

それからまた、雨の降り方、台風に限らずですね、雨の降り方も本当に 1 カ所であつと降り続けて、集中豪雨が本当に狭い所だけになるとか、予想がつかないというふうなところがあつて、ちょっと、精度もですね、上がってきてはいるんですけども、ちょっと以前よりも予想できなさによって不安が募っているなというふうに感じます。

○7 番 (小池 厚) すみません。質問の後半を答えていただけなかったんですけども、村長としては、今後どういうふうに、この台風の状況をですね、村の中で生かそうとしているかという。

○村 長 いろんな幅広い備えをしておくというふうなことが一つ、それは、その物資のこともですし、それから通信手段とかいうような、そういうことも含めた、そういったものを充実させていくことが必要でしょうし、それからまた、住民の皆さん方の意識を高めていくというふうなことも必要かと思えます。そうは言っても、同時にですね、高齢化とか担い手不足というふうなことが進んでいるので、本当に地域みんなで安心して安全なうちに避難ができるのかとか、そういうことについても、ちょっと不安の感じはあります。昼間は、また平日の昼間だったら働き手の人はいないでしょうし、夜になったらみんな眠っていて、暗い中を逃げるのか、雨の中を逃げるのかみたいなこともありますし、本当に難しい状況に陥るだろうなというふうな考えざるを得ないと思えます。

○7 番 (小池 厚) それでは質問事項に入りますけれども、ことしも 4 日の日に村の地

震総合防災訓練が実施されました。この具体的な訓練内容を確認をしたいと思います。具体的にはですね、例えば本部における訓練、あるいは27地区ございますかね、地区での訓練状況等、数字的なものも含めてお願いできればと思います。

○総務課長

9月4日の地震防災訓練についてでありますけれども、今年度の訓練につきましては、過去に発生した地震災害の教訓を踏まえて、早朝の地震発生、村内各所での同時発生災害に対処するため、各地区分散型として開催をしております。自主防災組織、住民が中心となりまして、関係機関と連携し、確実な情報伝達、安全な避難、初期消火及び火災、災害等の防御、交通整理、応急救急訓練を実施することにより、災害に対して的確な行動がとれるように住民参加による訓練を実施したところであります。

特に全地区で作成をしました支え合いマップを活用した地域住民の安否確認及び避難訓練を重点項目としております。

それで、訓練は2通りありまして、本部での地域集中訓練と各地区で行われます、いわゆる各地区防災訓練であります。

まず本部での地域集中訓練についてでありますけれども、本年度は重点地区としまして葛北、柏原の2地区を対象に東小グラウンドを会場にしまして9月4日の午前中に開催をしたということであります。

訓練内容であります、まず地区におきまして、2地区へ防災無線による地震防災訓練放送を役場から行いまして、それを受けて総代さんが各地区防災無線子局を使って避難指示放送を行いました。それで東小グラウンドへの避難を開始ということになります。各組ごとの避難者確認を行ってという前提で避難を開始してもらっております。それで、各地区ごと東小グラウンドへ集まっていたわけですが、人員報告によりますと両地区の総人員357名中、避難者は93名ということになります。

それで、全体の訓練内容であります、大きく3つ訓練を行っております。

まず1つ目でありますけれども、初期消火訓練ということで、仮設の消火栓を使った消火訓練を行っております。地区から何人か出てきていただいて、実際に消火をしていただいております。

2つ目であります、避難所の開設訓練ということで、そのうちの一つは仮設トイレの設置訓練ということで、防災倉庫に保管をしてありますマンホールトイレの組み立て、設置訓練を、やはり地区の方に一緒になっていただいております。それから、もう一つ、緊急飲料水の確保訓練ということで、水道のほうの給水タンクから給水袋へ水を入れて携行してもらうという訓練も行っております。

それから、3つ目ですけれども、応急救護訓練ということで、南消防署員と消防団の救護班の指導によりまして応急担架の搬送訓練、それから三角巾を使った手当方法の実技講習を行っております。

おおむね以上でございます。

それから、各地区の防災訓練であります、9月4日が一番多かったわけですが、8月28日に3地区、それから9月4日は23地区、それから9月の11日に1地区、まだ予定をしておりますけれども、ということで全27地区で開催をした、あるい

はする予定になっております。

それで、地区の訓練内容でありますけれども、地区によって違いはありますけれども、おおむね7項目にわたって訓練を行っております。1つは自宅から訓練会場へ避難誘導の訓練、2つ目は全地区で作成した支え合いマップを活用して各地区の組単位で避難者の把握及び危険箇所の点検を行う、それから3つ目は消防団の指導で消火栓、消火器を使つての初期消火訓練、それから4つ目は消防団の指導で救護訓練の実施、AED等も含めてでございます。それから5つ目は防災行政無線の試験放送、6つ目は防災行政無線の屋外スピーカーがある地区においては試験放送を実施してもらっております。7つ目は地区防災用携帯無線での交信訓練ということでございます。

それから、最初の全体での訓練で言い落としましたけれども、全体の訓練が終わった後に日赤奉仕団の訓練もあわせて行っております。

以上が9月4日を中心とした訓練の概要でございます。

○7 番 (小池 厚) 今、総務課長からお答えをいただいたんですが、その対策本部の立ち上げっていうものの訓練っていうのは、この4日の日にはやらなかったわけですか。

失礼しました。そうか。そうか。3番か。はい。失礼しました。ちょっと先走ってしまいました。すみません。

それでは、すみません、次へ行きます。

2番目の質問でございます。

6月議会のときにですね、先ほども総務課長のほうで防災倉庫から簡易トイレを出して組み立ての訓練をしたというお話がございましたが、総代会で防災倉庫の中に何かあるかっていうのを総代会に説明したいっていうお話がございましたが、開催したかどうか確認をさせてください。

○総務課長 総代会につきましては、8月の27日の土曜日でございましたが、総代会の村内視察研修というのがありまして、その前段の会議の中で村内3つの防災倉庫に備えてあります備品について一覧表をお示しをするとともに、実際に大草の防災倉庫、商工会のすぐ下のところにありますけれども、そこを見てもらいまして、主な資機材について説明を行っております。

○7 番 (小池 厚) 関連をするんですが、例えば、防災倉庫の中にですね、パーテーションとかですね、あるいは簡易ベッドなどの装備といたしますか、そういうのはあるかどうか。

○総務課長 パーテーションについては1個、用意をしてあります。

簡易ベッドについては準備がされておられません。ベッドについては、昨年も地区のほうへ必要品のとりまとめも行ったんですけれども、特に要望もございませんでしたので、現段階では配備をしていないという状況であります。

○7 番 (小池 厚) テレビで、前、見たんですが、確かに各地区まで必要かどうかかわからないんですけれども、3地区ですね、大草、片桐、葛島くらいの防災倉庫のあるところにはですね、そのダンボールで簡易ベッドができるらしいんですね。そうすると、避難してきた中に高齢の方がおられると、畳から立ち上がるのもえらいんで、段ボー

ルで簡単にできるものがあれば、それでベッドがわりのものでできるとすれば、そんなに高価なものじゃないと思いますので、それも装備品の中に入れておいていただければというふうに提案をさせていただきます。

3つ目に入りますけれども、業務継続計画、BCPは、本年度は行わないとの回答でございました。防災訓練に書かれております対策本部の立ち上げですね、これ、また職員の配置計画、これについては、ちょっと先走って言っちゃいましたけれども、ここで質問させていただきます。実際に行ったことがあるのか、また、現在、考えている対策本部を設置するとすればですね、どこに設置しようと考えているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○総務課長

村の災害対策本部の設置についてですが、9月4日の防災訓練におきましては、警戒宣言発令を受けまして現地本部設置訓練というものを行っております。防災行政無線及び有線による一斉放送を受けて本部員が集合し、まず警戒本部を役場に設置しました。その後、災害対策本部を東小学校グラウンドに設置をしております。ただ、職員、総務課職員を中心でございましたので、それぞれの部員の配置というところまでは行っておりませんが、一応、警戒本部、それから災害対策の本部の設置というこの訓練は行っております。

それから、参考までに申し上げますと、9月1日の日でございますが、役場の中での防災訓練、これも毎年行っているわけですが、その訓練の中では情報伝達緊急招集訓練をことは行っております。それで、災害対策本部設置の前段階としての警戒本部の設置を行うとともに、警戒本部員会議も行っております。時間的な経過で申し上げますと、午前6時10分に一斉連絡ということでメールで各職員に配信しまして、6時30分に緊急招集連絡、それから8時15分までに全職員の出勤、それから確認を行った後、8時30分に警戒本部を役場2階の防災対策室に設置をしました。それから、その場で警戒本部員会議を行っております。

ということでありまして、災害対策本部は、基本的には役場内の2階の災害対策室に設置するということになります。もしそれが無理な場合には、代替施設として文化センターというふうに定められております。

○7 番

(小池 厚) しっかり防災計画、地域防災計画をですね、読んでいなかったってことがばれてしまいましたけれども、2階の防災対策室っていうのがあるんですね。場所、私、ちょっと了解しているんですが、私のイメージとしては、基幹集落センター、あそこが広いスペースで、テーブルもあって、各それぞれ担当課がですね、一堂に会して、それぞれの情報をですね、一同で共有できるから、広い方がいいのかなあというふうに思ったわけです。文化センターが2次対策本部の場所っていうのは、ちょっとうなずけないんですが、そこら辺はどうでしょう。

○総務課長

役場の災害対策室というのは、議会事務局の東側の部屋をそういうふうと呼んでおります。そこには行政無線ですとか、あるいはテレビ等も受信できるようになっておりますので、そこに定めております。

それから、文化センターというのは代替施設という扱いでございます。

○7 番 (小池 厚) わかりました。結構なスペースがあるというふうに理解しておりますので、はい。

9月、まだこれから台風も接近してくるとは思いますけれども、いずれにしてもですね、これまで、岩手県の話もそうですけれども、ハザードマップが県から届いていなかったというところで浸水被害に遭ったとかですね、そんなようなことも聞いております。

中川村はハザードマップを更新して皆さんに配布をされました。また、それに基づいて支え合いマップづくりもされました。今、総務課長のお答えでは、この訓練の中でも各地区ごと、程度の差はありますけれども、支え合いマップに基づいてですね、避難訓練もされたと、自分の地区のことを言っちゃいけないんですけども、ただ集まって初期消火訓練、避難のしてきたのを人員把握で終わってきているんですね。だから、そこら辺が、やはりもう少し真剣みを持って取り組まなきゃいけないなというふうに個人的には考えております。私の、何回も自分のその話をしちゃいけないんですけども、テレビ画面でですね、双方向の情報を共有して、あそこのお宅で年寄りが動けない人がいる、その人が避難するには、支え合いマップで、あの人が行ってきてどこにいるよっていうところを、行政のついでにいますか、対策本部の中でつかみ切っているという、そういう訓練も、実際、栄村ではやっていました。岡谷でも実際に土砂災害の訓練では、対策本部をですね、つくって、そこへみんな連れてこいと、地区の者、全員ですね、そういうような、実際に体が動けない人も連れてくるという、そういうことも実際にやっておりましたので、そこら辺で、防災訓練もマンネリ化することなくですね、実際に合った、そういった形でですね、日々災害に備えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

次に6番 柳生仁議員。

○6 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました交通について質問してまいります。内容は5問に分かれておりますが、よろしくお願ひします。

初めに下平の交差点について質問してまいります。下平の交差点は感応式でスクランブルになっており、車両、歩行者が大変に利用しやすい仕組みになっておりますが、実は大型車両が、特に西側に左折するのには非常に回りにくい状況になっております。過日、ちょうどそこでもって大型車両が回るのを見ておったわけではありますが、村道側に停止位置に車がとまっておって、大型車両が南のほうから来て、文化センターのほうへ回ろうとしたときに、なかなか回れなかったというのが現実であります。停止位置が余りにも前に出過ぎておって何回も切り返さないと回っていけないし、裏に車が来るとバックもできないっていう、そんな状況になっているわけであります。この村道位置の停止位置をもう少し下げることができないかっていうことを伺いたいわけではありますが、今後、いろんなことでもって大型車両が通過が増えていくようなことがあれば、特に村道側との停止位置の車両と、また大型車両の内輪差等でもっ

て事故や物損等が発生してくるんじゃないかと、こんな心配をしているわけでありませう。建設課長は日々あそこを通勤しておりますので、そのことは十二分に承知をしていると思いますけども、村ではどのような考えを持っているかお伺いします。

○建設水道課長

下平、あの交差点につきましては、長野県が管理をする主要地方道伊那生田飯田線、通称竜東線になりますけれども、竜東線と村が管理をする1級村道、沖田牧ヶ原線が交差する平面交差点となっております。その交差点、すべての交差点なんですけれども、交差点につきましては、道路法の第95条の2により道路の新設や改良の際には公安委員会の意見を聞かなければならないとされております。その事前の協議、本協議の前なんですけれども、その前協議において計画段階での設計については道路法や道路構造令、村のほうでも構造の技術的基準等に関する条例を持っていますけれども、そういった構造令に基づき道路幅員や設計速度、曲線半径や縦断勾配等が定められた基準から計画書のほうを作成をします。その基準等については、ある時期において見直しがだんだん行われてくるんですけれども、今ある基準ではなくて、その協議時の基準に基づいての計画書となります。その交差部においての県道と村道との接続については、主となる、優先道路となる県道に対して従となる村道の区分、これ、道路構造令で主に通行量によって区分はされますけれども、そういった従と、主と従によって縦断勾配や隅切り、当然、内輪差等含めて、そういった隅切りも標準値が定められております。

また、横断歩道や停止線の位置については、先ほども申しました公安委員会の現地確認の折にこの辺というような指示をされます。当時の基準等に基づき道路管理者である長野県と中川村、それから交通管理者の公安委員会との交差点協議によって交差点がされた経過を踏まえ、また、現在、歩行者の安全対策からスクランブルとなっている交差点の信号機の車両感知して作動するタイプのある、その柱が村道の停止線の上にあるという現状で、その辺を踏まえたと、停止線の位置の変更をさせることはちょっと難しいのかなあというような認識をしています。

ただ、ご指摘にございました、今後、道路網の整備等が進んだ場合、大型車だけではなくて、全体の交通量が増加をし、道路構造令等の基準からも安全対策が必要となれば、県と一体になって交差点の改良等の検討を進める状況にはなると思います。

以上です。

○6 番

(柳生 仁) 今の説明では、なかなか位置のずらすのは難しいという話でございますが、実際に大型車両が曲がるのに苦労している状況を見ると、何かしにゃあいかんなあと思うわけです。基準は基準としてあるかもしれませんが、村としては、村道を管理している村として、また県は県として道路を管理しているわけでありませうけど、通行車両が事故を起こしにくい環境をつくるのが、やっぱりその大きな使命じゃないかと思っております。現状では、本当に間違えば停止車両に頭をぶつけてしまう、間違うと内輪差でもって、今、ポールが立っているわけですけども、ああいったものの破損も発生するということが考えられるわけでありませう。今すぐ難しいかもしれませうが、今後、そういった、今、質問しているの、そういった課題を踏まえて何ら

かの検討をしていただけるかどうかお伺いします。

○建設水道課長

停止線の関係、特に、あの西側の村道になると思いますけれども、私も、若干、見たときには、確かに、そういった多少狭いのかなあという気持ちもありますけれども、ただ、大型車の交通もそうなんですけれども、先ほど申しました縦断勾配の接続につきましては、直角にしる、その角度にしても、2.5%以内の緩勾配を設けると、それは、とまったときに、こう、下がっていかないとか、その地点も含まれた場合、あの村道ですと、ちょっと、若干勾配が下流は結構きついですので、そういったものも含めた上での、何かね、こういった、その位置のほうの設定をされています。

また、今後とも、これも公安委員会等の説明となりますので、また、伊那建さんとも話をしながら、また調整を、中を見ながら、また検討をしてみたいとは思っています。

○6 番

(柳生 仁) 決まりは決まりとして、やはり村として通行車両の安全を最優先这件事情をお考えいただきながら、ただいま伊那建さんと現地を見ながら検討されるっていうんで、検討内容の期待をしております。ぜひとも前向きに、よろしくお願い致します。

次に2問目の質問をしてみますけれども、関連で3つありますが、以前にも質問しておりますが、村内のグリーンベルトが南向診療所のところ少し延長されました。まだまだ歩道の整備が進まない状況にあり、当面の処置として、私はグリーンベルトの延長っていうのは必要じゃないかと思っております。

他の市町村を見てみますと、場所によっては、非常に狭い幅でもって、30 cmか40cmで、狭い幅でもって概則線の横に設置してあり、人が通るよっていうようなことをわかるようにしてあるわけであります。

また、市によっては農道などにもグリーンベルトが設置してありまして、歩行者の大切さを考えていると思っております。

事例であります、村内でも大草中央線、沖町の交差点から小学校入り口までしていただいたわけでありますけれども、南向スタンドから米澤酒造さんまでの間は、結構、歩行者が多いわけでありますけれども、なかなか、この歩道の設置も難しいようであります。こういったところ、できれば当面の処置としてグリーンベルトを設置できればいいのかなあと思っております。

以前にも前建設水道課長の答弁で村内に必要な箇所について調査し、検討するという答弁をいただきましたが、その後、調査は進んでいないという回答をいただいております。今後、村内、必要な箇所を拾い出して対応できないか伺ってまいります。

また、次に歩道のこと、歩行者と同じ扱いの電動カーが、最近、少しずつでありが増えてきております。下平の交差点付近から牧ヶ原中学校までの歩道は電動カーや歩行者にも利用しやすいと言い切れない状況にあり、特に牧ヶ原橋の歩道段差は大変大きく、危険であります。電動カーが上がりにくく、タイヤが小さくて歯どめになってしまう所があるわけであります。また、歩道でも車道等の出入り口箇所は斜めの箇所があり、電動カーが転倒しそうな箇所もあるわけであります。最近の道路構造では、村内でもそうであります、歩道が車道と同じ高さになっており、歩道が斜めの勾配

になるようなところがだいぶ減ってきているわけでありまして。この歩道の整備でありまして、次年度に向けて改良を検討しているかどうか伺ってまいります。

また、特に中学校裏門付近であります。電動カーを走らせてみますと、街灯の柱と信号機の柱、近くには端の塩ビ管があります。その近くにカーブミラーの柱もあります。通れないわけではありませんが、非常に使い勝手の悪い歩道になっているわけでありまして。また、中学校の裏門の入り口ですけれども、斜め勾配になっておりまして、電動カーが非常に転倒しやすい感じであり、走らせてみますと、体重をちょっと上流側へ向けないと怖いなあっていうことがあります。以前にもこのことを質問しておりますけれども、回答としましては安全基準を満たしているということから改良の必要なしってというような感じでもって答弁があったかと思っております。私は、この電動カーについては、自分で借りてきて実際に走らせてみました。そうすると、やはり、まだ、私は、少し、若干、専門に使う方より若いので、また車も運転するので、それなりに運転するわけでありまして、利用者の方に聞いてみますと、「おっかない。」と、「斜めの所なんか本当おっかない。」と言われます。ましてや橋の段差のところは、ゆっくり行くと歯どめになって登れません。だからバックして惰性をつけてごんと上がって、ゆっくり行くと、また歯どめで上がっていきません。またバックして、惰性をつけてどんと上がりました。これが現実であります。そういったことから、どなたかが転倒したり転んだりつまずいたりすることのないような歩道の整備を、危険箇所を見直すことができないかっていうことを伺いたいと思っておりますが、お伺いします。

もう1点、チャオからJA、JAからチャオに抜ける国道をくぐる地下道があるわけでありまして、ここにはU字溝があつて小型車両が通過できるわけでありまして、ともすると側溝に車輪を落としそうな場所になっております。これをうまく利用しますと、小型車両などが国道、チャオからJAのほうへ向かって出て、それから駒ヶ根方面に抜ける場合は非常に安全に回っていけるのかなあと、こんなふうに見ているわけでありまして。こういったことでもって、この地下道のU字溝にグレーチングなんか設置できれば非常に安全利用できるかなあと、こんなふうに思っております。

村の考えを、この3点、お伺いします。

○建設水道課長

それでは、まず初めにグリーンベルトの関係についてお願いいたします。

確かに、本来、道路とは車と歩行者が分離をして利用できるように歩道が整備されていることが、交通安全上、望ましい姿、形ではあります。住居等、また、そういった工作物等が多数ある道路においては歩車道分離の道路を構築する際には膨大な予算を要するため、なかなか実現できないのが実情です。歩行者の安全対策を講じることは当然であり、歩車道分離が必要で改良事業が可能な路線につきましては、これまでどおり歩道と車道を一体施行とし、拡幅改良路線ではグリーンベルトを設置をせず、拡幅改良路線ではない通学路等の歩行者が多い路線につきましては、関係部局と点検を定期的に行い、歩行者の安全確保を図る観点から検討、設置を行ってまいります。具体的には、中川村通学路安全推進会議、メンバーですけれども、駒ヶ根警察署、伊那建設事務所、教育委員会、PTA、建設係、交通防災係等々でやっております、そ

ちらのほうに参画をし、通学路の安全確保対策についての検討を年1回行っております。また、重要な生活道路として常に利用している沿線の住民の方々からグリーンベルトを設置してほしいとの地区要望もあり、平成27年度の事業として役場下平線にグリーンベルトを設置しました。歩道が確保しにくいという道路の安全対策としてグリーンベルト設置が必要な箇所につきましては、引き続き関係部局と安全確保点検を定期的に行い、歩行者の安全対策を図っていきます。

以上です。

3つありました。申しわけありません。

2番目ですけれども、電動カーの関係になります。

村道中組下平線と村道沖田牧ヶ原線が接続する交差点から国道153号までの間につきましては、ご指摘のとおり、設置をされている歩道は、歩行者の安全を確保するため歩道に車が乗り上げないよう車道と段差がついた構造となっております。そういった関係で、宅地や耕作地、水田等々、畑等もそうなんですけれども、そういった出入りの箇所のすりつけが斜めになってございます。そういった箇所がありまして、セニアカーの、電動カーの通行には支障がある箇所があると認識をしています。そういった中で、近年につきましては、歩車道の高さが同じで歩車道の境界ブロックによって車が歩道に侵入しないような、先ほどご指摘のありましたとおり車道と歩道が高さが同じような構造が標準的となっております。過去にも電動カー利用者の方からご連絡をいただいた際には、現地を確認をし、その都度、修繕工事を行ってまいりました。今後、電動カーの特性を踏まえ、利用者の方からの要望がある箇所について現地確認を行い、必要な箇所については修繕工事を行ってまいります。電動カーの特性につきましては、最近のものにつきましては、勾配とか傾斜等においては警告ブザーや音声案内も出るそうです。一般的に言われていますと、坂道の登坂、下り坂については10度が目安、それから傾斜面につきましては5度が目安、勾配でいきますと11.4分の1というような数字になってきますけれども、あと、段差等々も7.5とかいったような目安があるそうですので、そこら辺も踏まえながら、また業者の方々の話を聞いて、現地のほうの確認をして、修繕工事を行ってまいります。

それから、もう1点、チャオからのあの地下道の関係なんですけれども、国道153号に設置をされているチャオからJAに通じる地下道につきましては、国道153号を管理する伊那建設事務所のほうに確認をしたところ、管理台帳には記載されていないので、国道改良の際に既存道路の機能維持のために地下道を設置したと思われまます。チャオの造成工事が始まる前までは水田地帯であり、地下道から設置されている水路も農業用水路とのことであり、チャオの造成工事により平成元年に国道の高さまで盛り土を行い、国道からの利便性を高めたものと思われまます。この地下道については村道台帳にも記載をされておらず、村が管理する道路ではなく、当時、農道として設置されたものと思われまます。

現状として地下道を利用する車両は極めて少なく、地元やJA、チャオなど近隣事業者の方から地下道を車が通りやすくしてほしいというような旨の要望はされてお

ません。むしろ、付近に国道横断をする歩行者のための横断歩道が設置されていない状況を考えますと、水路にふたをして車両通行を促すよりも、歩行者が安全に通行できる地下道として利用できることが望ましいと考えます。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) グリーンベルトの設置は、今、安全推進委員会等で検討するというところでございますので、ぜひ、歩道改良を進めるっていう基本はもっともだと思えますので、しかし、ものには予算っていうのがあって、なかなか進まないと思うわけがあります。当面の処置として、できるだけ歩行者の安全を村として確保してもらいたなあと、こんなように思っております。

そうしたことの関連で、坂戸橋、あれは県道なんですけども、非常に時期になると観光客が多くて、あそこを人が通るわけですが、ああいったところも、できれば、欲目ではありますが、今、多くの車は対面通行で待っていて通過するような状況にあると思っております。ああいったところも、もしできれば、もうちょっと幅を狭めて、むしろ概則線の外側にグリーンベルトを設置して歩行者が通れるような仕組みがあるといいのかなあと、そんなふうには思っているわけがあります。

また、牧ヶ原の歩道でございますが、きょうも安全基準を言われましたけども、それはあくまでも安全基準であります。扱う方は、安全基準っていう技術でもって持っているんじゃないかと、やはり、どちらかというところとご高齢の方々と、だんだん車の運転もできなくなった方たちも乗っているわけがありますので、安全基準だけで物を言うんでなくて、やはり実際の現地でもって使っている方々の意見っていうのは尊重してもらいたいと、ましてや、あそこは、牧ヶ原橋から下平の間においては歩道が非常に狭いわけがあります。1人がちょっと通ると並んで通れないくらいの幅しかありません。これが安全基準かどうか私にはわかりませんが、やはり改良する必要があると思っております。そういったものの整備をどうするか伺っていきたく思っておりますし、ただいま、チャオのところの地下道については、グレーチング設置の必要はないんじゃないかっていうようなお話もございましたが、歩行者が通るにせよ、ああいうところをふたをしていくことが安全じゃないかと思っております。

再度、その3点、もう1回、質問します。

○建設水道課長 グリーンベルトに対しましては、先ほど申したとおり、引き続き関係部局と安全点検のほうを定期的に進めてやっていきます。

坂戸につきましては、確かにあそこは県道の管理になり、ちょっと村のほうで施工をするわけにはいきませんが、過去の中では、そういった、そういったお花見——お花見っていうか、その桜のいい季節につきましては、かなり観光客の方がいるっていうのは認識をしてございまして、当地といたしましては、公園側のほうに散策道を設けて、少しでもそちらを通行していただいて、そういった危険性を少しでもなくすというような方策をとってきまして、お願いいたします。

それと、電動カーにつきましては、過去に何回か、そういった利用者の方から、ここと通ってきてから役場のほうの玄関のときに「ちょっと、ここ危なかったよ。」っ

ていう話を何回か聞いたことがありまして、直接、また、そこへ行って、また「ああ、そうだよな。」っていう話をさせていただいて、そこについては、ちょっとどうしても狭いとか、ちょっと据えつけの部分で、ちょっと地権者の方々と話をしないとできないような、石積みをちょっと撤去とかもございましたけれども、そういったことを踏まえながら修繕工事を行ったケースがございますので、引き続き、そういった利用者の方の意見を聞きながら、修繕工事を随時行っていきます。

それから、チャオの地下道の関係なんですけれども、確かに、利便性っていうか、その使えればいいという形もあるとは思いますが、ただ、あの近辺、どうしても横断歩道、その信号機が、こう、ガソリンスタンドと中学校へ上がっていく道路に近いもんですから、再度、そういったチャオのところでも、そういった横断歩道がほしいよねっていうのは、ちょっと前にも1回、県のほうと公安委員会と話したこともあるんですけれども、ただ、余りにもちょっと信号機が近いので難しいと、難しいという中で、また、横断歩道も難しいっていう形の中では、今の状況を伺いますと、水路にふたをして車両通行を増やすような状況ではなくて、歩行者の方々の安全を確保したほうが、それが一番無難かと思っておりますので、こちら辺は、すみませんが、今までどおりという形で考えていますので、よろしく願いいたします。

○6 番 (柳生 仁) くどいようですが、もう1点、中学校の裏門のところでございますが、今度、信号機ができました。前から街灯がありました。それから横断歩道用の旗の筒があります。すぐそばにカーブミラー、何か、あそこ、柱がまとまっているわけでありまして。実際に自分でもって伝統カーを走らせてみて、ああ、これは走りづらいねっていう感じているわけでありまして。信号機の柱はずらせませんが、街灯の柱みたいなものは、むしろフェンスの内側にも移動できるのかなあと感じております。やっぱり、これも、その感覚でもって安全基準を満たしているかどうか、ちょっと難しい判断ですが、そこら辺どのように考えているかお伺いします。

○建設水道課長 確かに、中学校の交差点のところT字路なんですけれども、ちょっと私も何回か通っても、あそこ、気がついて見たんですけど、確かに、もともとある街灯だとか、横断歩道がある関係なんですけれども、塩ビのその立てるものがあつたりだとか、あと、最近できましたその信号機の関係や、確かに柱がちょうど近いところでありまして、確かにちょっと通行がしにくいのかなっていうのは、確かに場所ではあるかなあというように気がいたします。今後、ちょっとまた、ちょっと私だけ、建設係だけっていうわけにはいきませんので、その街灯の設置をされた方等々も踏まえながら、ちょっと現地等も確認をしながら検討をしていきたいと思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、あの狭い所に柱や何やっというばい立っているんで、ぜひともしっかり見てもらって、安全対策をお願いいたします。

では、3問目の日本で最も美しい村を走る車やバイクにゆっくり走っていただく方法はないかっていうことを質問してまいります。

特に自分の住んでおります美里においては、陣馬形山に行かれる方が多くなってきたわけでありまして。このバイクなどの騒音は大変なもので、子どもや高齢者など、通

常は交通量が少ない平穏な集落が観光客の車両などで生活に不安を感じているのが事実であります。必要な看板を設置して静かにゆっくり走行していただく検討はできないかということでございます。ことしは登山客があと少しで終わるわけですが、難しいようでしたら、ぜひとも来春に向けて的確に取り組んでいただきたいわけです。

また、日本で最も美しい村の表示ですが、村の入り口や各所につけてありますけれども、村内を走って見ても、ここが美しい村なんだなという表示はないわけです。こういったものを必要ならつけてもらって、ゆっくり走っていただくような施策がほしいかと思っております。

また、関連で、道路を走行される観光客の方が事故を起こさない対策としてカーブのガードレールにわかりやすい表示を増やせないかということ伺っています。坂戸橋の手前ですが、ことし、環境に配慮して茶色にボランティアさんが塗りかえていただきまして、大変景観により雰囲気になり、また、カーブにわかりやすい表示がつけられております。ほかのところで夜間や霧があるときでも、ああいった反射板がついておりますとわかりやすいわけですが、村内各所でございますが、夜間などは、白ければ見えるかと思うと、そうでもなくて、薄く霧が、もやがかかったりしますと、あのガードレールが意外と見にくい場合があるわけです。こういったガードレールに、村内各所、わかりやすい表示を再度点検してつけられないかということで、2点、お願いします。

○建設水道課長

観光客等、村外から訪れる方に速度を落として走行する注意喚起の看板設置等につきましては、道路管理上、そういったものが必要な看板等につきましては設置をしております。

道路を利用するドライバーは交通ルールの順守と正しい交通マナーを実践する義務があり、そのことを認識する必要があります。

長野県の事例を見ますと、過去なんですけれども、「ゆっくり走ろう信濃路を」のスローガンや速度注意の注意喚起の看板設置等がされてきました。

また、最近では、地球温暖化対策の一つといたしましてゆっくり走ることがガソリンの節約と排気ガス減少につながるとして取り組まれています。

それから、もう1点、私のほうで、生活道路として重要な役割を担っております村道につきましては、優先度の高い道路から計画的に改良を進めております。改良前の現状を見ますと、多くの村道が見通しのきかない曲線部や地形的な制約により狭隘な道路となっており、安全のため速度を落として通行をしております。改良済みの村道は、以前と比べて見通しもよく、幅員も広がり、走りやすい道路となり、確かに速度が出しやすいような状態になるかと思われま。しかしながら、路線によっては地形的な制約から改良しても勾配が急な区間や大きなカーブを施工せざるを得ないような場所もあります。そのような箇所におきましては、ガードレールやカーブミラー等を設置をいたしまして安全対策を講じております。また、道路改良を行う際には、工事説明会等で地元の

要望等を取り入れ、注意を促し、急カーブを認識させるような視線誘導看板や表示テープを設置しております。お話がありました坂戸橋手前のガードレールの矢印の表示につきましては、車両事故の発生後、村のほうから伊那建設事務所さんのほうに要望いたしまして設置をしていただいたものです。

○総務課長

美しい村の看板についてお答えをいたします。

ご指摘のように、最も美しい村連合加盟の看板というのは村の入り口8カ所に設置しております。

それから、村が作成した案内看板がありますけれども、それにはロゴが入っております。それで、村内各所、必要なところへの追加設置ということでございますけれども、必要な箇所がどこかというところもありますけど、考え方としましては、景観上は、できるだけ看板類っていうのは少ないほうがよいというふうに考えておりますので、村内各所に設置するということは考えておりません。

○6 番

(柳生 仁) いろいろ何もかも、やっぱり決まりで、決まりでという言葉が返ってきて非常に難しいかと思っておりますが、通行車両にマナーを守れやっっていうことは、これは当たり前のことなんです。しかしながら、そこを、やっぱり行ってしまふんで、そういったのを何らかの形でもって、中川村をゆっくり走ってもらえませんか、こんなことをできれば私はいいのかなあと思っております。無理やり景観を壊してまで看板をつけてくれと申し上げているわけじゃありませんが、やはり通行車両の方々には、こういった村なのでゆっくり静かに楽しんでくださいというようなことを言っていただくことがいいんじゃないかと思っているわけでありませう。

また、坂戸橋のところは県道でありますので、県の予算でつけたかと思っておりますけども、村内各所、やはり見直していくと、まだまだガードレールにわかりやすい表示をつけることがあるんじゃないかと思っているわけでありませう。

ということで、もう一度、村の中を静かに走ってもらうように、看板が難しければホームページでもって中川村をゆっくり走りましようというようなことも出してもらったりとか、いろんな方法あるかと思っておりますけども、何らかの形ができないか、もう1点、2点、静かに走ってもらう対策と村内のガードレールわかりやすい仕組みについて伺います。

○建設水道課長

確かに——確かっていうか、あくまでも交通ルール、順守をして守っていくというのが原則、守らないのはおかしいっていうことはあれなんですけど、そういった中では、県も村も交通安全運動等は起こしながら実施をしております。基本的に、例えば陣馬形から下りてきて、こう、そういったことで、ずっと、その勾配のきついところを下りてきますと、ブレーキ上、ペーパーロック現象ですか、そういった中で、車に対してもそういった危険性のある場合、そういったものにつきましては道路管理上でちょっと規制——規制っていうか、その注意看板は行っていきますけれども、今現在におきましては、そういったルール、マナーとかいうようなことについては、ちょっと看板については考えてはございません。

また、先ほども申しましたとおり、特にきついようなカーブのガードレール等につ

きまして、工事の説明会等の折には地元要望のそういったものをお聞きをしながらやってきた経過がございますので、引き続き、そういった中では対応していきますので、よろしくお願いいたします。

○6 番 (柳生 仁) なかなかゆっくり走ってもらってという仕組みは難しいかと思えますけども、何らかの形を、ぜひ総務課でも交通防災のほうでも考えてもらいたいなあと、こんなふうに思っております。

次に、坂戸橋でございますが、中川村においては大変重要な橋であり、また歴史的建造物であります。この橋は、特に重量制限が設けてありませんが、重量制限があると聞いております。今後、この橋を末永く大切に使うためにも重量制限の表示をしてもいいんじゃないかと思いますが、これは県道でありますけども、村は、この橋を末永く守るためにはどのようなことを考えているかお伺いします。

○建設水道課長 坂戸橋は、国道 153 号と主要地方道伊那生田飯田線を結ぶ、先ほど申しましたとおり一般県道の大草坂戸線として天竜川にかかる橋で、昭和 8 年に完成をしました。県道大草坂戸線については、中川村地域防災計画の中でも緊急輸送路として位置づけられ、重要な路線となっております。

重量制限を表示する道路標識につきましては、重量を規制する規制標識に分類をされまして、公安委員会のほうが設置をすることとされております。したがって、規制だけした、ちょっといろいろあるんですけども、県道大草坂戸線を管理をする長野県と公安委員会との協議によって設置をされることになるため、中川村が主体となって公安委員会に対して重量制限をするような協議をすることはありません。

震災対策においても対策指標とされており、重量規制は必要ないとも聞いております。

橋を守る対策といたしましては、県も村もそうなんですけれども、国土交通省の推進をする橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、今後、老朽化する道路橋の修繕計画を策定しており、重大事故等の発生に対して予防的な修繕及び橋梁の長寿命化並びに修繕費用の縮減を図りつつ適正な維持管理を行い、道路網の安全性、信頼性を道路橋、道路の橋の管理者として確保していきます。

また、国が定める基準によりまして 5 年に一度は調査、点検をすることが義務化されておりまして、坂戸橋につきましても定期的に橋梁点検がされており、損傷等は見受けられないと聞いております。

サポートということになりますけれども、村といたしましては、あの近辺を坂戸公園といたしまして周辺整備を行ってきた経過がございます。ちょっと若干違いますけれども、そういった中では、村のほうでは橋も含めて一緒になって対策を考えていますので、よろしくお願いいたします。

○6 番 (柳生 仁) ただいまのお話だと 5 年に 1 回調査をしておいて特に問題ないというお話でございますが、見ておりますと、大型車両が相当の重量と思われる車両も通っているわけでありまして。ぜひとも末永く維持できるように村としても対応をお願いしたいと思っております。

次に5番目の質問であります、これは提案型でございますので、よろしくお願ひします。

伊南が一体化した地域公共交通の質問をしてまいりますけれども、このことは、6月に松本で地域公共交通にセミナーがあって、これ、役場の自治労が開催したわけでありまして、そのときに木曾町の事例を聞いてきたためにこうした質問になったわけでありまして。よろしくお願ひします。

現在は各市町村で地域公共交通を運営しておりますがために、行政境を超える途中でバスに乗れない仕組みとなっているわけでありまして。例えば中川村の場合は本郷で乗客を乗せないという仕組みであります。

将来に向けてゾーンバスシステムの研究できないかということでありまして。

これは、駒ヶ根の杉本市長も将来的に何かこう伊南が一体化した交通ができないかということをお折に触れ話しておられました。

木曾町では、町村合併でゾーンバスシステムの導入で交通弱者をなくす交通システムをつくり上げたわけでありまして。これは全国的にも珍しく、町村合併の優良事例としてセミナーで取り上げられているわけでありまして。

今後、私ども団塊の世代が高齢化するにつれて地域の公共交通が重要になってまいります。特に駒ヶ根市までの基幹バスがあれば大変交通が便利になってくるわけでありまして、お断りしておきますが、飯田線を見捨てているわけではございませんので、よろしくお願ひします。

しかし、このことは問題がないわけではなく、むしろ大きな課題があります。それは交通事業者の方たちとのあり方でありまして。木曾町では、この交通事業者との連携によりゾーンバスシステムができました。

中川村における公共交通システムは大変よく、ディマンドタクシーと巡回バスが価格も安く利用しやすいと担当者から聞いております。

私は、今が悪いということではなくて、今後の課題として木曾町のようなゾーンバスシステムを伊南で研究していってもらってということをお伺いするわけでありまして。

木曾町では、合併前は木曾福島町に開田村から来るのに片道1,560円かかったそうでありまして。それが現在は300円で来られます。高校生の通学定期が年間30万円かかったそうですが、現在は3万3,600円って聞いております。

問題は町の持ち出しでありますけれども、現在1億6,000万円余の赤字となっておりますが、利用者は年間に約20万人と多くの方が利用しております。木曾町は1万2,000人ほどのまちでありますけれども、この地域交通の役目を果たしていると思います。課題の赤字対策としましては、今後、観光客の利用も促進させたいと担当者的話でございました。

地域公共交通は、赤字のことも重要ですが、地域の交通弱者に配慮した政策が必要と思っております。今後における伊南を結ぶ公共交通について研究を進めていただきたいと思うことを質問していくわけでありまして。

ちなみに、上田市あたりでは、まちの持ち出しが3億円と聞いておりました。そう

いったことで、どこの市町村も地域公共交通においては持ち出しはついて回るものだというございますけども、そういったことをしながらも、一番は交通弱者の足をどう確保するか、しかも安価で確保するかっていうことが重要と思っております。このことを質問してまいります。

また、村内の現在の巡回バスやデマンドタクシーの利用者の意見をどのように把握されているか、また、ときにはデマンドタクシーの統一の対応はできないかっていうことをございます。決まりは前日の予約となっておりますことは十分承知しておりますが、車両は3台あり、緊急の場合でも動かないわけではないと聞いております。

もう1点、車両に回転灯をつけて走ることから、関連という、ちょっとこじつけになりますが、青パトの巡回はどのようになっているか、最近の報道を見ますと、飯島町では不審者が出て、車に子どもが手を引っ張られたというようなことも報道がありました。役場の車両を使って、普段、青パトをして走り回ってもいいんじゃないかと、こんなふうにしております。前にも質問したところ、役場では防犯パトロール中って磁気マークをつけた車両があるっていうことを承知しておりますけども、青パトのほうが遠くから見えて防犯効果は高いと思いますが、その3点を質問してまいります。

○総務課長

まず、伊南が一体化した地域公共交通、ゾーンバスシステムについてであります。

このシステムは基幹バスと補助システムを組み合わせた運行システムということで、木曾町の場合は幹線バス、巡回バス、観光路線バスというものに、いわゆる乗り合いタクシー、デマンドタクシーですが、それを組み合わせて行っているということになります。

木曾町は、民間バス会社がみずからのバス路線で運行するよりも自治体から運行委託を受けて運行したほうが有利という判断もありまして、それがシステムづくりに成功した要因の一つというふうにも聞いております。

それを伊南に置きかえた場合であります。まず、現状、4市町村を貫くバス路線がないという中で、あるいは路線バスがないという中で、それぞれの市町村は独自に公共交通システム政策を進めているわけであります。そういう中で、今、さらに新しいシステムを研究するというのは難しい状況にあるのではないかとというふうに認識しております。

それで、中川村の公共交通についての取り組みについて簡単に確認をしておきますけれども、平成16年度から行われてきました村営巡回バスや公共交通の空白地有償運送事業というものを平成25年度に地域公共交通会議におきまして検討して、計画の見直しを大幅に行っております。これは、国の補助を受けまして中川村地域公共交通総合連携計画というものを作成をして、平成26年の10月から新体系に移行して運行を始めているものであります。

それから、駒ヶ根市でも同様に公共交通の見直しを進めてきておりまして、今年度から5年間の駒ヶ根市地域公共交通網形成計画というものを策定をして、運行改善を図ろうとしているという状況の中にあります。でありますので、先ほど申し上げましたように、今ここで新たにゾーンシステムを研究するという状況にはないということ

でございます。

ただ、申し添えますと、そうした状況ではありますけれども、今年度、伊南地域の公共交通担当者が集まりまして懇談会を持っております。その中では、伊南で総合連携できないかという検討をしておりますけれども、論点の一つとしては、JA飯田線の活用や連携、あるいは昭和伊南病院を基準として連携ができないかといったことは検討課題として出ているということでございます。

続いて巡回バス利用者の声をどのように把握しているかという部分でありますけれども、利用者の声は、その都度、取り入れてきております。

特に、先ほど申し上げました新しい計画づくりの段階であります。平成25年の段階で巡回バス利用者アンケート調査を行っておりますし、NPOの乗り合いタクシー会員へのアンケート調査も実施しております。

それから、運行内容改定後におきましても、改定後の利用状況、利用者意向等を把握をして、改定内容についての評価、検証を行うということ、それから次年度以降の運行改善につなげるということで4種類のアンケートを平成26年に実施しております。

それから、27年度、昨年度も同様に3種類の調査を行っております。

さらに今年度も3種類の調査を実施の予定でありまして、今年度については巡回バス利用者のアンケート調査とNPOタクシー利用者アンケート調査を11月ころ実施する予定でありますし、現在、実施中ではありますが、住民アンケート調査、1,000名抽出の調査を実施中であるということでございます。

それから、NPOタクシーの当日対応ということではありますが、NPOタクシーは予約運行制というふうになっておりますけれども、現在、前日の夕方5時までに予約していただくというふうになっております。これも25年の運行計画の見直しの中で2日前だったものを前日の5時までというふうに改善をしております。どうしても当日でありますと運転手の手配等が非常に難しいということで、対応ができなくなってまいりますので、これ以上は難しいのかなあという認識でございます。

それから、青色防犯パトロールについてでありますけれども、6番議員もご案内のとおり、従来から教育委員会で月1回実施をしておりますし、防犯女性部員によりますパトロールも行ってきましたけれども、ことしの4月からは、役場職員でも講習を受けまして、講習を受けた役場職員によりまして月2回の試行を行っております。具体的には第1木曜日及び第3木曜日、午後3時半～4時半の1時間ありますけれども、庁内の職員を3班に分けて、2名乗車で行っております。これは一応半年間の試行ということで行っておりますので、今月いっぱいやりまして、実施状況を検証し、今後どういうふうにしていくかっていうことを検討するようになっておりますけれども、そういった形で強化をしているというのが現状でございます。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 地域公共交通については、ちょっと突飛な質問だったかもしれませんが、これからは、そういったものが必要になってくる時代なのかなあと、中川村の

中をバスが巡回し、基幹バスが駒ヶ根方面まで走ると、そういう時代もありかなと私は思っているわけであります。

木曾町の場合は確かに特殊な事例でありますけども、全国的にも優良事例として評価されておりますので、ぜひとも参考にして、また違う形でもって研究されておりますので、ぜひとも前向きにお願いしたわけであります。

あと、巡回バスやデマンドタクシーの利用者の意見でございますが、セミナーで言われたことは、本当に皆さんが利用者の声を聞いたのかと、ときとして地区員、役員さんの回答じゃないのかっていうこともうかがってきたわけであります。それで、私は、それは置いておいて、今、調査をされているというので大いにありがたいわけでありますけども、バスの運転手さん、デマンドタクシーの運転手さんからも利用者の声を集めて、しっかりと地域の公共交通に反映させていただければありがたいなあと思っております。

青パトでありますけども、私は、目的は、やっぱり防犯だったと思いますけども、購入費用は高額ではないけれども、やっぱり、その価値を高めるには、もう少し何らかの形でもって巡回があってしかるべきかなあと、それには、役場の皆さん方や教育委員会の方々はいろいろな形でもって車を走らせております。そういうときには、折に触れつけて走れないのかなあと、時間を区切って、夕方とかじゃなくて、できるだけ多くの時間を走ってもらって犯罪の起きにくい村づくりをしてもらいたいわけでありますけども、特に青パトについて、もう一度、何らかの形でもって役場の皆さん方が移動するときに乗せて歩けないかなあと思いますので、そういった対応はできるかどうかお伺いします。

○総務課長

今のご質問は、通常の業務の中で青パトを乗せてという意味でございますかね？それについては、その乗車する職員がすべて講習を受けているというものではございませんので、常に、たまたま2名、同じ講習を受けた者がいればですけども、なかなかそれは難しいのかなというふうに思います。

ただ、その青パトを乗せていようが、いまいが、職員は、村内、現場へ出るときには、当然、いろんな状況を確認をしながら運転をしておりますので、もし何かあれば対応はできるかなあとというふうに思います。

いずれにしろ、役場でも4月から試行を始めておりますので、検証をして今後につなげていきたいというふうに考えております。

○6 番

(柳生 仁) 青パトの一番いいところは、かなり遠くからも見えるわけですね。ああ走っているなあっていうことが。そういった点においては、磁気マットも大切でありますけども、犯罪抑止になるのかなあと、そんなように思っているわけであります。

交通についていろいろの質問をしたわけでありますけども、以上でもって私の質問を終わります。

○議長

これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

○事務局長

本日は、これで散会とします。
お疲れさまでございました。
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時45分 散会]